

第2章 財政状況

2-0 本章では、第1節で被保険者の現状及び推移、第2節で受給権者の現状及び推移を述べた後、これらを踏まえ、第3節で公的年金各制度の財政収支の現状及び推移、第4節で財政指標（年金扶養比率、総合費用率等）の現状及び推移について述べる。

第1節 被保険者の現状及び推移

2-1-1 本節における被保険者の現状及び推移における平成27(2015)年9月以前の数値については、一元化前の各制度における数値である。

1 被保険者数

2-1-2 令和2(2020)年度末の被保険者数は、**図表2-1-1**及び**図表2-1-2**に示すとおり、公的年金制度全体で6,756万人であり、うち、厚生年金の被保険者が4,513万人、国民年金第1号被保険者が1,449万人、国民年金第3号被保険者が793万人である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が4,047万人、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）が108万人、第3号厚生年金被保険者（地方公務員）が300万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が58万人となっている。このうち、短時間労働者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が53万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が4千人となっている¹。

ここで、国共済と地共済については、共済組合の組合員は常時勤務に服することを要する公務員とされているため、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員）には短時間労働者はいない。国及び地方公共団体等において短時間労働者に該当する職員が雇用されている場合は、第1号厚生年金被保険者として適用されている。

2-1-3 令和2(2020)年度は、厚生年金の被保険者が増加したものの、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者が減少したため、公的年金制度全体では0.1%の減少と、5年ぶりの減少となった。また、厚生年金の被保険者数の増加率は0.6%となっているが、短時間労働者を除いた増加率は0.4%、短時間労働者の増加率は12.3%²となっている³。

¹ 短時間労働者のうち労使合意に基づき厚生年金に適用された被保険者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）10千人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）166人である。

² 第1号厚生年金被保険者（民間被用者）短時間労働者の適用事業所は、令和2(2020)年度末についても、令和元(2019)年度末の37,034事業所から38,031事業所へと2.7%増加しているが、これは第1号厚生年金被保険者（民間被用者）の適用事業所数の増加（244万事業所から251万事業所へ3.0%増加）と同水準となっている。

³ 男性の短時間労働者数は6.6%増加、女性の短時間労働者数は14.4%増加しており、女性の短時間労働者数の増加が大きい。

第2章◆財政状況

被保険者数の推移をみると、厚生年金被保険者は増加している一方、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者は減少が続いている。これは、生産年齢人口が減少する中で被用者化が進み、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者から厚生年金被保険者にシフトしている影響と考えられる。また、公的年金制度全体の被保険者数は平成18(2006)年度以降一貫して減少⁴していたが、平成28(2016)年度以降増加に転じ、令和元(2019)年度までは増加していた。なお、厚生年金の被保険者のうち男性の被保険者⁵については、平成24(2012)年度から増加が続いていたが、令和2(2020)年度は減少している⁶。

図表2-1-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金											国民年金			公的年金制度全体 ①+②+③
	計			第1号(民間被用者)		第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		第1号	第2号	第3号			
	①	短時間労働者を除く	短時間労働者	短時間労働者を除く	短時間労働者	(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	②	③				
平成/令和(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7(1995)	38,648	38,648	・	33,784	33,784	・	1,125	3,339	400	400	・	19,104	38,648	12,201	69,952
12(2000)	37,423	37,423	・	32,659	32,659	・	1,119	3,239	406	406	・	21,537	37,423	11,531	70,491
17(2005)	37,621	37,621	・	33,022	33,022	・	1,082	3,069	448	448	・	21,903	37,052	10,922	70,447
22(2010)	38,829	38,829	・	34,411	34,411	・	1,055	2,878	485	485	・	19,382	37,914	10,046	68,258
27(2015)	41,289	41,289	・	36,864	36,864	・	1,064	2,832	529	529	・	16,679	39,516	9,151	67,119
28(2016)	42,665	42,372	292	38,218	37,927	291	1,066	2,839	542	540	2	15,754	40,631	8,890	67,309
29(2017)	43,581	43,196	385	39,112	38,729	383	1,071	2,846	552	549	3	15,052	41,305	8,701	67,335
30(2018)	44,284	43,846	438	39,806	39,371	435	1,073	2,845	561	558	3	14,711	41,811	8,467	67,462
元(2019)	44,879	44,404	476	40,374	39,902	472	1,078	2,857	570	566	4	14,533	42,227	8,203	67,616
2(2020)	45,134	44,600	534	40,472	39,942	530	1,084	2,998	580	576	4	14,495	42,359	7,930	67,558
対前年度増減率(%)															
17(2005)	1.3	1.3	・	1.6	1.6	・	△0.4	△1.3	1.5	1.5	・	△1.2	1.3	△0.6	0.2
22(2010)	0.4	0.4	・	0.5	0.5	・	1.1	△1.0	1.4	1.4	・	△2.4	0.3	△1.6	△0.7
27(2015)	2.2	2.2	・	2.4	2.4	・	0.3	0.0	2.3	2.3	・	△4.3	1.7	△1.8	△0.02
28(2016)	3.3	2.6	・	3.7	2.9	・	0.2	0.2	2.5	2.1	・	△5.5	2.8	△2.9	0.3
29(2017)	2.1	1.9	31.9	2.3	2.1	31.8	0.4	0.3	1.8	1.7	45.9	△4.5	1.7	△2.1	0.04
30(2018)	1.6	1.5	13.6	1.8	1.7	13.6	0.1	△0.1	1.6	1.6	17.5	△2.3	1.2	△2.7	0.2
元(2019)	1.3	1.3	8.6	1.4	1.3	8.6	0.5	0.4	1.7	1.6	18.2	△1.2	1.0	△3.1	0.2
2(2020)	0.6	0.4	12.3	0.2	0.1	12.3	0.6	4.9	1.7	1.6	12.1	△0.3	0.3	△3.3	△0.1

注1 国民年金第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金(民間被用者)の平成7(1995)年度末は旧三共済(467千人)及び旧農林年金(509千人)を含み、平成12(2000)年度末は旧農林年金(467千人)を含む。

注3 65歳以上の厚生年金被保険者のうち老齢・退職年金などの受給権がある者は国民年金第2号被保険者とならないため、厚生年金計の被保険者数①に国民年金第1号被保険者数②及び国民年金第3号被保険者数③を加えたものが公的年金制度全体の被保険者数となる。

注4 平成7(1995)年度末及び平成12(2000)年度末の国民年金第2号被保険者数には、厚生年金計の被保険者数を表章している。

注5 令和2(2020)年度末の短時間労働者のうち任意加入の被保険者は、第1号被保険者(民間被用者)10千人、第4号被保険者(私立学校教職員)166人である。

⁴ 公的年金制度全体の被保険者数が最も多かったのは平成11(1999)年度末である(70,616千人)が、その後増減した後、平成18(2006)年度以降は減少が続いていた。

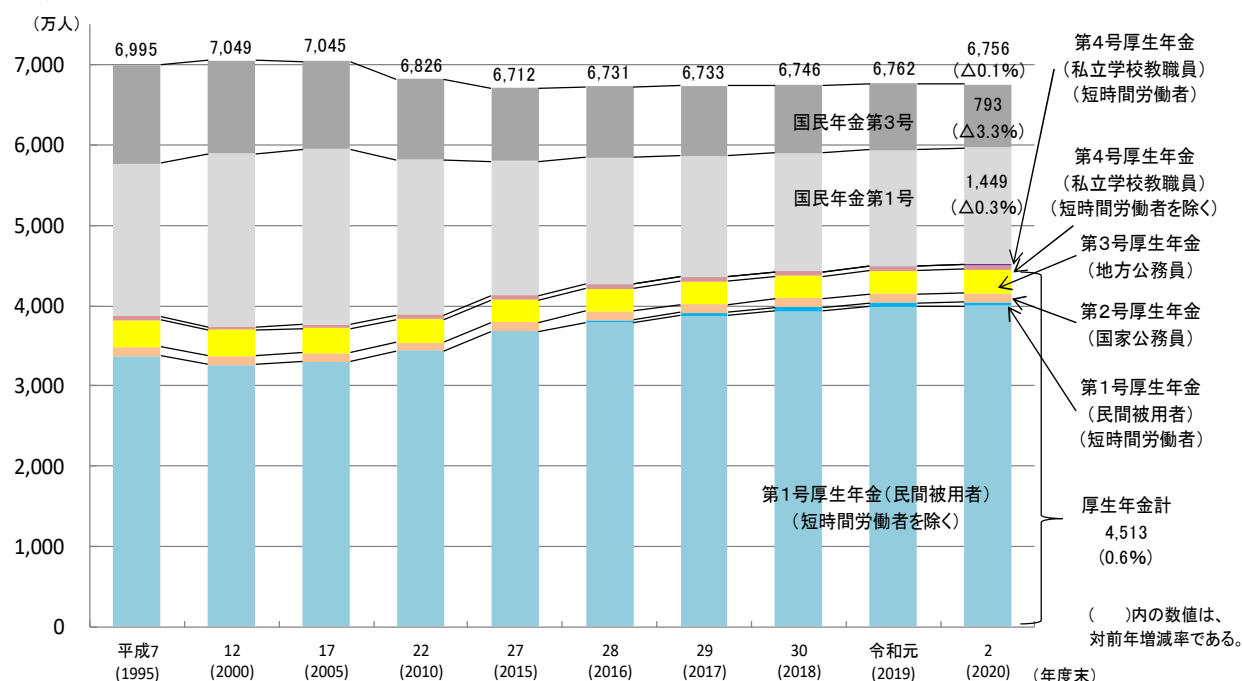
⁵ 長期時系列表(1)(329頁)参照。

⁶ 20~29歳の増加率が1.2%から△0.2%と減少に転じ、60歳以上の増加率が2.6%から1.4%と伸びが鈍化するなどしている。

厚生年金の被保険者の種別別では、全ての種別において増加している。従来から増加している第1号厚生年金被保険者（民間被用者）及び第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）に加え、ここ数年は第2号厚生年金被保険者（国家公務員）も増加しており、さらに令和2（2020）年度は地共済の増加率が4.9%と大きくなっているが、これは、地方公務員法の改正により、令和2（2020）年4月1日から臨時的任用職員が常時勤務を要する常勤職員として位置づけられ、採用の日から地方公務員等共済組合法が適用されたことによるものと考えられる。

また、短時間労働者は平成28（2016）年度末の29万人から増加が続き、令和2（2020）年度末は53万人（厚生年金に占める割合は1.2%）となっている。

図表2-1-2 被保険者数の推移



2 男女構成

2-1-4 図表2-1-3は、令和2（2020）年度末の男女別被保険者数を示したものである。厚生年金の被保険者に占める女性の割合は39.0%となっている。被保険者の種別別では、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性の割合が59.2%で最も大きく、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）の27.8%が最も小さい。短時間労働者の女性の割合は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）ともに7割を超えており、短時間労働者は女性の割合が大きい。

また、国民年金の女性の割合は、第1号被保険者で47.7%、第3号被保険者で98.5%となっている。

図表 2-1-3 男女別被保険者数 —令和2(2020)年度末—

区分	厚生年金											国民年金		公的年金制度全体
	計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)			第1号	第3号	
	千 人	短時間 労働者 を除く 千 人	短時間 労働者 千 人	千 人	短時間 労働者 を除く 千 人	短時間 労働者 千 人	千 人	千 人	千 人	短時間 労働者 を除く 千 人	短時間 労働者 千 人			
計	45,134	44,600	534	40,472	39,942	530	1,084	2,998	580	576	4	14,495	7,930	67,558
男性	27,547	27,408	139	24,787	24,649	138	783	1,740	237	236	1	7,580	118	35,244
女性	17,587	17,192	395	15,685	15,293	392	301	1,258	343	340	3	6,914	7,812	32,314
女性 割合	39.0	38.5	74.0	38.8	38.3	74.0	27.8	42.0	59.2	59.0	77.1	47.7	98.5	47.8

注 国民年金第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

3 年齢分布

(1) 年齢分布

2-1-5 図表 2-1-4 は、令和2(2020)年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものであり、図表 2-1-5 は、令和2(2020)年度末の被保険者の年齢分布を図示したものである。平均年齢は、厚生年金は44.0歳、国民年金第1号被保険者は39.3歳、国民年金第3号被保険者は45.1歳、公的年金制度全体では43.1歳である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が44.1歳で最も高く、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が41.9歳で最も低い。短時間労働者では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が50.2歳、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が47.2歳と短時間労働者を除く平均年齢より高い。

2-1-6 令和2(2020)年度末における被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計や国民年金第3号被保険者では45～49歳の年齢階級の割合が最も大きい。国民年金第1号被保険者では20～24歳の年齢階級の割合が最も大きく2割強を占める。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)及び第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)では65歳以上の年齢階級の割合が4.1%、3.9%となっているのに対し、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)では0.5%、0.6%と小さくなっている。第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は、25～29歳の年齢階級の割合が最も大きく、特に女性の被保険者は若い年齢階級に多い。

短時間労働者(第1号厚生年金(民間被用者)+第4号厚生年金(私立学校教職員))では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45～64歳の被保険者が多い。

図表2-1-4 被保険者の年齢 -令和2(2020)年度末-

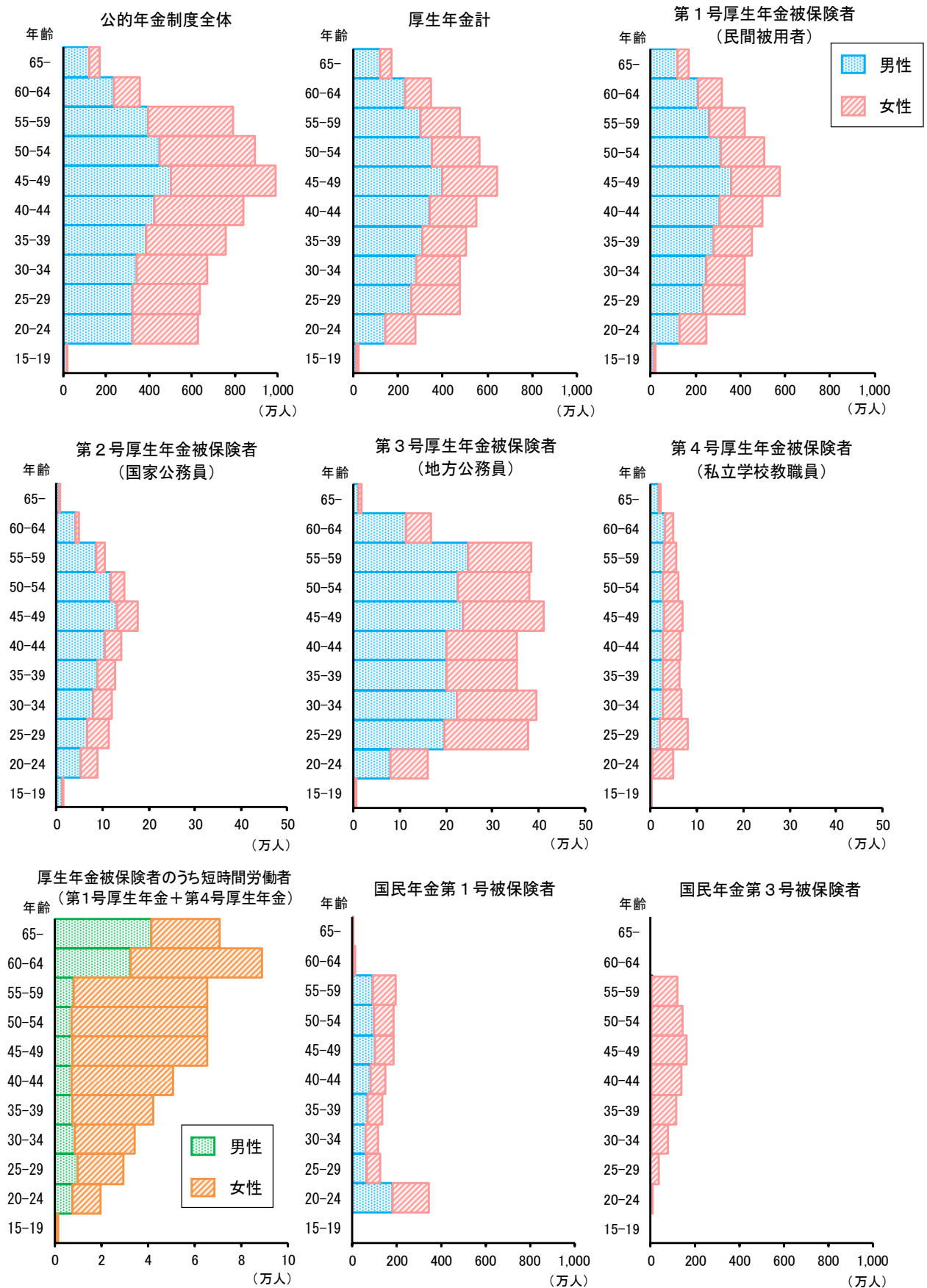
区分	厚生年金											国民年金		公的年金 制度全体
	計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家 公務員)	第3号 (地方 公務員)	第4号(私立学校教職員)			第1号	第3号	
	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者 を除く			短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者 を除く			
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	44.0	43.9	50.2	44.1	44.1	50.2	41.9	42.7	42.8	42.8	47.2	39.3	45.1	43.1
男性	44.7	44.7	53.3	44.9	44.8	53.3	43.1	43.6	47.0	47.0	47.7	39.0	47.1	43.5
女性	42.8	42.6	49.1	43.0	42.9	49.2	38.8	41.6	39.9	39.8	47.1	39.6	45.0	42.6
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.5	0.5	0.3	0.5	0.5	0.3	1.4	0.2	0.0	0.0	0.0	・	・	0.3
20～24歳	6.2	6.2	3.7	6.2	6.2	3.7	8.1	5.4	8.4	8.4	4.2	23.6	0.9	9.3
25～29歳	10.6	10.6	5.5	10.4	10.5	5.5	10.4	12.5	13.7	13.8	8.3	8.5	4.3	9.4
30～34歳	10.6	10.6	6.4	10.3	10.4	6.4	11.1	13.1	11.5	11.5	8.9	8.1	9.7	9.9
35～39歳	11.2	11.2	7.9	11.1	11.2	7.9	11.8	11.8	10.9	10.9	9.5	9.3	14.7	11.2
40～44歳	12.2	12.3	9.5	12.3	12.3	9.5	12.9	11.8	11.2	11.2	11.4	10.4	17.5	12.5
45～49歳	14.3	14.3	12.2	14.3	14.3	12.2	16.2	13.7	11.9	11.9	13.4	12.8	20.1	14.6
50～54歳	12.5	12.5	12.3	12.5	12.5	12.3	13.6	12.6	10.4	10.4	12.7	12.7	17.8	13.2
55～59歳	10.5	10.5	12.3	10.4	10.4	12.3	9.7	12.8	9.8	9.8	10.4	13.5	15.0	11.7
60～64歳	7.7	7.5	16.7	7.9	7.8	16.7	4.4	5.6	8.3	8.2	12.3	1.0	・	5.3
65歳以上	3.8	3.7	13.2	4.1	4.0	13.3	0.5	0.6	3.9	3.9	8.8	0.0	・	2.5

注1 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金(民間被用者)の坑内員・船員は男性に計上している。

注3 平均年齢は、年度末の年齢(月数を考慮しないベース)を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

図表2-1-5 被保険者の年齢分布 —令和2(2020)年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(2) 年齢分布の変化

- 2-1-7 図表 2-1-6 は、被保険者の年齢分布について、この 10 年間の変化をみるために、令和 2 (2020) 年度末の年齢階級別被保険者数を、10 年前の平成 22 (2010) 年度末及び 5 年前の平成 27 (2015) 年度末の年齢階級別被保険者数と比較したものである。なお、平成 28 (2016) 年 10 月に適用拡大の対象となった短時間労働者については、平成 28 (2016) 年度末から令和元 (2019) 年度末までの各年度末の分布を併せて示している。
- 2-1-8 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が 10 年前は 35～39 歳、5 年前は 40～44 歳、令和 2 (2020) 年度末では 45～49 歳にシフトしているが、これは団塊ジュニア世代の年齢が高くなったことによる。また、10 年前にあった 55～59 歳の第二のピークは消滅している。厚生年金計の女性では、15～19 歳を除き被保険者数が増加している。また、男女ともに 65～69 歳の被保険者数がこの 5 年で増加している。被保険者数を人口⁷比でみると、男女ともに 5 年前と比べ、全ての年齢階級で上昇しているが、65～69 歳ではこの 5 年で、男性が 19.7%から 31.0%に、女性が 7.4%から 12.6%になっており、65 歳以上の雇用が進展していることが窺える (図表 2-1-7 参照)。
- 2-1-9 厚生年金計の短時間労働者については、前年度末に比べ、男女ともに 15～19 歳を除き被保険者が増加している。被保険者数を人口比でみると、前年度末に比べ、男女ともに 15～19 歳を除き上昇している。
- 2-1-10 第 1 号厚生年金被保険者 (民間被用者) 及び第 1 号厚生年金被保険者 (民間被用者) の短時間労働者については、その数が厚生年金被保険者の約 9 割 (短時間労働者については 99%) を占めるため、厚生年金計とほぼ同様の变化である。
- 2-1-11 第 2 号厚生年金被保険者 (国家公務員) の男性では、50 歳以上の被保険者数に大きな変化はないが、25～44 歳の各年齢階級の被保険者数が大幅に減少している。第 2 号厚生年金被保険者 (国家公務員) の女性では、45 歳以上の被保険者数が増加している。第 1 号厚生年金被保険者 (民間被用者) と異なり、男女ともに 65 歳以上の被保険者数にはほとんど変化が見られない。
- 2-1-12 第 3 号厚生年金被保険者 (地方公務員) では、男女ともに、20～39 歳の被保険者数がこの 5 年で増加している。男性においては、40～44 歳、50～59 歳の被保険者数が大幅に減少している。また、男女ともに 65 歳以上の被保険者数にほとんど変化が見られないのは、第 2 号厚生年金被保険者 (国家公務員) と同様である。

⁷ 人口は、総務省統計局「人口推計」による平成 28 (2016) 年 4 月 1 日現在及び令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在の総人口である。

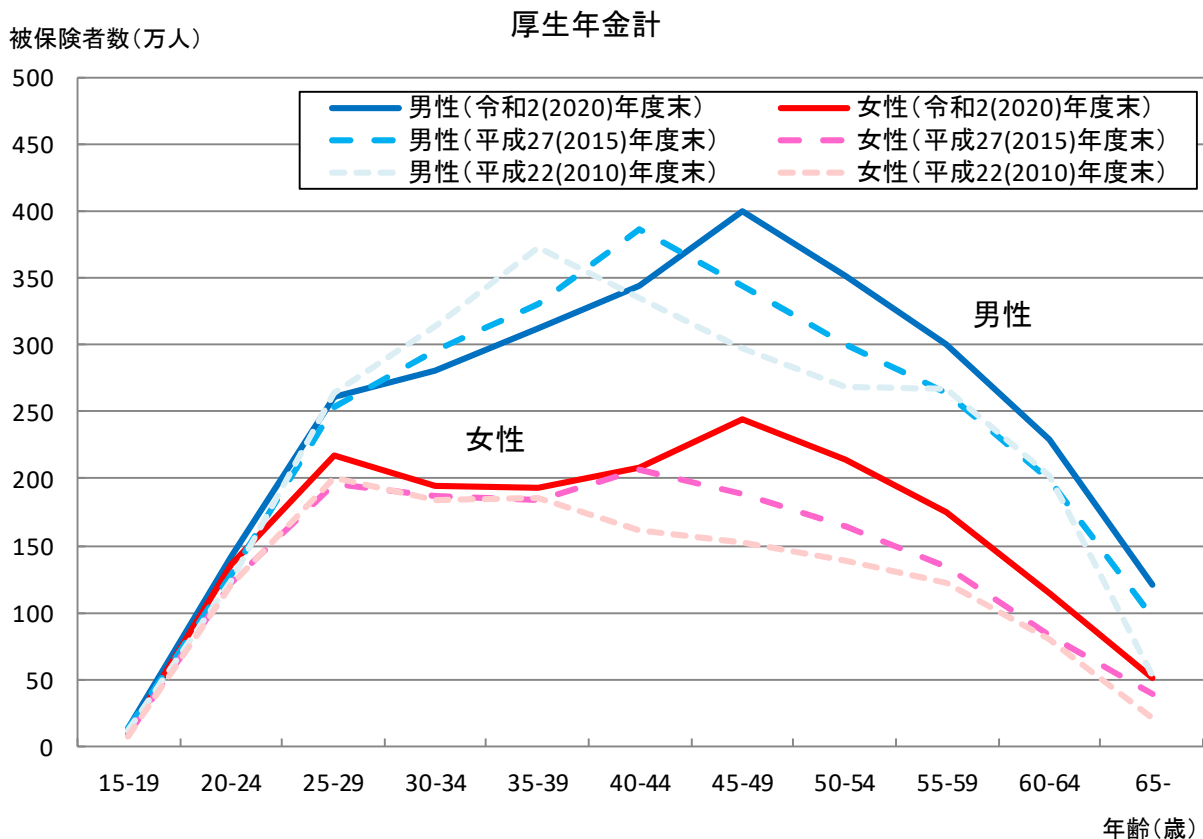
2-1-13 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性では、この10年間では大きな変化はみられない。第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性では、35歳以上の被保険者数が大幅に増加している。また、65歳以上の被保険者数は、男女ともに5年前から大きな変化がない。

2-1-14 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の短時間労働者については、前年度末に比べ、男性の35～39歳、50～59歳、前年度末も今年度末も男女ともに被保険者がいない15～19歳を除き被保険者が増加している。

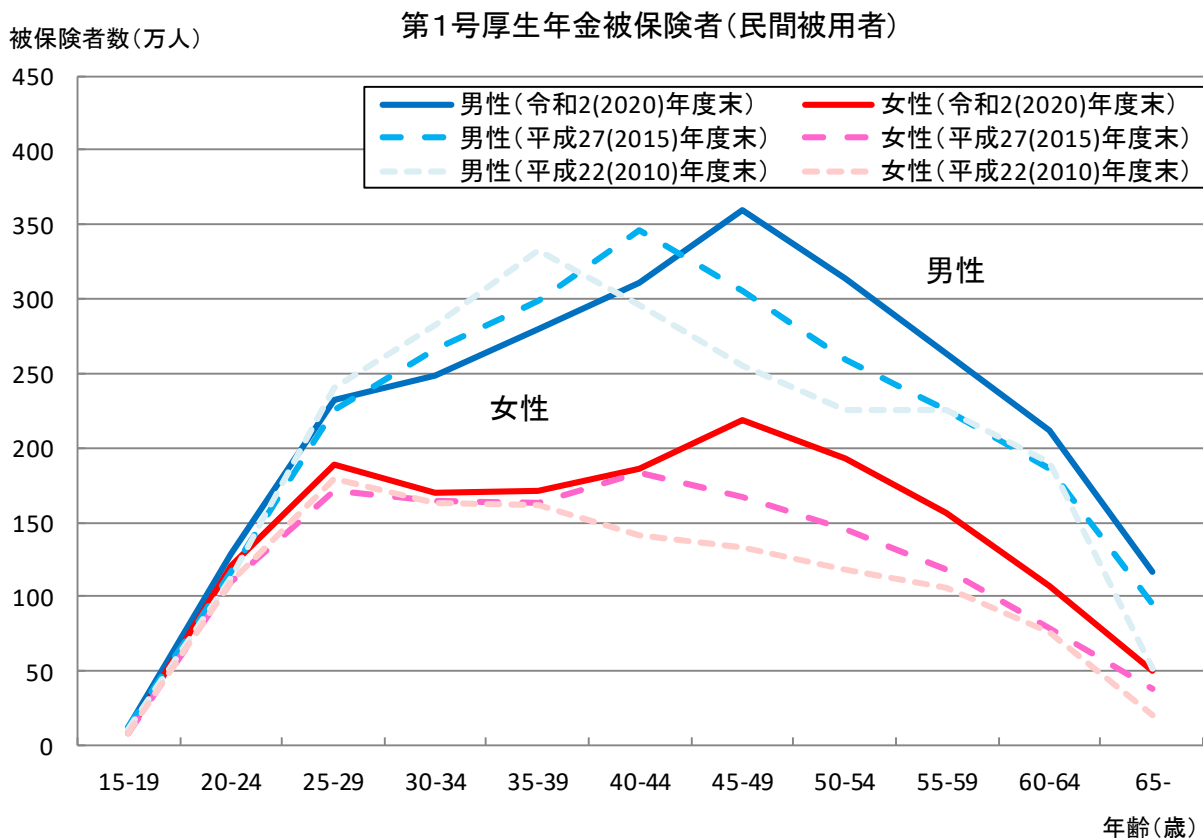
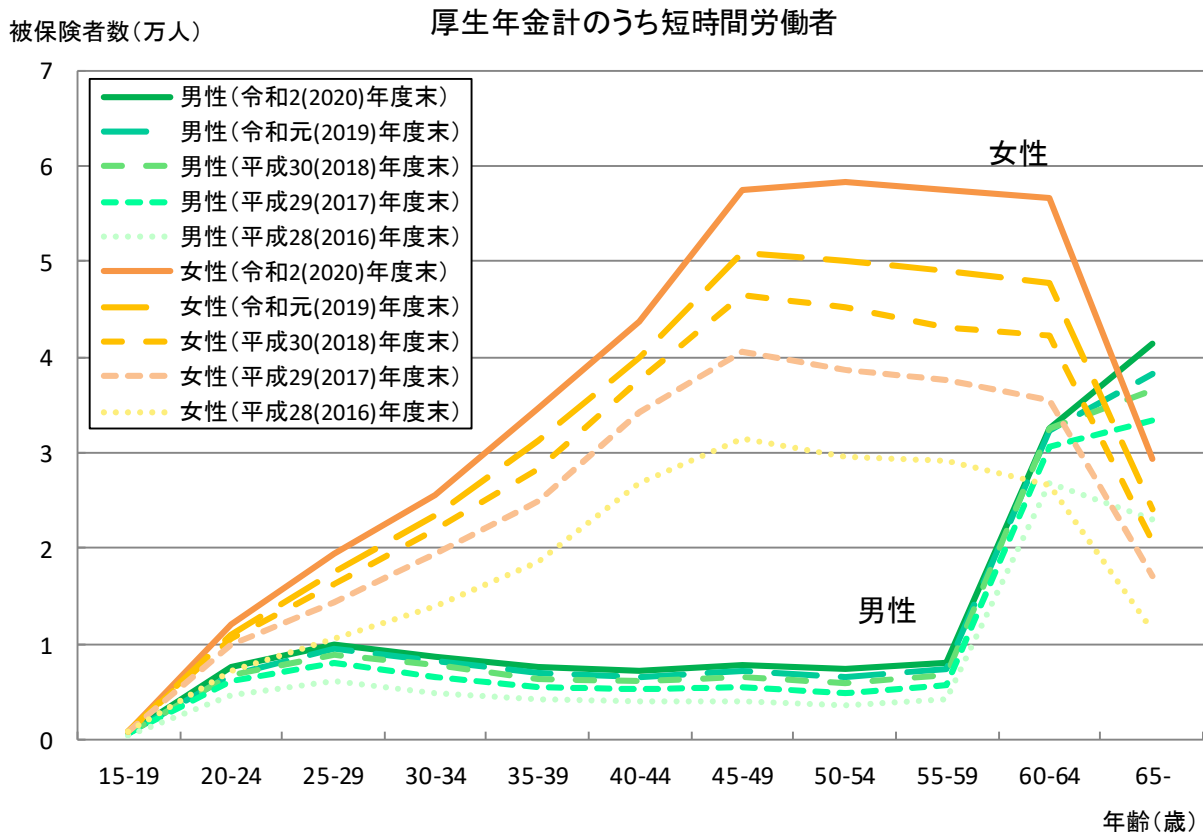
2-1-15 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少している。被保険者数を人口比で見ると、男女ともに5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。

2-1-16 国民年金第3号被保険者の女性では、44歳以下の被保険者数の減少が著しい。被保険者数を人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。

図表2-1-6 被保険者の年齢分布の変化

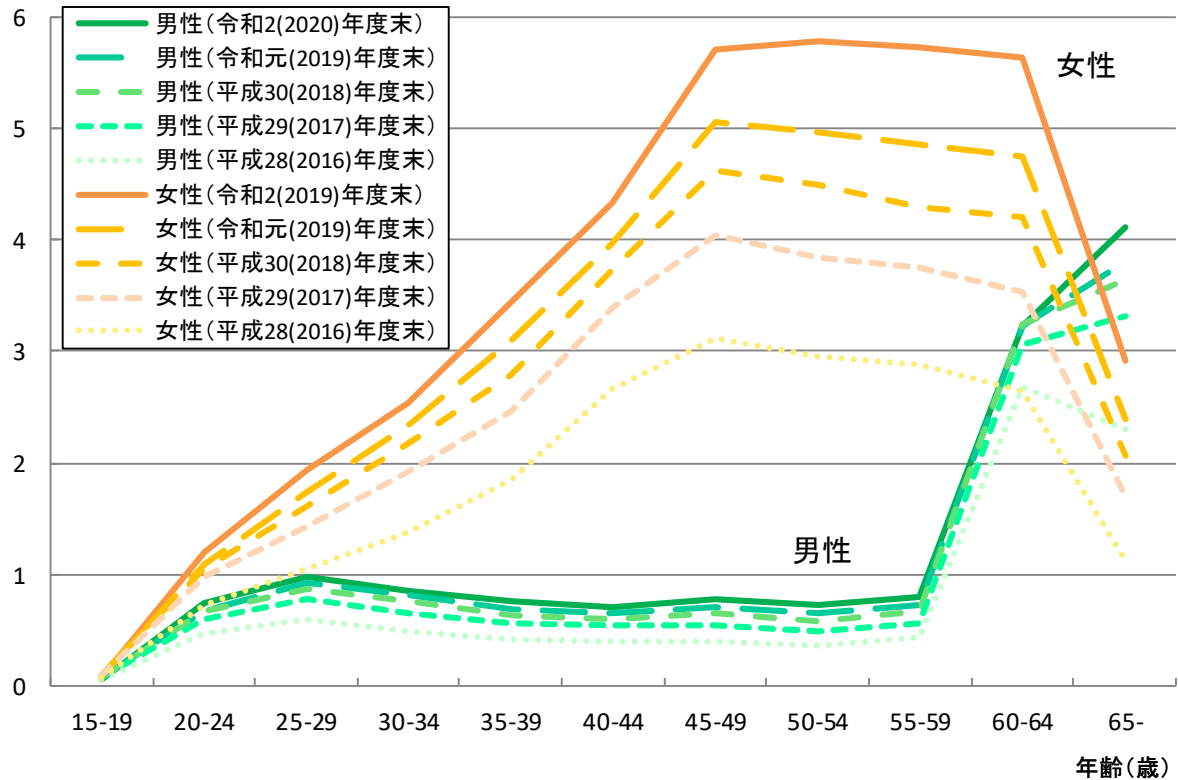


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）



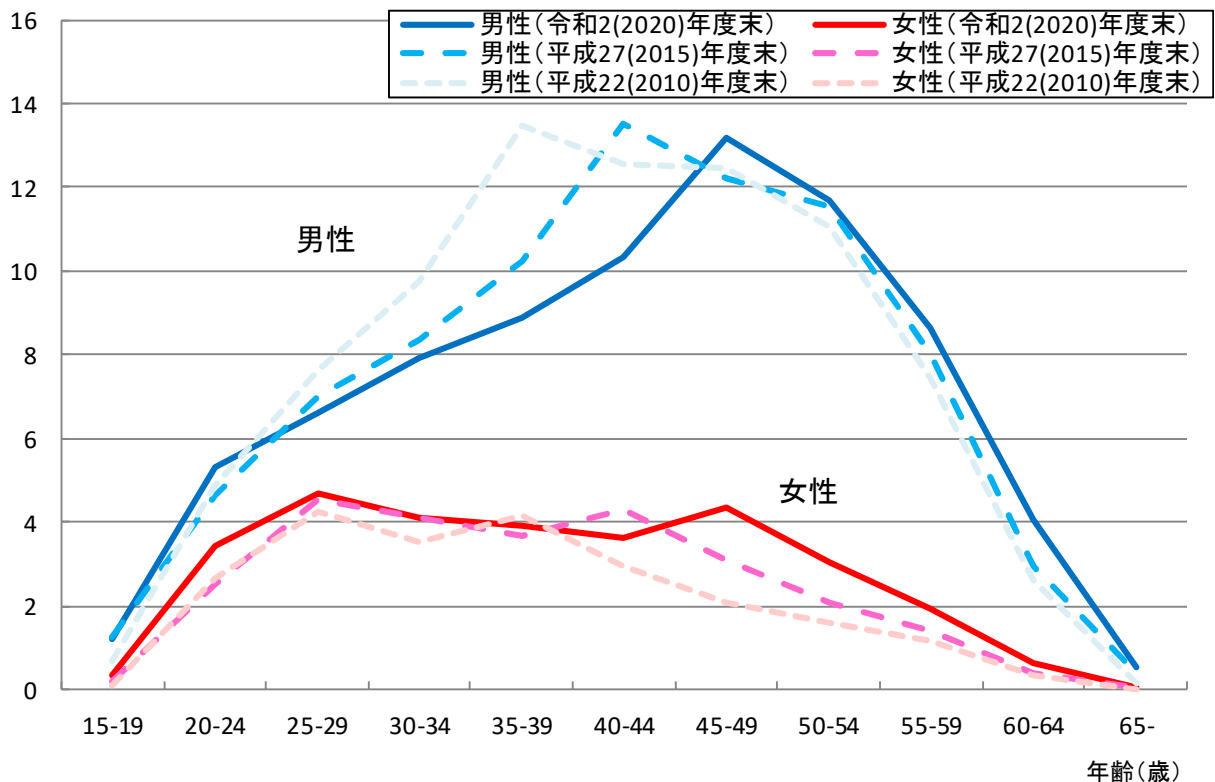
図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

被保険者数(万人) 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者

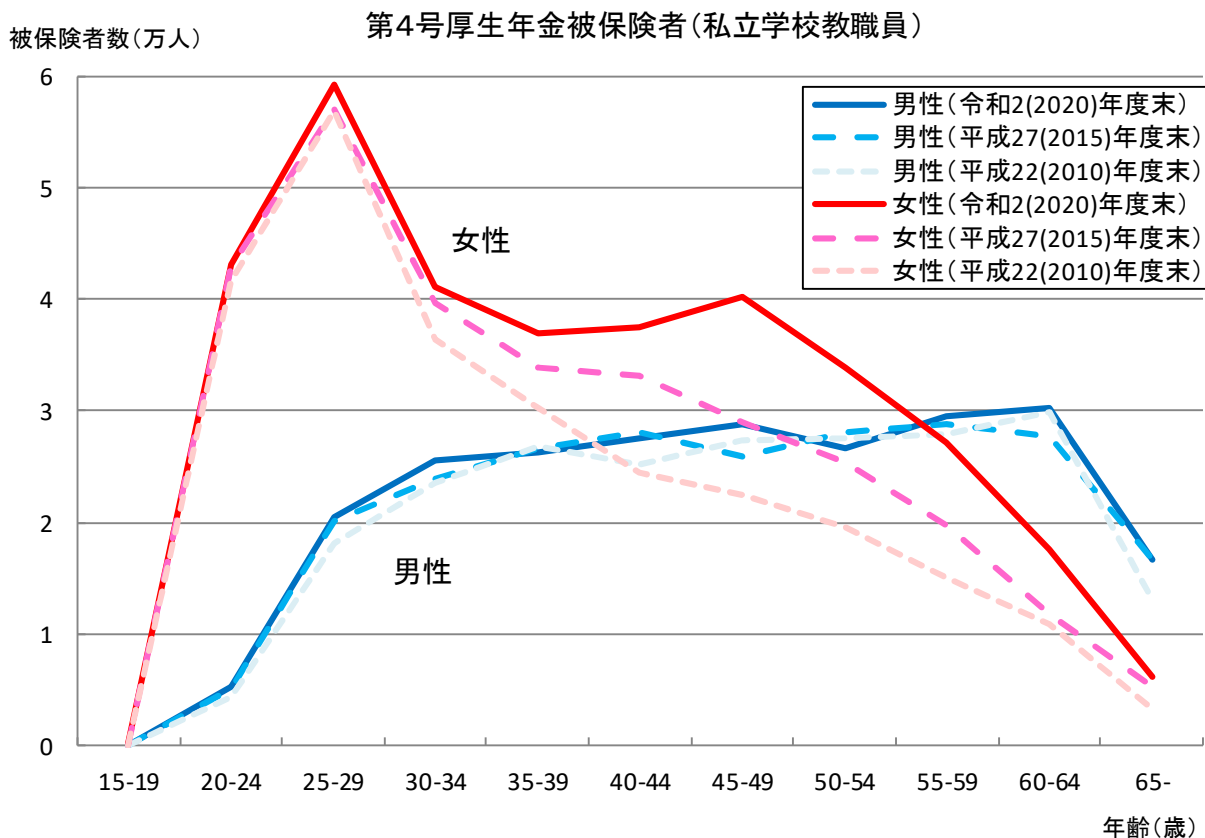
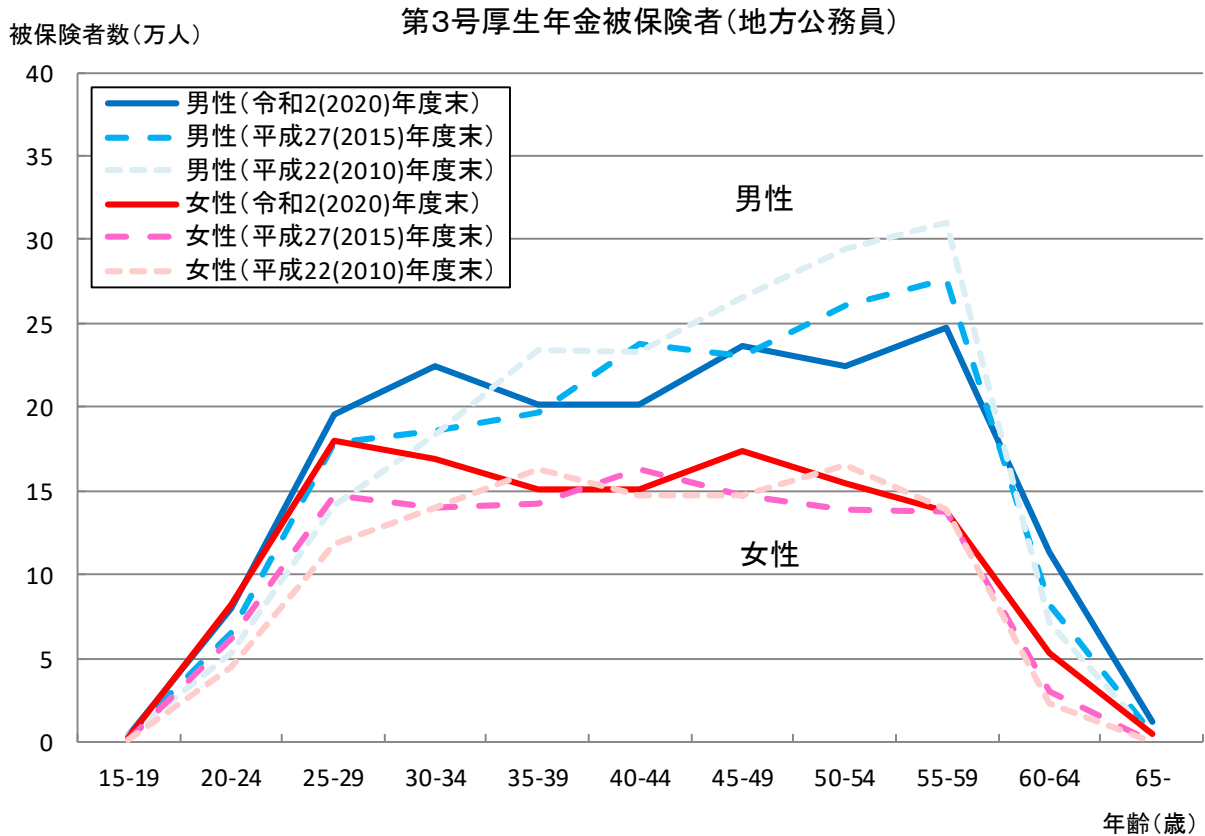


被保険者数(万人)

第2号厚生年金被保険者(国家公務員)

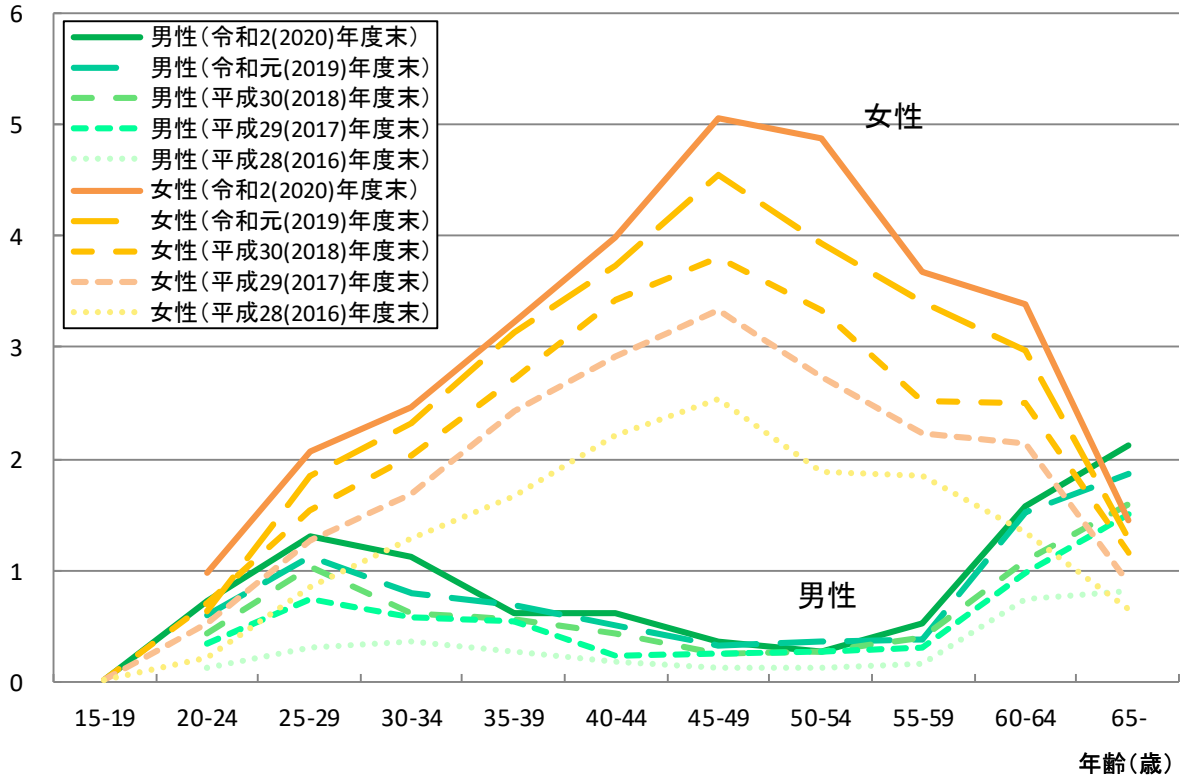


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

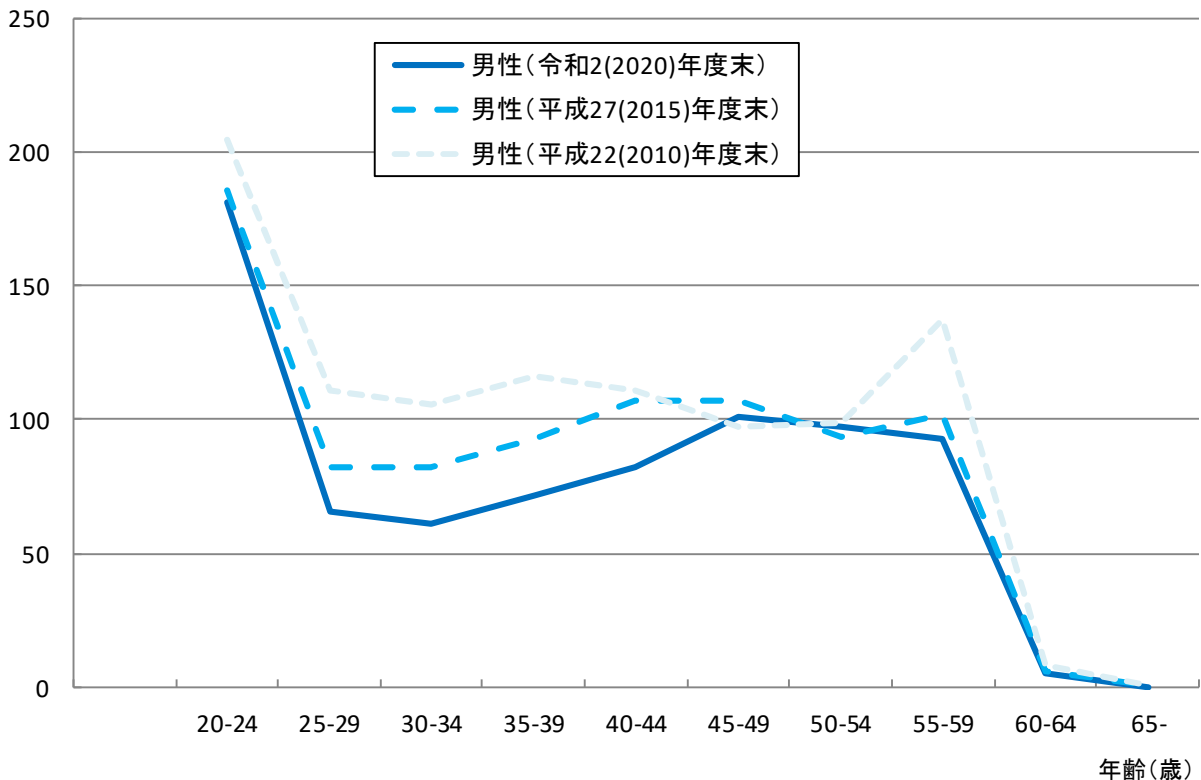


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

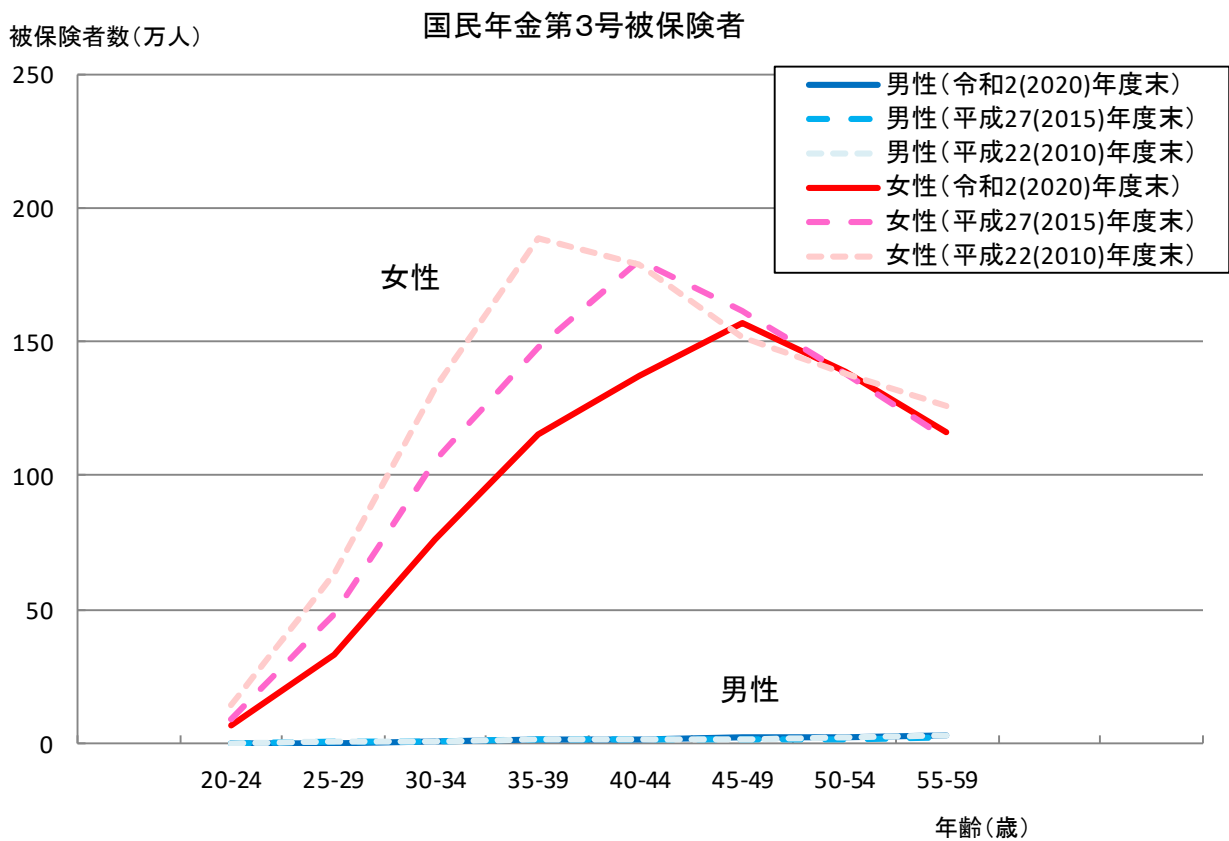
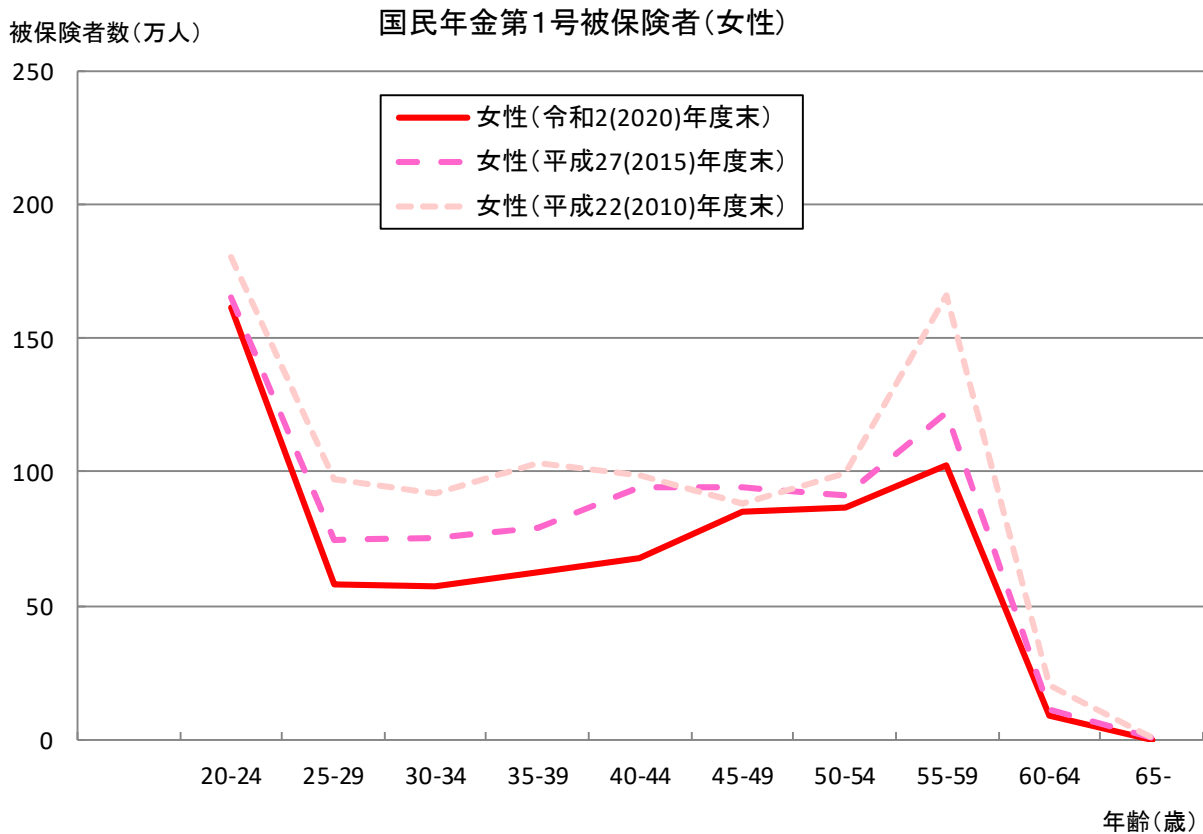
被保険者数(百人) 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者



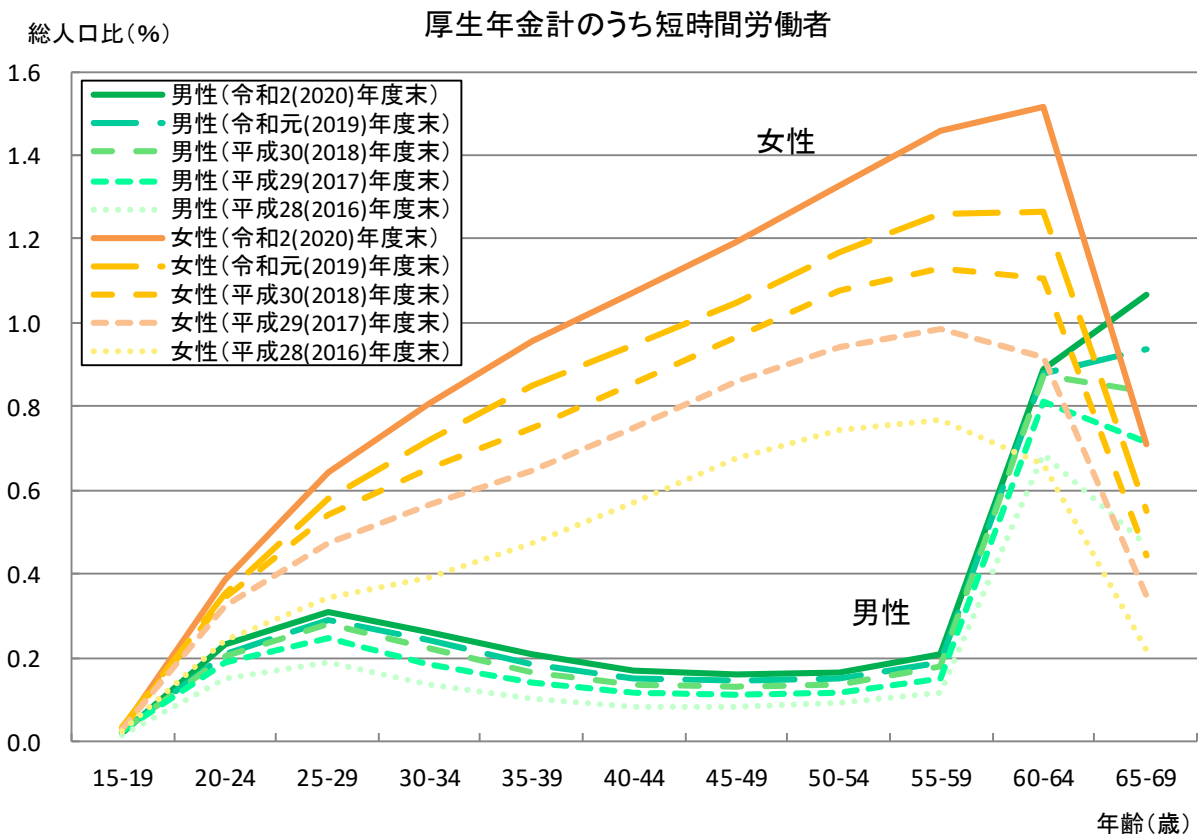
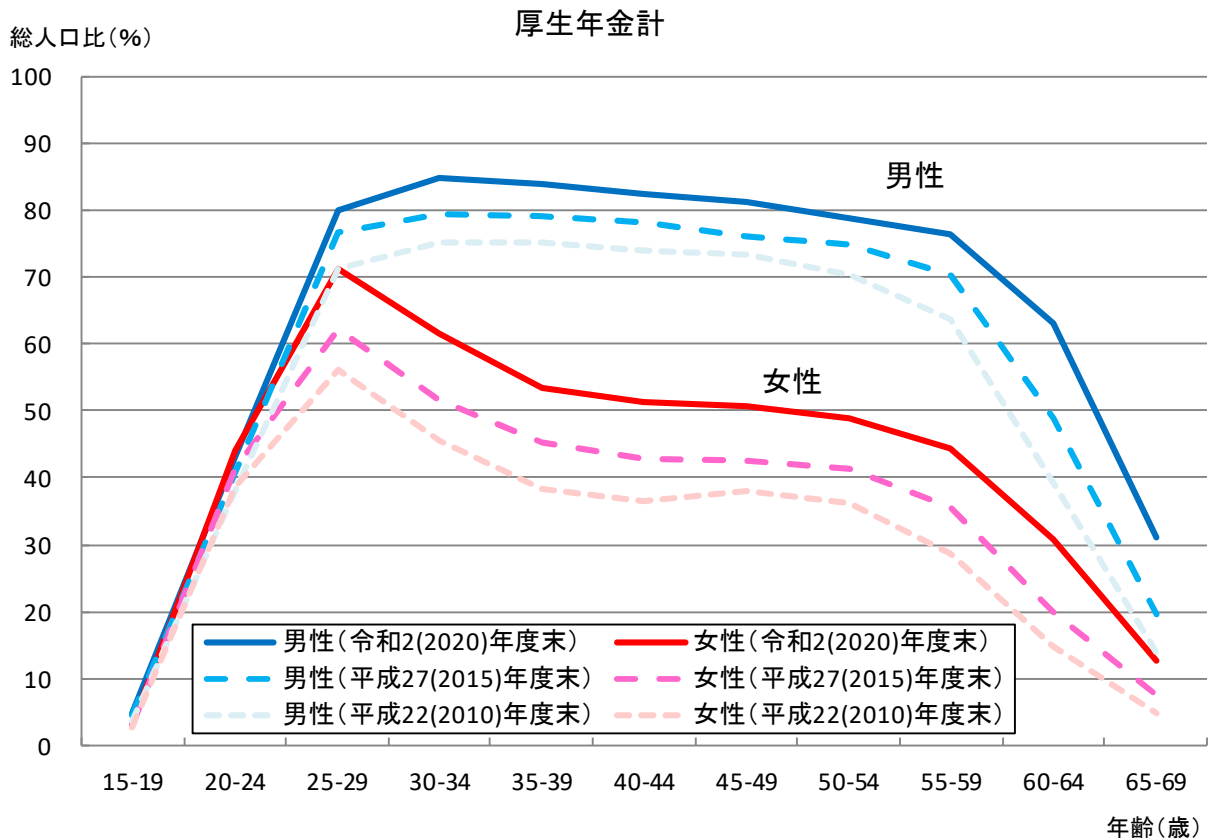
被保険者数(万人) 国民年金第1号被保険者(男性)



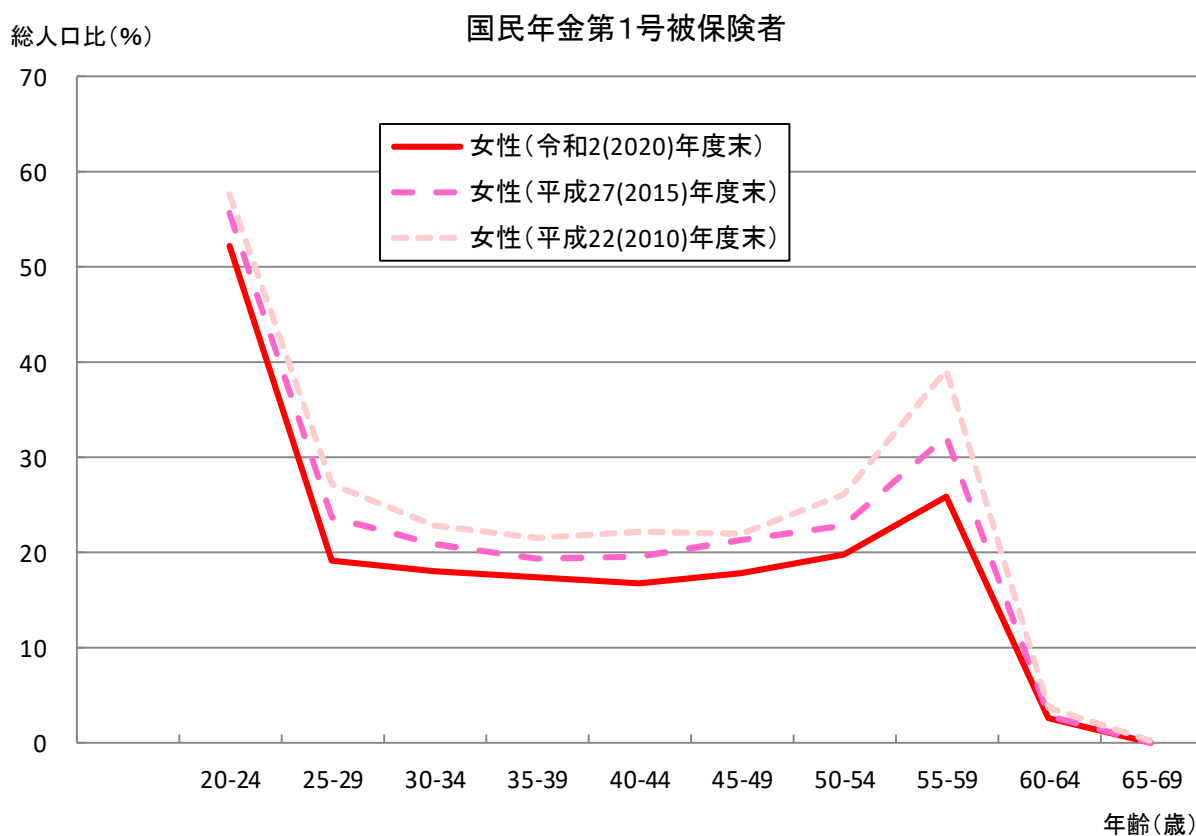
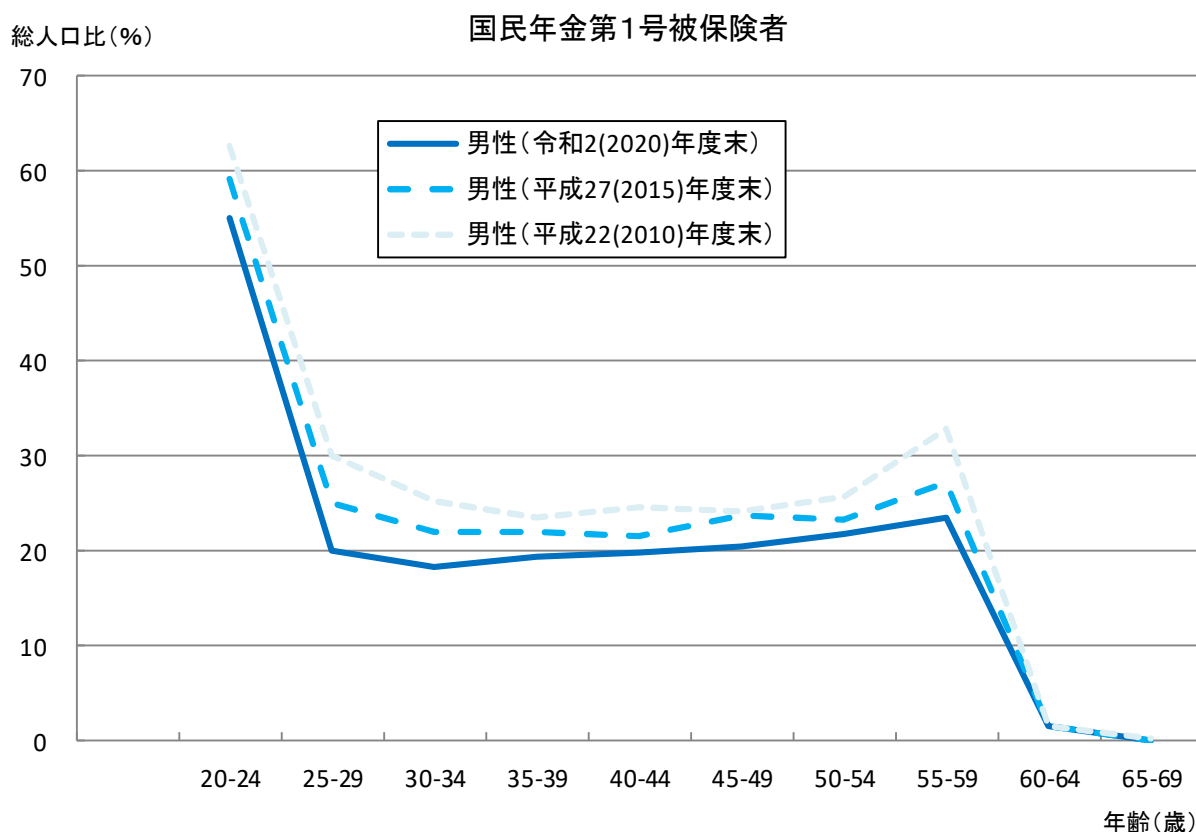
図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）



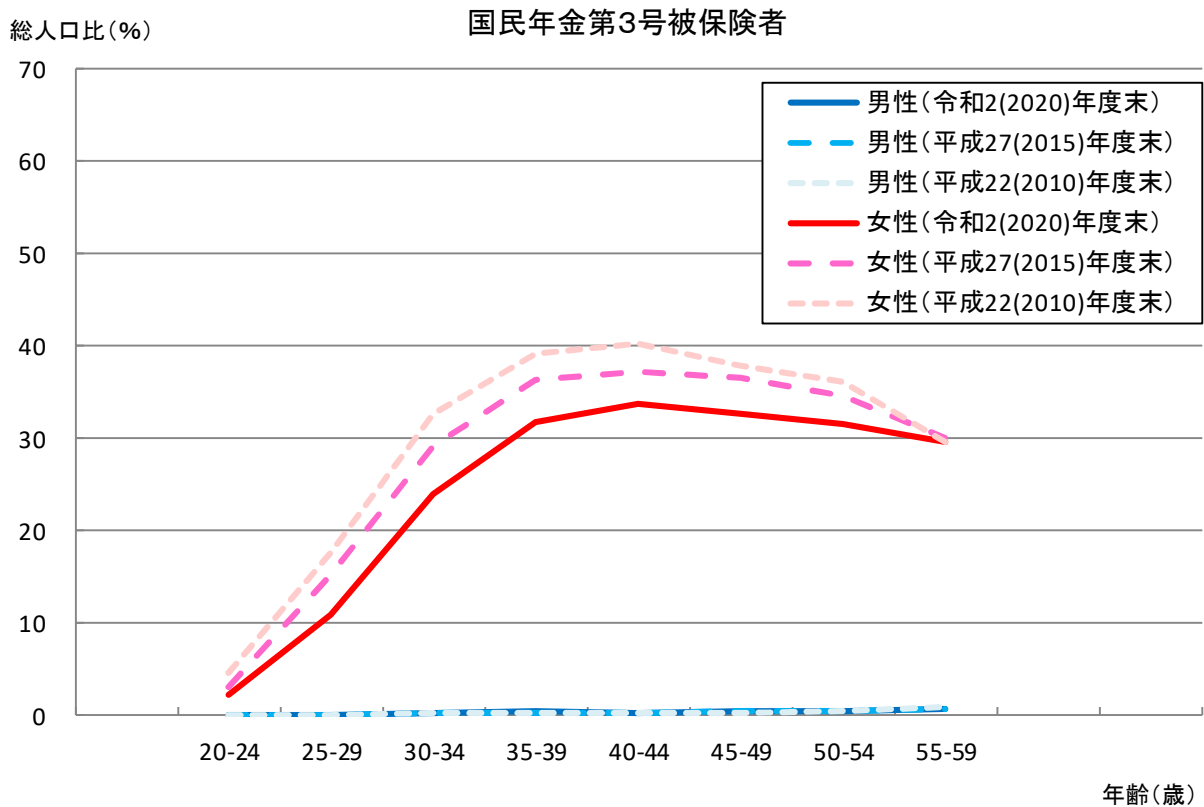
図表2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比



図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）



図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）



※ 図表 2-1-7 に掲載した数値

区分		年度末	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	
厚生年金計	男性	平成22(2010)	3.7	37.9	71.2	75.1	75.1	73.9	73.3	70.3	63.5	39.2	14.0	
		27(2015)	4.6	40.9	76.7	79.4	79.0	78.0	76.2	74.7	70.3	48.9	19.7	
		令和2(2020)	4.9	43.3	80.1	84.7	83.8	82.5	81.1	78.8	76.2	63.1	31.0	
	女性	平成22(2010)	2.7	38.8	56.1	45.6	38.4	36.5	37.9	36.1	28.8	14.8	5.0	
		27(2015)	3.0	41.3	62.2	51.6	45.2	42.8	42.5	41.2	35.6	19.8	7.4	
		令和2(2020)	3.1	44.1	71.3	61.4	53.5	51.1	50.7	48.8	44.3	30.9	12.6	
厚生年金計のうち 短時間労働者	男性	平成28(2016)	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.7	0.5
		29(2017)	0.0	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8	0.7
		30(2018)	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.9	0.8
		令和元(2019)	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.9	0.9
	女性	平成28(2016)	0.0	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.2
		29(2017)	0.0	0.3	0.5	0.6	0.6	0.7	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.3
		30(2018)	0.0	0.3	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	0.4
		令和元(2019)	0.0	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.3	1.3	0.6
	2(2020)	0.0	0.4	0.6	0.8	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.5	1.5	1.5	0.7
		国民年金 第1号被保険者	平成22(2010)	・	62.6	30.0	25.2	23.5	24.5	24.1	25.8	32.8	1.6	0.2
			27(2015)	・	59.3	25.0	22.0	22.1	21.7	23.8	23.3	27.1	1.5	0.1
			令和2(2020)	・	55.0	20.1	18.4	19.3	19.7	20.5	21.9	23.5	1.5	0.0
女性	平成22(2010)	・	57.7	27.3	22.7	21.5	22.2	21.9	26.0	39.0	3.8	0.2		
	27(2015)	・	55.6	23.6	20.9	19.4	19.6	21.2	22.9	32.3	2.7	0.1		
	令和2(2020)	・	52.2	19.1	18.0	17.3	16.7	17.7	19.7	25.9	2.5	0.0		
国民年金 第3号被保険者	男性	平成22(2010)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.8	・	・	
		27(2015)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.7	・	・
		令和2(2020)	・	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.7	・	・
	女性	平成22(2010)	・	4.5	17.7	32.7	39.2	40.3	37.9	36.1	29.6	・	・	
		27(2015)	・	3.1	15.2	29.1	36.4	37.3	36.5	34.6	30.0	・	・	
		令和2(2020)	・	2.2	11.0	23.9	31.8	33.8	32.6	31.6	29.5	・	・	

注1 総務省統計局「人口推計」による平成23(2011)年4月1日現在、平成28(2016)年4月1日現在及び令和3(2021)年4月1日現在の総人口に対する比である。ただし、厚生年金計のうち短時間労働者については、平成29(2017)年4月1日現在、平成30(2018)年4月1日現在、平成31(2019)年4月1日現在、令和2(2020)年4月1日及び令和3(2021)年4月1日現在の総人口に対する比である。

注2 平成22(2010)年度末の第2号厚生年金被保険者(国家公務員)及び第3号厚生年金被保険者(地方公務員)についても、65～69歳の被保険者数を用いて算出している。

4 厚生年金の1人当たり標準報酬額

2-1-17 令和2(2020)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額換算)⁸は、**図表2-1-8**に示すとおり、厚生年金計では38.5万円である。被保険者の種別別では、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が54.6万円、次いで第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が53.6万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が46.2万円、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が36.9万円となっている。短時間労働者の1人当たり標準報酬額は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で15.5万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で19.4万円である。

2-1-18 1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額換算)の対前年度増減率を見ると、厚生年金計では0.6%減少となっている。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は0.6%減少、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は0.9%減少、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は2.2%減少、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.1%増加している。

ここで、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額は0.5%減少する一方、短時間労働者は2.4%増加し⁹、全体の1人当たり標準報酬額は0.6%減少している¹⁰。

第2号厚生年金被保険者(国家公務員)については、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度まで、他の実施機関に比べて高く¹¹なっていたが、平成29(2017)年度は0.2%増加、平成30(2018)年度は0.7%増加、令和元(2019)年度は0.1%増加、令和2(2020)年度は0.9%減少と第1号厚生年金被保険者(民間被用者)よりやや低くなっている。

第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、平成17(2005)年度以降、平成

⁸ 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)は、総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

⁹ 令和2(2020)年度は、短時間労働者1人あたりの標準賞与額が68.6%増加している。

¹⁰ 全体の1人当たり標準報酬額の増減率が、短時間労働者を除く増減率、短時間労働者の増減率のいずれよりも低いのは、(1人当たり標準報酬額が相対的に低い)短時間労働者の被保険者全体に対する割合が上昇しているためである。

¹¹ 第2号厚生年金被保険者(国家公務員)については、国家公務員の給与の特例減額(平成24(2012)年4月から2年間の、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みた「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による給与減額の措置)が平成25(2013)年度までで終了したこと、当該終了が標準報酬月額に反映されたのが、定時決定が適用される平成26(2014)年9月であったこと、被用者年金一元化に伴う標準報酬の範囲の整理等により、平成26(2014)年度及び27(2015)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率が各々4.0%、1.4%と他の実施機関に比べて高くなっている。

第2章◆財政状況

26(2014)年度を除き¹²減少が続いた後、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度まで増加していたが、令和2(2020)年度は2.2%の減少と他の被保険者種別に比べて大きく減少した¹³。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額が0.1%増加し、短時間労働者の1人当たり標準報酬額も1.2%増加となっており、全体の1人あたり標準報酬額は0.1%増加している。

図表2-1-8 厚生年金の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者	
平成(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17(2005)	399,171	399,171	・	374,238	374,238	・	545,501	602,790	490,336	490,336	・
22(2010)	379,564	379,564	・	358,838	358,838	・	532,662	556,707	475,929	475,929	・
27(2015)	383,396	383,396	・	365,096	365,096	・	538,909	547,209	464,788	464,788	・
28(2016)	382,586	383,382	131,124	364,587	365,408	130,885	545,562	546,225	462,651	463,119	168,002
29(2017)	383,008	385,022	140,618	365,507	367,579	140,331	546,619	546,447	461,605	462,873	181,726
30(2018)	385,703	387,977	148,280	368,694	371,032	148,008	550,363	546,669	461,412	462,848	187,130
元(2019)	387,589	390,036	151,452	370,862	373,376	151,144	551,096	548,014	462,020	463,677	191,951
2(2020)	385,178	387,842	155,095	368,684	371,427	154,797	546,285	535,894	462,255	464,074	194,293
対前年度増減率(%)											
17(2005)	△0.3	△0.3	・	△0.2	△0.2	・	0.4	△0.1	△0.6	△0.6	・
22(2010)	△0.4	△0.4	・	△0.1	△0.1	・	△1.2	△2.1	△0.6	△0.6	・
27(2015)	0.3	0.3	・	0.4	0.4	・	1.4	△0.7	△0.4	△0.4	・
28(2016)	△0.2	△0.0	・	△0.1	0.1	・	1.2	△0.2	△0.5	△0.4	・
29(2017)	0.1	0.4	7.2	0.3	0.6	7.2	0.2	0.04	△0.2	△0.1	8.2
30(2018)	0.7	0.8	5.4	0.9	0.9	5.5	0.7	0.04	△0.04	△0.01	3.0
元(2019)	0.5	0.5	2.1	0.6	0.6	2.1	0.1	0.2	0.1	0.2	2.6
2(2020)	△0.6	△0.6	2.4	△0.6	△0.5	2.4	△0.9	△2.2	0.1	0.1	1.2

注1 総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算した上で算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号(民間被用者)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出したものである。

¹² 国家公務員の給与の特例減額に準じた地方公務員給与の減額要請を受けた対応が平成25(2013)年度までで終了している。

¹³ 地方公務員法の改正により、令和2(2020)年4月1日から臨時的任用職員が常時勤務を要する常勤職員として位置づけられ、採用の日から地方公務員等共済組合法が適用されたことの影響も考えられる。

2-1-19 令和2(2020)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬月額¹⁴は、**図表 2-1-9**に示すとおり、厚生年金計では32.2万円である。被保険者の種別別では、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)41.4万円、次いで第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は40.4万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が36.2万円、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が31.3万円となっている。また、短時間労働者では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が14.6万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が18.6万円である。

この1人当たり標準報酬月額の対前年度増減率をみると、厚生年金計では0.1%減少している。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は0.1%減少、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は0.6%減少、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は1.8%減少、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.5%増加している。

第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額は前年度と同水準、短時間労働者は0.1%増加し、全体としての1人当たり標準報酬月額は0.1%減少¹⁵している¹⁶。

第2号厚生年金被保険者(国家公務員)については、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度まで、他の実施機関に比べて高く¹⁷なっていたが、平成29(2017)年度は前年度と同水準、平成30(2018)年度は0.2%増加、令和元(2019)年は0.1%増加、令和2(2020)年度は0.6%減少と第1号厚生年金被保険者(民間被用者)より低くなっている。

第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、平成17(2005)年度以降、平成17(2005)年度、平成26(2014)年度¹⁸及び令和元(2019)年度を除き減少が続いており、令和2(2020)年度は1.8%減少している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額が0.5%増加、短時間労働者は0.9%増加し、全体としての1人当たり標準報酬月額は0.5%の増加となっている。

¹⁴ 標準報酬月額と言った場合には、賞与は含まれない。また、1人当たり標準報酬月額は、標準報酬月額総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

¹⁵ 令和2(2020)年9月に標準報酬月額の上限が改定され、従前の標準報酬月額の上限等級(62万円)の上に一等級追加されている(65万円)。この影響について、事業月報(厚生労働省年金局)の令和2(2020)9月末から令和3(2021)年3月末までの62万円及び65万円の被保険者数を62万円の被保険者数として平均を算出しておすことにより、取り除いてみると、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額は前年度に比べ0.3%減少、短時間労働者は同水準、全体としての1人当たり標準報酬月額は0.4%減少している。

¹⁶ 脚注10(99頁)参照。

¹⁷ 脚注11(99頁)参照。

¹⁸ 脚注12(100頁)参照。

図表2-1-9 厚生年金の1人当たり標準報酬月額推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)		
	円	円	円	円	円	円	(国家公務員)	(地方公務員)	円	円	円
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者				短時間労働者を除く	短時間労働者	
平成(西暦)											
17 (2005)	327,464	327,464	・	312,674	312,674	・	407,137	452,836	367,267	367,267	・
22 (2010)	317,297	317,297	・	304,554	304,554	・	407,739	429,452	365,340	365,340	・
27 (2015)	318,921	318,921	・	308,007	308,007	・	412,920	417,492	360,262	360,262	・
28 (2016)	318,345	318,953	126,289	307,896	308,535	126,062	415,569	413,488	358,853	359,167	161,285
29 (2017)	318,376	319,892	135,826	308,352	309,942	135,560	415,637	411,678	358,105	358,940	173,927
30 (2018)	320,459	322,157	143,252	310,870	312,648	142,997	416,367	410,886	358,910	359,849	179,596
元 (2019)	322,334	324,158	146,313	312,996	314,906	146,026	416,794	411,521	359,750	360,829	184,017
2 (2020)	321,906	323,938	146,430	312,838	314,976	146,131	414,151	403,964	361,531	362,725	185,637
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	△0.1	△0.1	・	△0.1	△0.1	・	0.8	0.3	△0.1	△0.1	・
22 (2010)	△0.6	△0.6	・	△0.5	△0.5	・	△0.3	△0.9	△0.2	△0.2	・
27 (2015)	0.2	0.2	・	0.4	0.4	・	1.5	△1.2	△0.3	△0.3	・
28 (2016)	△0.2	0.0	・	△0.0	0.2	・	0.6	△1.0	△0.4	△0.3	・
29 (2017)	0.0	0.3	7.6	0.1	0.5	7.5	0.0	△0.4	△0.2	△0.1	7.8
30 (2018)	0.7	0.7	5.5	0.8	0.9	5.5	0.2	△0.2	0.2	0.3	3.3
元 (2019)	0.6	0.6	2.1	0.7	0.7	2.1	0.1	0.2	0.2	0.3	2.5
2 (2020)	△0.1	△0.1	0.1	△0.1	0.0	0.1	△0.6	△1.8	0.5	0.5	0.9

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額、給料月額を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注2 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬月額は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

2-1-20 図表2-1-10は、令和2(2020)年度の厚生年金1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)を男女別に示したものである。1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とした女性の水準でみると厚生年金計では69.4である。被保険者の種別別では、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が各々80.5、86.2となっており、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の67.1、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)の68.5に比べて男女間の差が小さい。短時間労働者では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は88.0と男女間の差は小さいが、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)では72.7と男女間の差が大きい。

図表2-1-10 厚生年金の男女別1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）

—令和2(2020)年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)			
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	385,178	387,842	155,095	368,684	371,427	154,797	546,285	535,894	462,255	464,074	194,293	
男性	437,179	438,505	170,275	422,355	423,739	169,771	577,575	568,644	568,051	569,282	245,887	
女性	303,362	306,769	149,654	283,471	286,783	149,421	464,868	490,418	389,072	390,933	178,802	
男性を100とした女性の水準	69.4	70.0	87.9	67.1	67.7	88.0	80.5	86.2	68.5	68.7	72.7	

注1 総報酬ベースの標準報酬総額（年度累計）を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

注2 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

2-1-21 図表2-1-11は、令和2(2020)年度の厚生年金1人当たり標準報酬月額を男女別に示したものである。1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とした女性の水準でみると、総報酬ベース（図表2-1-10）に比べやや高めとなっている。このことから、賞与の男女間の差に比べると毎月の給与の男女間の差の方が小さいことが分かる。

図表2-1-11 厚生年金の男女別1人当たり標準報酬月額 —令和2(2020)年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)			
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	321,906	323,938	146,430	312,838	314,976	146,131	414,151	403,964	361,531	362,725	185,637	
男性	362,530	363,539	159,320	354,921	355,996	158,834	436,180	427,972	439,380	440,172	232,335	
女性	257,991	260,566	141,809	246,025	248,605	141,572	356,830	370,628	307,679	308,884	171,616	
男性を100とした女性の水準	71.2	71.7	89.0	69.3	69.8	89.1	81.8	86.6	70.0	70.2	73.9	

注 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

5 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布

2-1-22 図表 2-1-12 (a)～(g)は、令和2(2020)年度末の厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布を示したものである。この10年間の変化をみるために、平成22(2010)年度末及び平成27(2015)年度末の分布も併せて示している。ただし、(e)第3号厚生年金被保険者(地方公務員)の平成22(2010)年度については、地共済が給料月額ベースであったため標準報酬月額の分布はなく、結果として(a)厚生年金計も同様である。また、(c)第1号厚生年金被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者と(g)第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者については、平成28(2016)年10月に適用拡大が実施されたため、平成28(2016)年度末から令和元(2019)年度末までの各年度末の分布を併せて示している。

なお、令和2(2020)年9月に標準報酬月額の上限が改定され¹⁹、従前の標準報酬月額の上限等級(62万円)の上に一等級追加されている(65万円)。また、平成28(2016)年10月に標準報酬月額の下限の変更が行われている。

このため、5年前と比較する際には、令和2(2020)年度末の8.8万円と9.8万円の被保険者数を合計したものと平成27(2015)年度末の9.8万円とを比較し、これを9.8万円の増減としている。また、令和2(2020)年度末の62万円と65万円の被保険者数を合計したものを、平成27(2015)年度末の62万円の被保険者数と比較し、62万円の増減としている²⁰。

2-1-23 厚生年金計の男性は、65万円の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30万円と41万円にピークがある分布となっている。厚生年金計の女性は、22万円にピークがある分布となっている。5年前の分布と比較すると、男性では、11.8～19万円、53万円を除き被保険者数が増加している。女性では、11.8～15万円を除き増加している。

2-1-24 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の分布は厚生年金計の分布とほぼ同様である。5年前の分布と比較すると、男性では、11.8～18万円を除き被保険者数が増加している。女性では、11～15万円を除き増加している。

2-1-25 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の短時間労働者は、男性、女性ともに11.8万円にピークがあり、9.8万円から11万円を中心とした標準報酬月額に集中してい

¹⁹ 年度末における全被保険者の標準報酬月額の平均の2倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされている。

²⁰ 短時間労働者について、4年前と比較する際には、令和2(2020)年度末の62万円と65万円の被保険者数を合計したものを、平成28(2016)年度末の62万円の被保険者数と比較し、62万円の増減としている。

た平成 28(2016)年度の分布から変化している。4年前の平成 28(2016)年度の分布と比較すると、男女ともに 9.8 万円、10.4 万円を除き被保険者数が増加している。

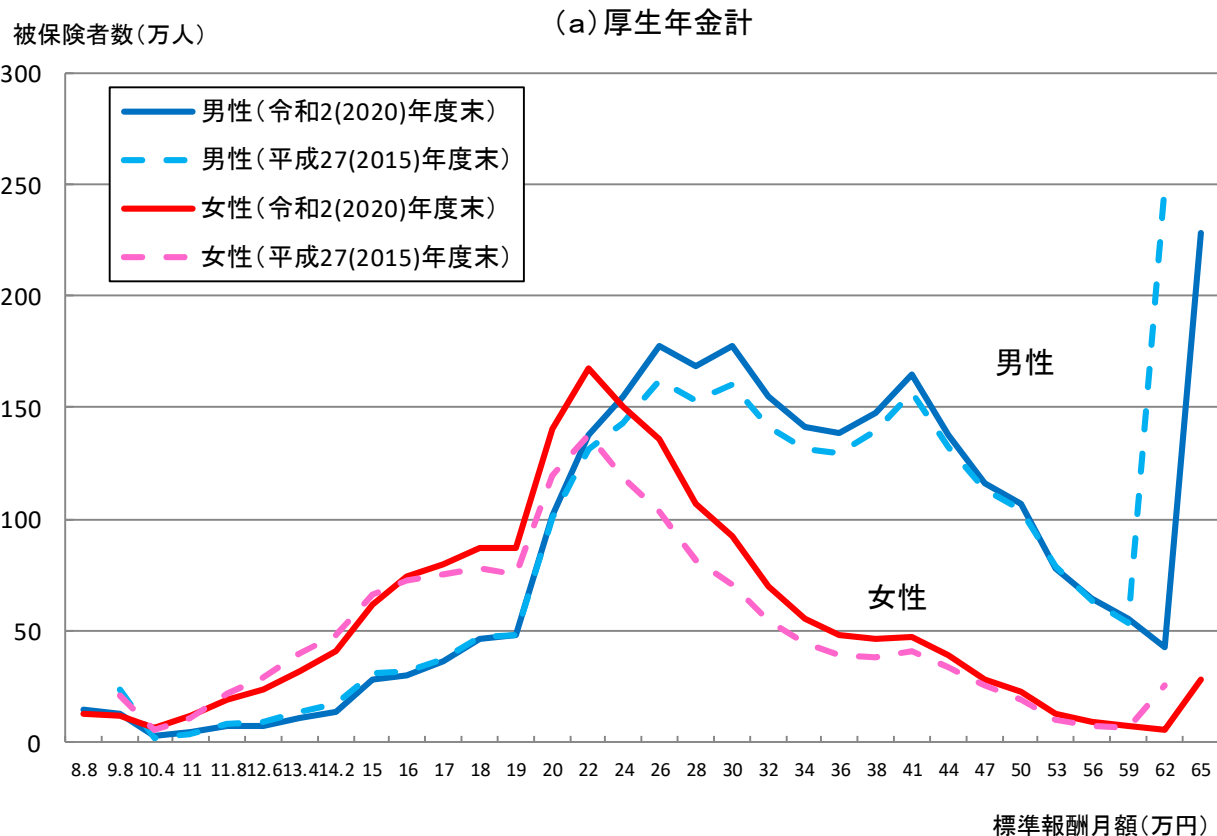
2-1-26 第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の男性は、65 万円の被保険者数が最も多くなっており、次いで 41～50 万円が多くなっている。第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の女性は、22～50 万円に広く被保険者が分布している。5 年前の分布と比較すると、男性では、被保険者総数が減少する中で、10.4～12.6 万円、15 万円、20～30 万円、62 万円を除き減少している。女性では、被保険者総数が増加する中で、11～14.2 万円、16 万円を除き被保険者数が増加している。

2-1-27 第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）では、男性は 47 万円、女性は 44 万円にピークがある分布になっている。第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）の分布では、男性と女性でグラフの形状が比較的似通ったものとなっていることが特徴である。平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前については、地共済は給料月額ベースであったため、平成 22(2010)年度の標準報酬月額分布はない。5 年前の分布と比較すると、男女ともに、被保険者総数が増加する中で、男性では、11.8～22 万円、47～62 万円を除き増加している。女性では、9.8～13.4 万円、47～50 万円を除き被保険者数が増加している。

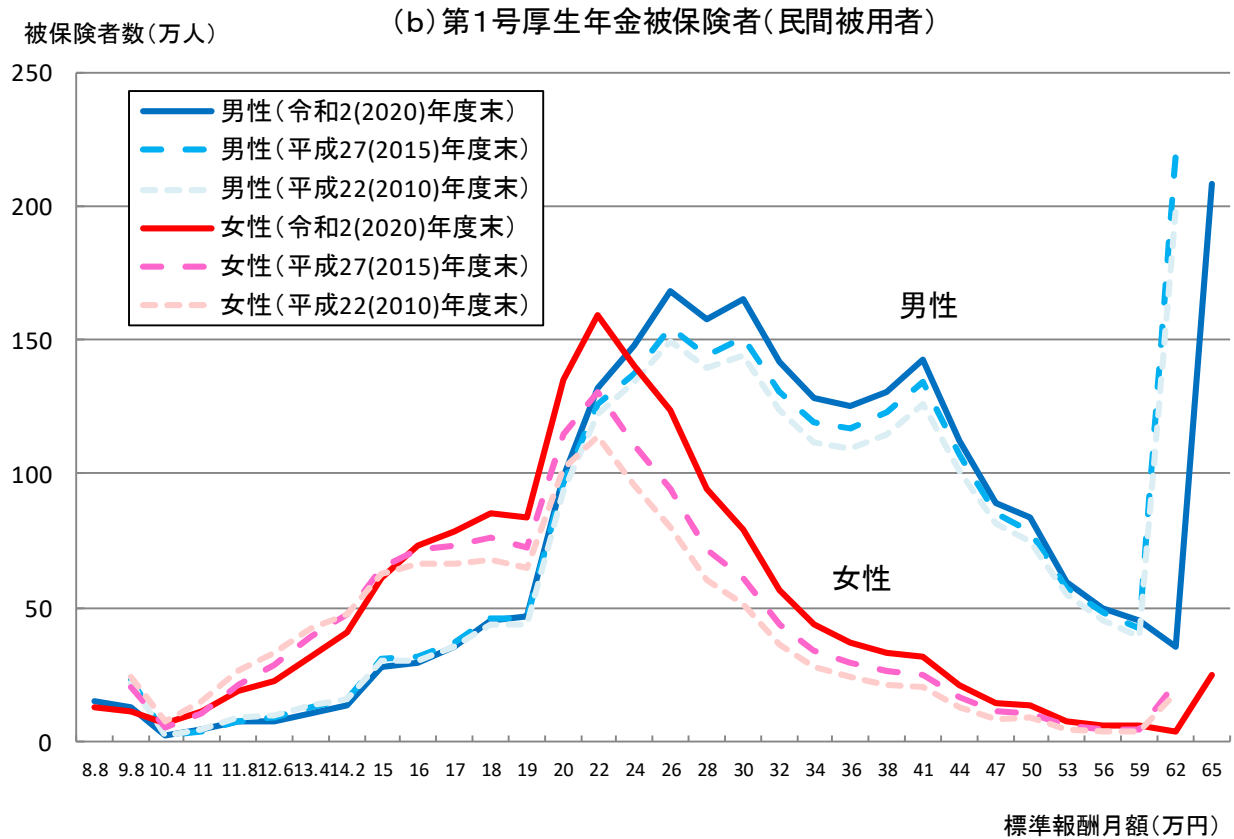
2-1-28 第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性は、全体の 18%以上が 65 万円に集中しているのが特徴である。一方、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性は 22 万円にピークがある分布となっている。5 年前の分布と比較すると、男女ともに、被保険者総数が増加する中で、男性は 9.8 万円、11～24 万円、50～62 万円で被保険者数が減少、女性は 11 万円、13.4～20 万円で被保険者数が減少している。

2-1-29 第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の短時間労働者は、男性では 26 万円の被保険者が最も多くなっている。これは、短時間労働者であってもある程度の報酬を得ている非常勤講師等が適用になった影響と考えられる。一方女性では、11 万円から 12.6 万円の標準報酬月額に集中している。4 年前の平成 28(2016)年度の分布と比較すると、男女ともに全ての標準報酬月額において被保険者数が増加している。ただし、男性の 62 万円については、平成 28(2016)年度末、令和 2(2020)年度末ともに被保険者が存在しない。なお、平成 28(2016)年度末の男性の 56 万円、59 万円、女性の 50 万円～62 万円についても被保険者が存在しない。

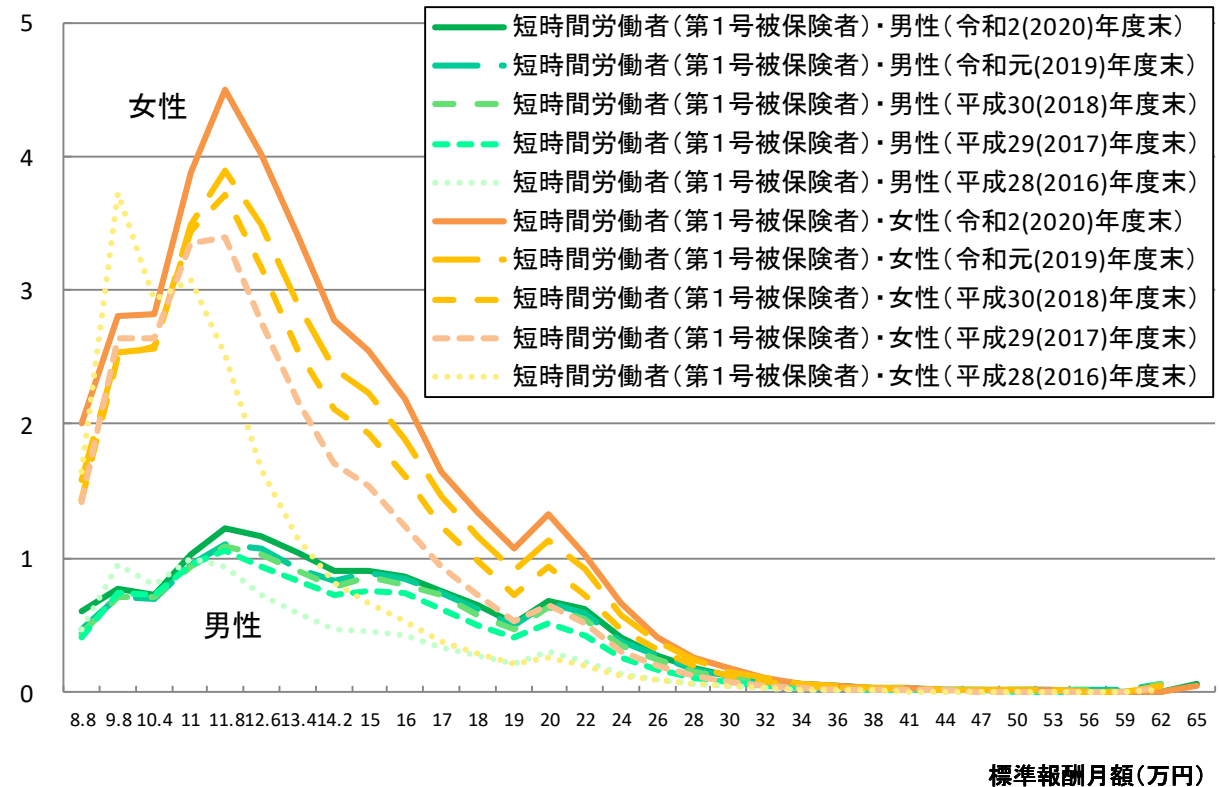
図表2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布



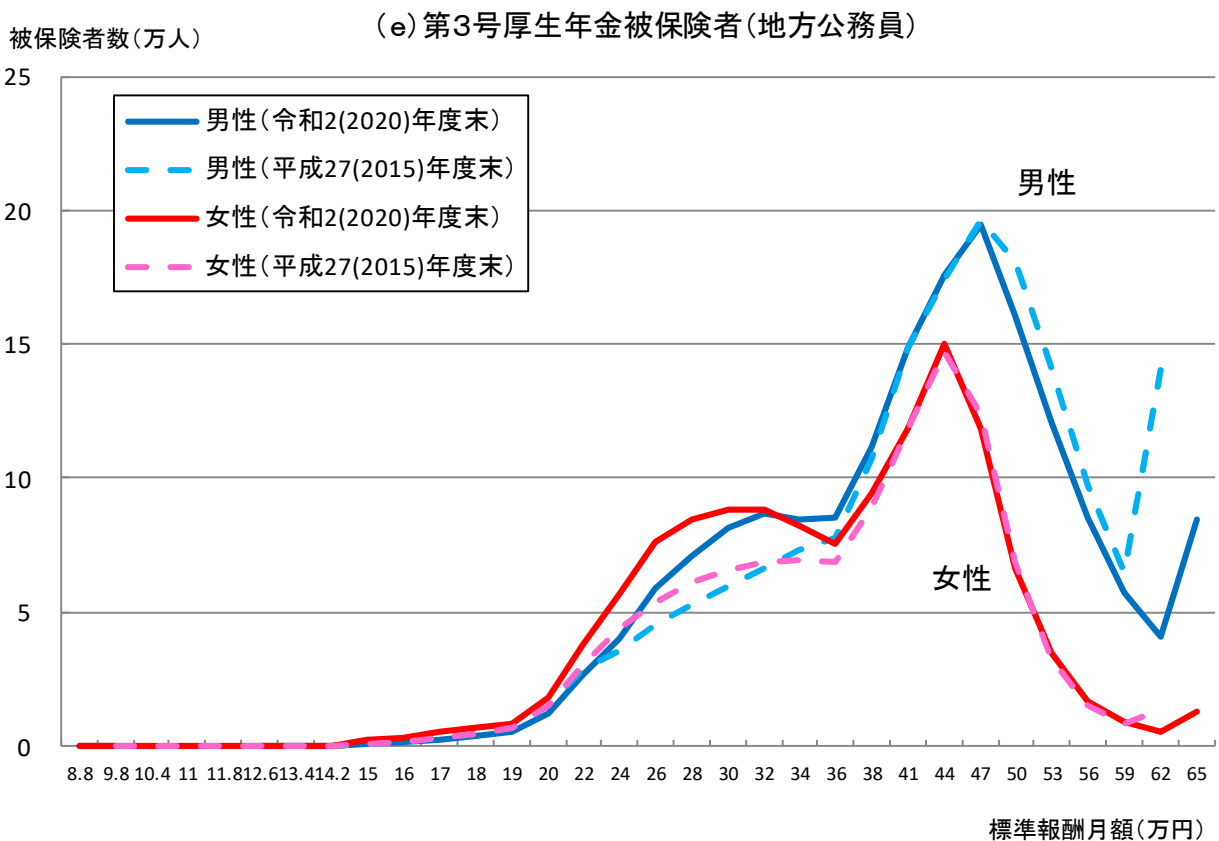
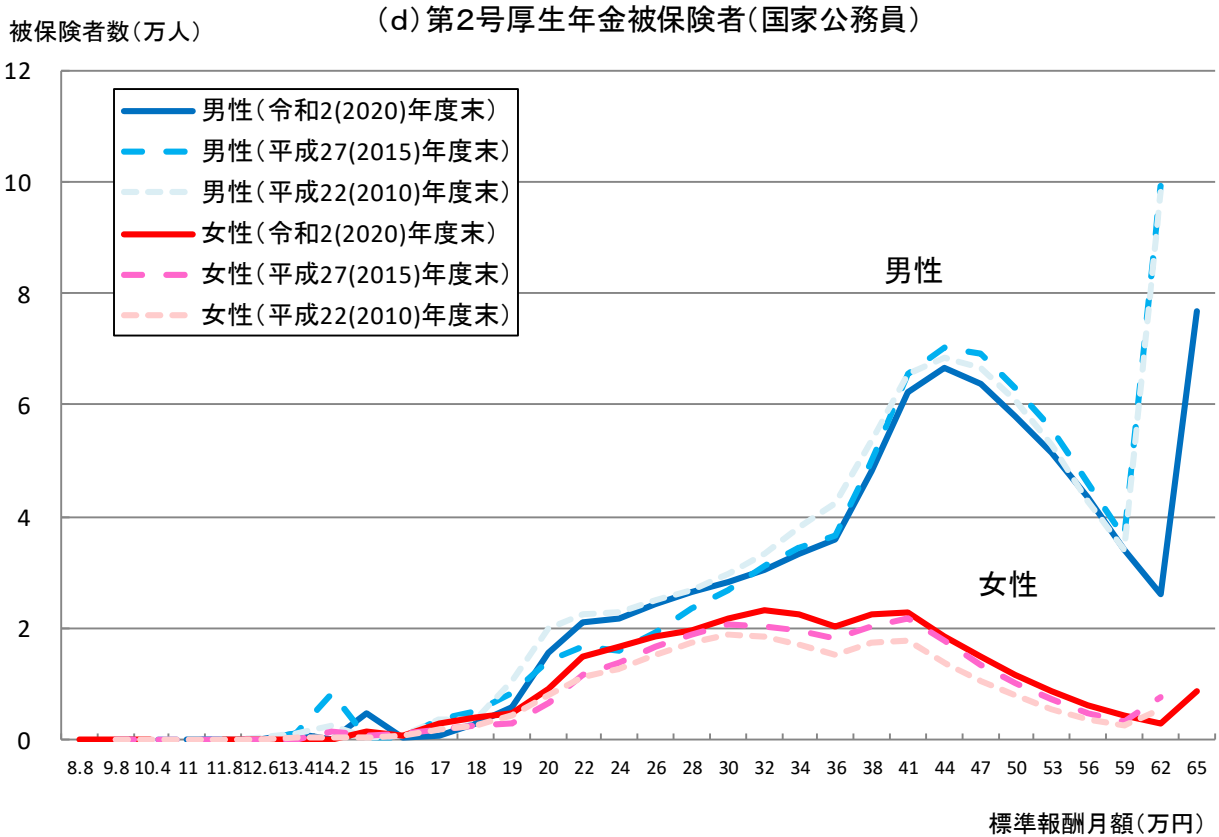
図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



(c) 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者

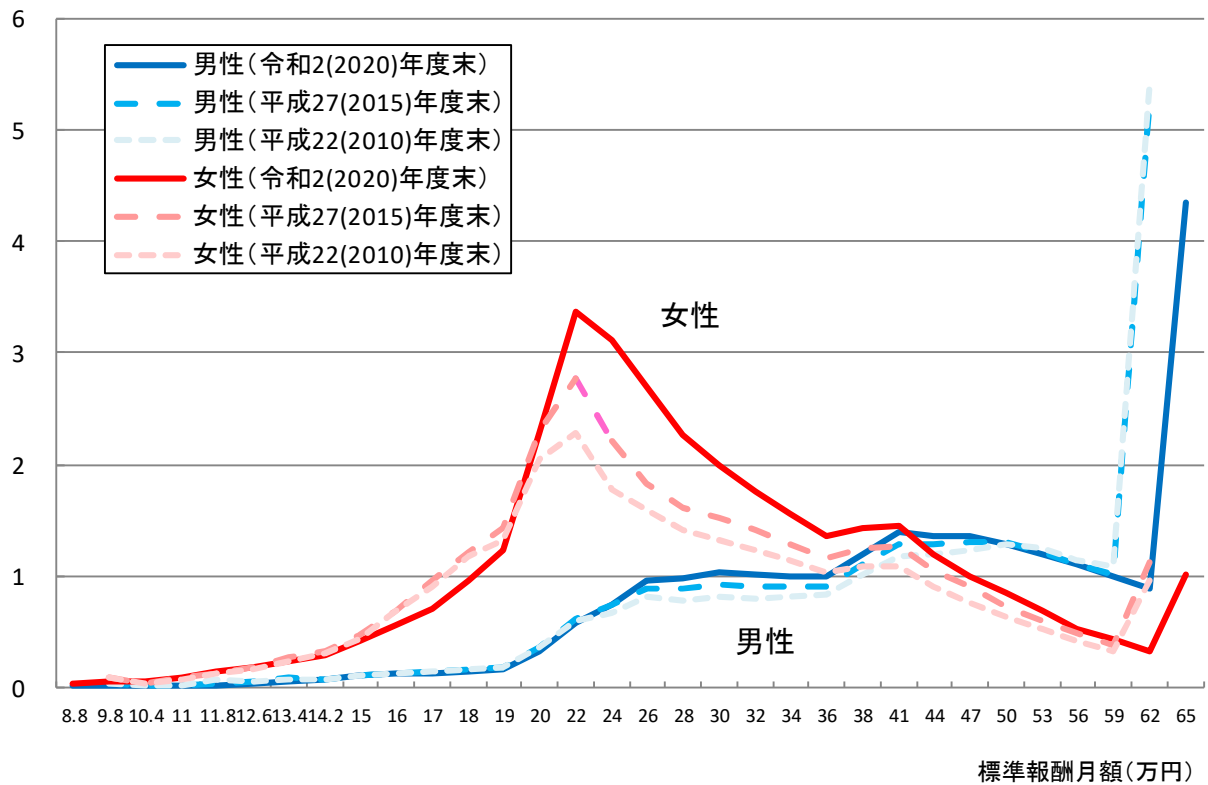


図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布 (続き)

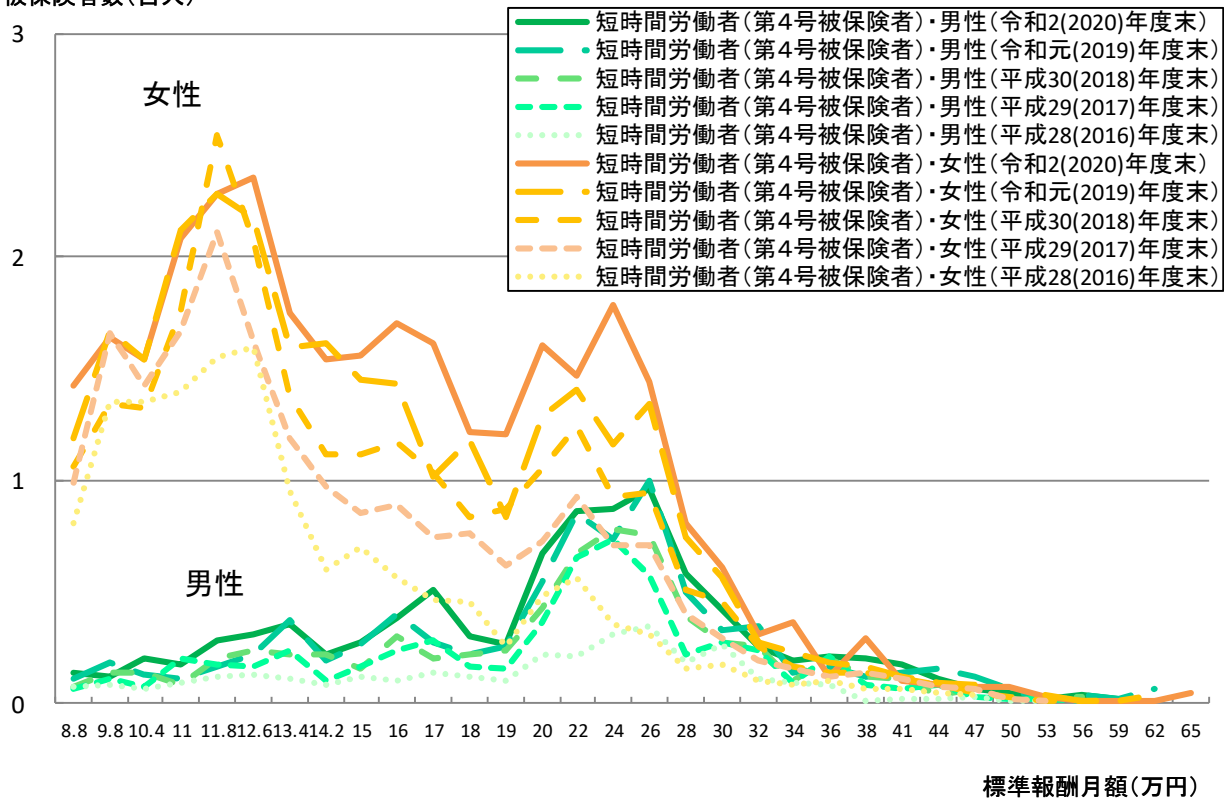


図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）

被保険者数(万人) (f) 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)



被保険者数(百人) (g) 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者



6 厚生年金の標準報酬総額

2-1-30 厚生年金の令和2(2020)年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、**図表2-1-13**に示すとおり、209.6兆円である。

被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が180.0兆円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が7.1兆円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が19.3兆円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が3.2兆円である。そのうち短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で9,568億円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で91億円である。

標準報酬総額の推移をみると、令和2(2020)年度は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)及び第2号厚生年金被保険者(国家公務員)で減少し、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)及び第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で増加しており、厚生年金計では0.1%増加している。なお、短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)ともに増加し、厚生年金計では15.1%増加している。

図表2-1-13 厚生年金の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)			
	短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者		(国家公務員)	(地方公務員)	短時間労働者を除く	短時間労働者		
平成/令和(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17(2005)	1,806,849	1,806,849	・	1,487,083	1,487,083	・	70,654	222,616	26,495	26,495	・	
22(2010)	1,779,480	1,779,480	・	1,492,051	1,492,051	・	67,137	192,503	27,788	27,788	・	
27(2015)	1,896,341	1,896,341	・	1,611,726	1,611,726	・	68,744	186,294	29,577	29,577	・	
28(2016)	1,945,852	1,943,748	2,104	1,659,457	1,657,370	2,086	69,880	186,392	30,123	30,105	17	
29(2017)	2,004,021	1,997,959	6,062	1,716,136	1,710,128	6,008	70,237	186,983	30,665	30,611	54	
30(2018)	2,052,704	2,045,216	7,488	1,763,725	1,756,303	7,422	70,841	186,981	31,157	31,091	66	
元(2019)	2,093,630	2,085,240	8,390	1,802,599	1,794,289	8,310	71,105	188,228	31,699	31,619	80	
2(2020)	2,095,606	2,085,947	9,659	1,799,640	1,790,072	9,568	71,025	192,668	32,272	32,181	91	
対前年度増減率(%)												
17(2005)	0.9	0.9	・	1.3	1.3	・	△0.1	△1.5	0.9	0.9	・	
22(2010)	△0.4	△0.4	・	0.0	0.0	・	△1.9	△3.1	0.7	0.7	・	
27(2015)	2.3	2.3	・	2.7	2.7	・	1.8	△0.7	1.7	1.7	・	
28(2016)	2.6	2.5	・	3.0	2.8	・	1.7	0.1	1.8	1.8	・	
29(2017)	3.0	2.8	188.2	3.4	3.2	187.9	0.5	0.3	1.8	1.7	213.7	
30(2018)	2.4	2.4	23.5	2.8	2.7	23.5	0.9	△0.0	1.6	1.6	20.9	
元(2019)	2.0	2.0	12.0	2.2	2.2	12.0	0.4	0.7	1.7	1.7	22.0	
2(2020)	0.1	0.0	15.1	△0.2	△0.2	15.1	△0.1	2.4	1.8	1.8	13.9	

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は、給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。
 注2 第1号(民間被用者)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。
 注3 第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出している。

7 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート分析

2-1-31 被保険者の種別別に標準報酬の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート²¹（＝同じ出生年度の集団）に着目して、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけての標準報酬総額の動向及びその要因を分析する。

(1) 分析方法

2-1-32 この分析においては、各年齢における標準報酬総額(推計値)²²を

1人当たり標準報酬額×年度間平均被保険者数

で算出し、年齢別のコーホート増減額を推計する。

2-1-33 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・まず、令和元(2019)年度の年齢別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを令和2(2020)年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分²³」とする。
- ・次に、1人当たり標準報酬額を令和元(2019)年度における1歳上の年齢の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を令和元(2019)年度と同一年齢の令和2(2020)年度の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

2-1-34 ここで、短時間労働者については、その影響を分けて示している。

²¹ 年齢別コーホートは、年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、令和元(2019)年度末に29歳であった者の集団が令和2(2020)年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「n-1年度末にx-1歳」であった者が「n年度末にx歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、n年度末の年齢(x歳)を基準として表記している。

²² 各年齢における標準報酬総額を推計する際の年齢分布は、年度末のものである。

²³ 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

(2) 分析結果

2-1-35 令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけての厚生年金計の標準報酬総額の変動を、**図表 2-1-14** 上段の総増減額でコーホート別にみると、令和2(2020)年度末に50歳以上の各コーホートで減少する一方、49歳以下の各コーホートで増加している。

第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性では、加えて45～49歳のコーホートでも減少している。

第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の女性では、30～34歳、55歳以上の各コーホートで減少する一方、他の各コーホートで増加している。

第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は、厚生年金計のコーホート別の状況と同様となっている。

第3号厚生年金被保険者(地方公務員)では、55歳以上の各コーホートで減少する一方、54歳以下の各コーホートで増加している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)では、25～29歳、60歳以上の各コーホートで減少する一方、他の各コーホートで増加している。また、短時間労働者については、65歳以上のコーホートで減少する一方、64歳以下のコーホートで増加している。

2-1-36 次に、要因分析の結果(下の3段)をみると、厚生年金計の年齢計では「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は増加、「マクロベースの賃金の変化分」は減少している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は50歳以上の各コーホートで減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は55歳以上の各コーホートで減少、「マクロベースの賃金の変化分」は59歳以下の各コーホートで減少している。

2-1-37 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性の状況は、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」「マクロベースの賃金の変化分」では厚生年金計と同様の傾向である。

2-1-38 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)の女性は、年齢計では3つの要因全てで増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は30～34歳を除く54歳以下の各コーホートで増加、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は49歳以下の各コーホートで増加、「マクロベースの賃金の変化分」は35歳以上の各コーホートで増加している。

2-1-39 第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は、年齢計では「人数の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」における50歳以上の各コーホートの減少が大きい。

2-1-40 第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は、年齢計では「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加し、「マクロベースの賃金の変化分」は減少して

いる。コーホート別では、「人数の変化分」における34歳以下の各コーホートの増加が大きい一方、60～64歳のコーホートの減少が特に大きい。

2-1-41 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は、年齢計では、「人数の変化分」は増加、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は増加、「マクロベースの賃金の変化分」は減少している。コーホート別にみると、出産・育児等での離職が多いと考えられる25～29歳の各コーホートで「人数の変化分」が減少している。

2-1-42 図表2-1-14を増減率ベースとしたものが図表2-1-15である。厚生年金計では総増減率が49歳以下の各コーホートで増加し50歳以上の各コーホートで減少しているが、要因ごとに分解すると「人数の変化分」で49歳以下の各コーホートで増加と50歳以上の各コーホートでの減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」で54歳以下の各コーホートでの増加と55歳以上の各コーホートでの減少があったことがわかる。他方で「マクロベースの賃金の変化分」は59歳以下の各コーホートで減少があったことがわかる。

図表2-1-14 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析（令和元(2019)年度→令和2(2020)年度）

年齢階級 (令和2 (2020) 年度末)	厚生年金計			第1号(民間被用者)						第2号	第3号	第4号(私立学校教職員)			
				男性			女性			〔国家 公務員〕	〔地方 公務員〕				
	短時間労働者 を除く	短時間 労働者		短時間労働者 を除く	短時間 労働者		短時間労働者 を除く	短時間 労働者				短時間労働者 を除く	短時間 労働者		
総 増 減 額	～24歳	28,326	28,221	106	12,770	12,728	42	11,002	10,941	61	1,014	2,908	632	630	2
	25～29歳	7,676	7,620	55	4,588	4,581	7	802	755	47	138	2,175	△28	△29	1
	30～34歳	2,136	2,066	70	1,243	1,243	0	△491	△559	68	160	1,185	39	38	1
	35～39歳	2,335	2,222	113	679	663	16	466	369	96	166	934	90	89	1
	40～44歳	2,750	2,612	138	139	132	7	1,506	1,375	130	122	862	121	120	1
	45～49歳	1,761	1,569	193	△675	△695	20	1,527	1,357	170	28	742	139	137	2
	50～54歳	△792	△1,000	208	△1,654	△1,688	34	366	193	173	△62	466	91	90	1
	55～59歳	△4,214	△4,411	197	△3,285	△3,316	31	△660	△825	165	△296	△30	58	57	1
	60～64歳	△18,769	△19,122	352	△10,192	△10,361	169	△2,673	△2,855	182	△1,088	△4,720	△96	△97	2
	65歳～	△19,233	△19,070	△162	△14,187	△14,061	△126	△4,229	△4,194	△35	△261	△82	△473	△472	△1
計	1,976	707	1,269	△10,573	△10,774	201	7,614	6,557	1,058	△80	4,440	574	562	11	
人 数 の 変 化 分	～24歳	23,221	23,129	92	10,605	10,573	32	8,953	8,894	59	695	2,508	460	458	2
	25～29歳	4,315	4,256	59	2,325	2,314	11	216	169	47	21	1,853	△100	△101	1
	30～34歳	402	333	69	△13	△17	4	△563	△627	65	72	939	△32	△34	1
	35～39歳	922	833	90	20	13	7	145	63	82	56	679	22	21	1
	40～44歳	1,748	1,634	114	15	6	9	955	851	105	32	675	71	70	1
	45～49歳	1,730	1,580	149	△222	△232	10	1,057	919	137	△8	801	101	100	2
	50～54歳	△59	△213	154	△817	△831	14	112	△28	139	△76	673	50	49	1
	55～59歳	△2,241	△2,392	151	△1,564	△1,584	20	△663	△793	130	△279	247	18	17	1
	60～64歳	△9,996	△10,321	325	△3,773	△3,961	189	△1,790	△1,925	135	△849	△3,545	△40	△41	1
	65歳～	△17,973	△17,831	△141	△13,055	△12,964	△91	△4,204	△4,155	△49	△268	5	△451	△450	△1
計	2,070	1,007	1,062	△6,479	△6,683	204	4,218	3,369	849	△603	4,834	100	91	9	
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	～24歳	6,324	6,300	24	2,839	2,820	18	2,442	2,437	5	339	538	167	166	1
	25～29歳	5,470	5,467	4	3,685	3,685	0	926	923	4	184	594	81	81	△0
	30～34歳	4,035	4,036	△1	2,946	2,948	△2	247	246	0	177	590	75	75	△0
	35～39歳	3,827	3,835	△8	2,576	2,585	△9	305	304	1	230	618	98	98	△0
	40～44歳	3,251	3,253	△2	2,235	2,234	1	280	283	△3	193	481	62	62	△0
	45～49歳	3,086	3,094	△7	2,253	2,256	△3	128	133	△4	215	421	69	69	△0
	50～54歳	1,345	1,351	△6	1,060	1,061	△1	△122	△117	△6	112	247	48	48	0
	55～59歳	△1,879	△1,893	14	△1,594	△1,615	20	△494	△488	△6	43	121	45	45	0
	60～64歳	△10,428	△10,405	△24	△7,822	△7,789	△33	△1,327	△1,336	9	△189	△1,008	△82	△82	0
	65歳～	△1,745	△1,702	△43	△1,676	△1,637	△38	△155	△150	△5	12	99	△25	△25	0
計	13,285	13,336	△51	6,501	6,548	△46	2,230	2,235	△5	1,314	2,702	538	538	1	
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	～24歳	△1,219	△1,208	△10	△673	△665	△8	△393	△390	△3	△20	△138	5	5	△0
	25～29歳	△2,110	△2,103	△7	△1,421	△1,418	△3	△341	△337	△4	△67	△272	△9	△10	0
	30～34歳	△2,301	△2,303	2	△1,690	△1,688	△2	△175	△178	3	△89	△344	△4	△4	0
	35～39歳	△2,414	△2,446	31	△1,917	△1,935	18	16	2	13	△120	△363	△30	△30	0
	40～44歳	△2,249	△2,275	26	△2,111	△2,108	△3	270	241	29	△103	△294	△12	△12	0
	45～49歳	△3,055	△3,106	51	△2,706	△2,719	13	342	305	37	△180	△480	△32	△32	0
	50～54歳	△2,078	△2,138	60	△1,897	△1,918	21	377	338	39	△97	△454	△7	△7	△0
	55～59歳	△93	△125	32	△127	△118	△9	497	456	41	△60	△398	△5	△5	0
	60～64歳	1,655	1,604	51	1,402	1,390	13	444	405	39	△50	△167	26	26	0
	65歳～	485	463	22	544	541	3	130	111	19	△5	△186	2	2	0
計	△13,379	△13,637	258	△10,596	△10,638	43	1,167	953	214	△791	△3,095	△65	△66	1	

注 年齢階級は、各コーホートの令和2(2020)年度末における年齢である。

図表2-1-15 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析（令和元(2019)年度→令和2(2020)年度・増減率ベース）

年齢階級 （令和2 (2020) 年度末）	厚生年金計			第1号（民間被用者）						第2号 （国家 公務員）	第3号 （地方 公務員）	第4号（私立学校教職員）			
				男性			女性								
	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	%	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	%	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	%	%	%	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	%	
総 増 減 額	～24歳	1.4	1.4	1.3	1.0	1.0	1.6	2.1	2.1	1.1	1.4	1.5	2.0	2.0	2.9
	25～29歳	0.4	0.4	0.7	0.4	0.4	0.3	0.2	0.1	0.8	0.2	1.2	△0.1	△0.1	1.4
	30～34歳	0.1	0.1	0.8	0.1	0.1	0.0	△0.1	△0.1	1.2	0.2	0.6	0.1	0.1	1.4
	35～39歳	0.1	0.1	1.3	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1	1.7	0.2	0.5	0.3	0.3	1.0
	40～44歳	0.1	0.1	1.6	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	2.3	0.2	0.5	0.4	0.4	1.2
	45～49歳	0.1	0.1	2.3	△0.1	△0.1	0.8	0.3	0.3	3.0	0.0	0.4	0.4	0.4	2.3
	50～54歳	△0.0	△0.0	2.5	△0.1	△0.1	1.3	0.1	0.0	3.0	△0.1	0.2	0.3	0.3	1.4
	55～59歳	△0.2	△0.2	2.3	△0.3	△0.3	1.2	△0.1	△0.2	2.9	△0.4	△0.0	0.2	0.2	1.1
	60～64歳	△0.9	△0.9	4.2	△0.8	△0.8	6.6	△0.5	△0.5	3.2	△1.5	△2.5	△0.3	△0.3	2.1
	65歳～	△0.9	△0.9	△1.9	△1.1	△1.1	△4.9	△0.8	△0.8	△0.6	△0.4	△0.0	△1.5	△1.5	△1.0
計	0.1	0.0	15.1	△0.8	△0.8	7.8	1.4	1.3	18.4	△0.1	2.4	1.8	1.8	13.9	
人 数 の 変 化 分	～24歳	1.1	1.1	1.1	0.8	0.8	1.2	1.7	1.7	1.0	1.0	1.3	1.5	1.4	2.2
	25～29歳	0.2	0.2	0.7	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0	0.8	0.0	1.0	△0.3	△0.3	1.4
	30～34歳	0.0	0.0	0.8	△0.0	△0.0	0.1	△0.1	△0.1	1.1	0.1	0.5	△0.1	△0.1	1.4
	35～39歳	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.4	0.1	0.4	0.1	0.1	0.9
	40～44歳	0.1	0.1	1.4	0.0	0.0	0.3	0.2	0.2	1.8	0.0	0.4	0.2	0.2	1.0
	45～49歳	0.1	0.1	1.8	△0.0	△0.0	0.4	0.2	0.2	2.4	△0.0	0.4	0.3	0.3	2.0
	50～54歳	△0.0	△0.0	1.8	△0.1	△0.1	0.5	0.0	△0.0	2.4	△0.1	0.4	0.2	0.2	1.4
	55～59歳	△0.1	△0.1	1.8	△0.1	△0.1	0.8	△0.1	△0.2	2.3	△0.4	0.1	0.1	0.1	0.9
	60～64歳	△0.5	△0.5	3.9	△0.3	△0.3	7.3	△0.3	△0.4	2.3	△1.2	△1.9	△0.1	△0.1	1.6
	65歳～	△0.9	△0.9	△1.7	△1.0	△1.0	△3.5	△0.8	△0.8	△0.9	△0.4	0.0	△1.4	△1.4	△1.5
計	0.1	0.0	12.7	△0.5	△0.5	7.9	0.8	0.6	14.8	△0.8	2.6	0.3	0.3	11.3	
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	～24歳	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.7	0.5	0.5	0.1	0.5	0.3	0.5	0.5	0.7
	25～29歳	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	△0.1
	30～34歳	0.2	0.2	△0.0	0.2	0.2	△0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	△0.1
	35～39歳	0.2	0.2	△0.1	0.2	0.2	△0.4	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	△0.0
	40～44歳	0.2	0.2	△0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	△0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	△0.3
	45～49歳	0.1	0.1	△0.1	0.2	0.2	△0.1	0.0	0.0	△0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	△0.2
	50～54歳	0.1	0.1	△0.1	0.1	0.1	△0.0	△0.0	△0.0	△0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3
	55～59歳	△0.1	△0.1	0.2	△0.1	△0.1	0.8	△0.1	△0.1	△0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	60～64歳	△0.5	△0.5	△0.3	△0.6	△0.6	△1.3	△0.3	△0.3	0.2	△0.3	△0.5	△0.3	△0.3	0.2
	65歳～	△0.1	△0.1	△0.5	△0.1	△0.1	△1.5	△0.0	△0.0	△0.1	0.0	0.1	△0.1	△0.1	0.3
計	0.6	0.6	△0.6	0.5	0.5	△1.8	0.4	0.4	△0.1	1.8	1.4	1.7	1.7	0.9	
マ ク ロ ペ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	～24歳	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.3	△0.1	△0.1	△0.0	△0.0	△0.1	0.0	0.0	△0.0
	25～29歳	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.0	△0.0	0.2
	30～34歳	△0.1	△0.1	0.0	△0.1	△0.1	△0.1	△0.0	△0.0	0.1	△0.1	△0.2	△0.0	△0.0	0.1
	35～39歳	△0.1	△0.1	0.4	△0.2	△0.2	0.7	0.0	0.0	0.2	△0.2	△0.2	△0.1	△0.1	0.1
	40～44歳	△0.1	△0.1	0.3	△0.2	△0.2	△0.1	0.1	0.0	0.5	△0.1	△0.2	△0.0	△0.0	0.4
	45～49歳	△0.1	△0.1	0.6	△0.2	△0.2	0.5	0.1	0.1	0.6	△0.3	△0.3	△0.1	△0.1	0.6
	50～54歳	△0.1	△0.1	0.7	△0.1	△0.2	0.8	0.1	0.1	0.7	△0.1	△0.2	△0.0	△0.0	△0.3
	55～59歳	△0.0	△0.0	0.4	△0.0	△0.0	△0.4	0.1	0.1	0.7	△0.1	△0.2	△0.0	△0.0	0.2
	60～64歳	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1	0.5	0.1	0.1	0.7	△0.1	△0.1	0.1	0.1	0.3
	65歳～	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	△0.0	△0.1	0.0	0.0	0.1
計	△0.6	△0.7	3.1	△0.8	△0.8	1.7	0.2	0.2	3.7	△1.1	△1.6	△0.2	△0.2	1.7	

注 年齢階級は、各コーホートの令和2(2020)年度末における年齢である。

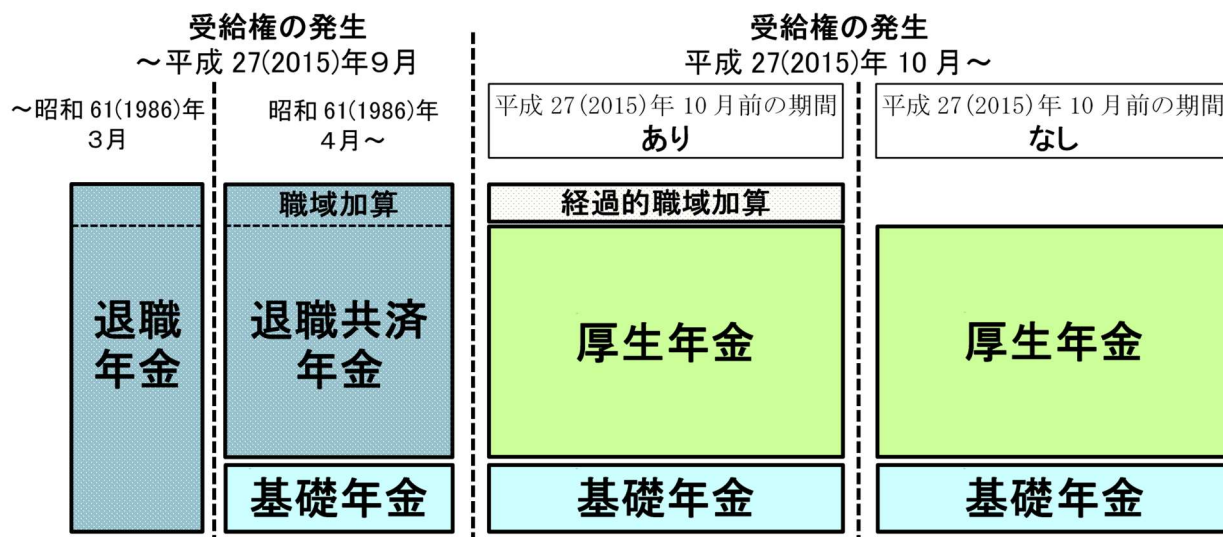
第2節 受給権者の現状及び推移

2-2-1 被用者年金の一元化後も、給付については、基本的に各実施機関の加入期間に応じて各実施機関から支給される。また、一元化（平成27(2015)年10月）前に受給権が発生した共済年金の年金額には、職域加算部分²⁴が含まれる（図表2-2-1参照）。

これらを踏まえ、本節における受給権者の現状及び推移については、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」とし、旧厚生年金、国共済、地共済、私学共済を各制度と呼び、各制度別表章を基本としている。その際、年金総額等における合計は職域加算部分が含まれる（経過的職域加算額は含まない）ことから被用者年金計とし、厚生年金計と区別している。

また、被用者年金の受給権者は、基礎年金の受給権を有するだけでなく、一元化後の厚生年金でも複数の実施機関から給付を受ける受給権者がいることから、受給権者数や受給者数については、原則として合計は表章していない。

図表2-2-1 共済組合等の年金給付の概念図



1 受給権者数

(1) 受給権者数

2-2-2 令和2(2020)年度末の受給権者数は、図表2-2-2に示すとおり、旧厚生年金3,768万人、国共済131万人、地共済318万人、私学共済57万人、国民年金²⁵3,660万人である。

2-2-3 令和2(2020)年度は、全ての制度では増加しており、旧厚生年金0.9%、国共済0.7%、地共済0.8%、私学共済3.7%の増加、国民年金0.9%の増加となっている。

²⁴ 退職年金にも職域加算部分に相当する分があり、これと職域加算部分を合わせて職域加算部分と呼ぶ。

²⁵ 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

2-2-4 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和2(2020)年度末の厚生年金の受給権者数は、国共済41.3万人、地共済113.6万人、私学共済24.1万人である。

2-2-5 これら受給権者は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有する等1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数²⁶は、4,051万人である。なお、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

図表2-2-2 受給権者数の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
7 (1995)	14,448	633	266	778	1,747	173	15,152
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
17 (2005)		25,110		984	2,289	281	24,393
22 (2010)		31,982		1,178	2,742	370	28,857
27 (2015)		35,999		1,280	3,055	467	33,832
28 (2016)		36,257		1,279	3,065	486	34,470
29 (2017)		37,179		1,293	3,117	513	35,469
30 (2018)		37,347		1,314	3,185	541	35,933
元 (2019)		37,355		1,303	3,157	552	36,287
2 (2020)		37,684		1,312	3,183	573	36,604

対前年度増減率(%)

17 (2005)	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
22 (2010)	4.6			3.5	3.7	6.5	2.0
27 (2015)	2.1			1.4	2.5	6.1	2.5
28 (2016)	0.7			△0.1	0.3	4.1	1.9
29 (2017)	2.5			1.1	1.7	5.6	2.9
30 (2018)	0.5			1.6	2.2	5.4	1.3
元 (2019)	0.0			△0.9	△0.9	2.0	1.0
2 (2020)	0.9			0.7	0.8	3.7	0.9

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

²⁶ 福祉年金受給権者を含む数値である。

(2) 受給者数

2-2-6 図表 2-2-3 は、受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止²⁷されている者を除く人数）の推移をみたものである。受給権者数の動向とおおむね同様の傾向となっている。

2-2-7 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 2(2020)年度末の厚生年金の受給者数は、国共済 39.1 万人、地共済 108.4 万人、私学共済 22.4 万人である。

図表 2-2-3 受給者数の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
7 (1995)	13,621	…	258	…	1,680	158	14,751
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
17 (2005)		23,156		956	2,206	259	23,954
22 (2010)		29,433		1,144	2,613	345	28,343
27 (2015)		33,703		1,253	2,945	449	33,229
28 (2016)		34,094		1,250	2,954	468	33,858
29 (2017)		35,060		1,260	2,995	493	34,839
30 (2018)		35,296		1,274	3,048	517	35,294
元 (2019)		35,432		1,265	3,024	531	35,645
2 (2020)		35,815		1,274	3,050	552	35,961

対前年度増減率(%)							
17 (2005)		3.7		2.4	2.5	4.8	4.2
22 (2010)		4.6		3.5	3.7	6.7	2.0
27 (2015)		2.3		1.7	2.2	6.5	2.5
28 (2016)		1.2		△ 0.2	0.3	4.2	1.9
29 (2017)		2.8		0.8	1.4	5.4	2.9
30 (2018)		0.7		1.1	1.8	4.9	1.3
元 (2019)		0.4		△ 0.7	△ 0.8	2.6	1.0
2 (2020)		1.1		0.8	0.9	4.1	0.9

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

²⁷ 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額または一部が支給停止となることがある。例えば、遺族年金では、配偶者と子は同順位の受給権者であるが、配偶者が受給している間、子は全額支給停止となっている。

2 受給権者数の年金種別別構成

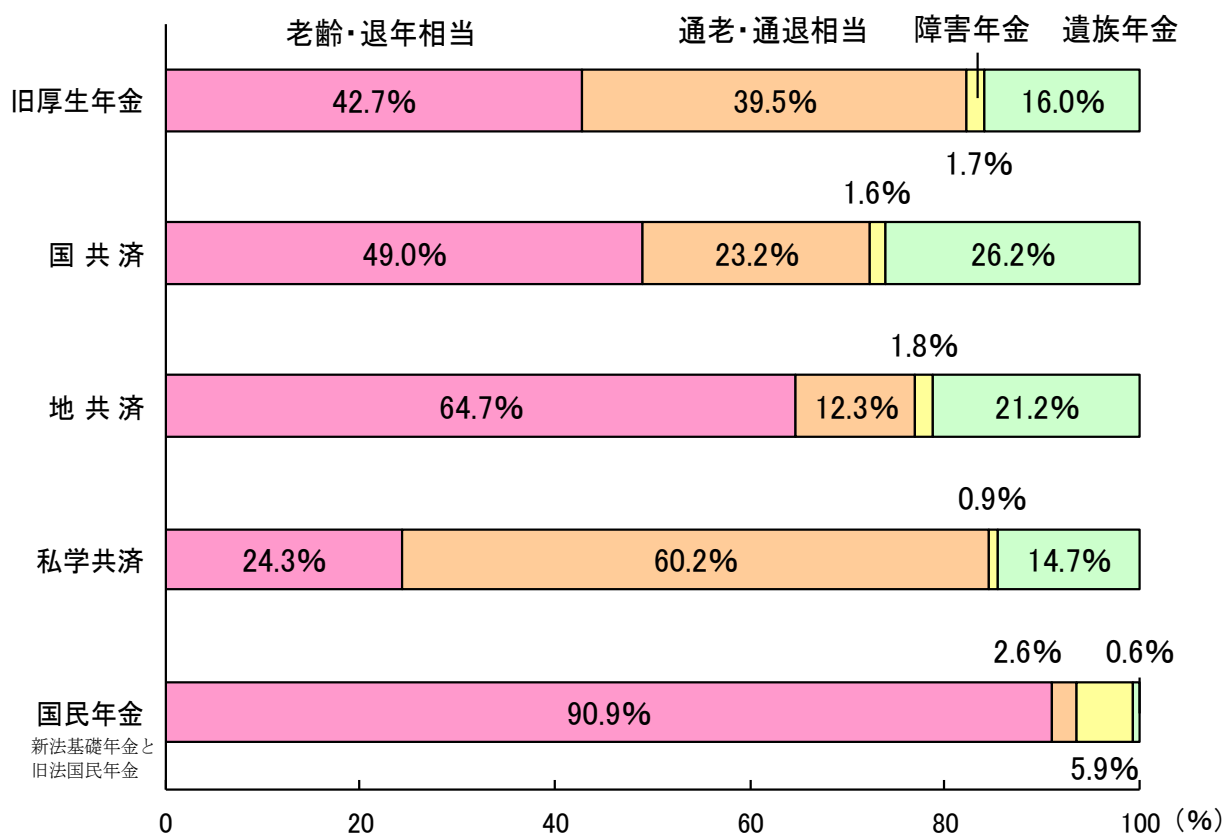
2-2-8 受給権者数を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金²⁸（以下「老齢・退年相当²⁹」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当³⁰」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-2-9 受給権者数の年金種別別構成をみると、**図表 2-2-4** 及び**図表 2-2-5** に示すように、旧厚生年金、国共済、地共済、国民年金では老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きい等、制度によってその構成には違いが見られる。

図表 2-2-4 受給権者数の年金種別別構成 —令和2(2020)年度末—



²⁸ 国民年金及び厚生年金は老齢年金、共済年金は退職年金であったため、「老齢・退職年金」としている。

²⁹ 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことである。

³⁰ 「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

- 2-2-10 年金種別別にみた受給権者数の構成比をみると、旧厚生年金では、老齢・退年相当の割合が42.7%と最も大きく、次いで通老・通退相当の割合が39.5%となっている。遺族年金の割合は16.0%、障害年金の割合は1.7%となっている。
- 2-2-11 国共済及び地共済では、老齢・退年相当の割合がそれぞれ49.0%、64.7%となっており、旧厚生年金の42.7%や私学共済の24.3%に比べて大きい。また、通老・通退相当の割合は、それぞれ23.2%、12.3%と、旧厚生年金の39.5%や私学共済の60.2%に比べて小さい。
- 2-2-12 私学共済では、老齢・退年相当の割合が24.3%であるのに対し、通老・通退相当の割合が60.2%と6割以上を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりもその割合が大きいことが、他制度に比べて特徴的である。
- 2-2-13 国民年金では、老齢・退年相当の割合が90.9%で、全体の9割以上を占めている。また、遺族年金の割合が0.6%と被用者年金に比べて小さく、障害年金の5.9%よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金³¹の受給権が、基本的には18歳未満の子³²または18歳未満の子を持つ配偶者³³にしか発生しないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が発生する。
- 2-2-14 令和2(2020)年度末の通老・通退相当の受給権者数は、旧厚生年金で14.6万人、国共済で1.2万人、地共済で1.6万人、私学共済で1.8万人の増加、国民年金で0.6万人の減少となっている³⁴。

³¹ 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

³² 18歳未満の子とは、正確には、18歳に到達した年度の末日までにある子または20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことを意味する。

³³ 平成25(2013)年度まで妻であったが、平成26(2014)年度から配偶者となっている。

³⁴ 平成29(2017)年度末の通老・通退相当の受給権者数は、平成29(2017)年8月に受給資格期間の短縮が施行されたことから、旧厚生年金で63.0万人、国共済で1.6万人、地共済で2.5万人、私学共済で2.2万人、国民年金で38.5万人の増加となっていた。なお、平成29(2017)年度末の受給期間短縮による受給権者数は、国共済0.56万人、地共済0.2万人(推計値)、私学共済0.15万人(最初に年金を決定した時に期間短縮者であった者)となっていた。また、令和2(2020)年度末の受給期間短縮による受給権者数は、国共済0.93万人、地共済0.2万人(推計値)、私学共済0.25万人(最初に年金を決定した時に期間短縮者であった者)となっている。

図表2-2-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 ー令和2(2020)年度末ー

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	37,684	1,312	3,183	573	36,604	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	643	2,060	139	33,282	
	通老・通退相当	14,901	305	390	938	
障害年金	659	21	57	5	2,158	
遺族年金	6,024	343	676	84	226	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	42.7	49.0	64.7	24.3	90.9
	通老・通退相当	39.5	23.2	12.3	60.2	2.6
障害年金	1.7	1.6	1.8	0.9	5.9	
遺族年金	16.0	26.2	21.2	14.7	0.6	
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	35,815	1,274	3,050	552	35,961	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	632	2,019	135	32,904	
	通老・通退相当	14,147	296	375	928	
障害年金	468	15	33	4	2,037	
遺族年金	5,670	331	624	80	91	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	43.4	49.6	66.2	24.4	91.5
	通老・通退相当	39.5	23.2	12.3	60.4	2.6
障害年金	1.3	1.2	1.1	0.7	5.7	
遺族年金	15.8	26.0	20.5	14.6	0.3	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給（権）者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給（権）者数の合計である。

3 年金総額

(1) 年金総額

2-2-15 図表 2-2-6 及び図表 2-2-7 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。令和 2（2020）年度末の年金総額は、旧厚生年金 26.5 兆円、国共済 1.5 兆円、地共済 4.5 兆円、私学共済 0.4 兆円、国民年金³⁵24.7 兆円となっており、公的年金制度全体では 57.5 兆円である。令和 2（2020）年度末の年金総額は、令和元（2019）年度末に比べ、国共済及び地共済では減少し、旧厚生年金、私学共済及び国民年金では増加している。

2-2-16 なお、令和元（2019）年度末の被用者年金制度の年金総額は、平成 30（2018）年度末に比べ減少している。これには、令和元（2019）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している³⁶。

同様に、平成 30（2018）年度末の年金総額が、前年度末に比べ旧厚生年金で減少しているのは、平成 30（2018）年度から旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、60 歳の受給権者が大きく減少するとともに特別支給の定額部分がなくなったことが影響している。

また、平成 28（2016）年度末の年金総額が、前年度末に比べ被用者年金制度で減少しているのは、平成 28（2016）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

2-2-17 ここで、平成 27（2015）年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 2（2020）年度末の厚生年金の受給権者の年金総額は、国共済 3,703 億円、地共済 1 兆 3,222 億円、私学共済 1,004 億円である。

³⁵ 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分は含まれていない。

³⁶ 用語解説「特別支給の老齢・退職年金」の項（402 頁）、用語解説参考図表 4 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢（414 頁）参照。

図表2-2-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	183,438	16,845	40,053	1,922	245,880	79,731	325,612
12 (2000)	223,292	17,557	43,257	2,432	290,668	118,360	409,028
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
27 (2015)	270,460	16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665
28 (2016)	268,132	16,167	46,489	3,504	334,291	230,966	565,257
29 (2017)	268,863	15,854	46,072	3,536	334,324	236,514	570,839
30 (2018)	267,035	15,652	45,920	3,575	332,182	240,297	572,479
元 (2019)	264,361	15,249	44,878	3,583	328,071	243,670	571,741
2 (2020)	264,886	15,036	44,654	3,616	328,192	247,137	575,329
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2	2.7
22 (2010)	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7	1.8
27 (2015)	0.7	0.1	1.5	3.9	0.8	4.1	2.1
28 (2016)	△0.9	△2.8	△2.3	0.2	△1.1	2.4	0.3
29 (2017)	0.3	△1.9	△0.9	0.9	0.0	2.4	1.0
30 (2018)	△0.7	△1.3	△0.3	1.1	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△1.0	△2.6	△2.3	0.2	△1.2	1.4	△0.1
2 (2020)	0.2	△1.4	△0.5	0.9	0.0	1.4	0.6

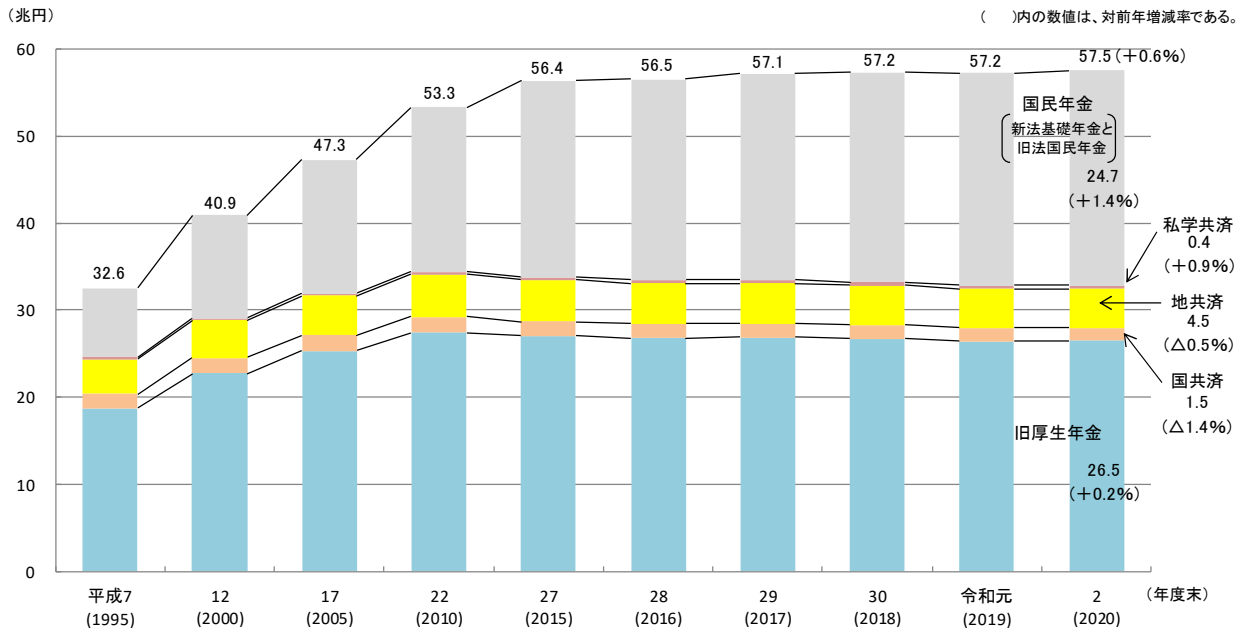
注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済を含む。

注2 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

注4 令和2(2020)年度の対前年度増減率について、年金総額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:△0.9%、地共済:0.0%、私学共済:1.3%、被用者年金計:0.1%、公的年金制度全体:0.7%となる。

図表 2-2-7 受給権者の年金総額の推移



2-2-18 全額支給停止されている年金額を除いた受給者ベースで見ると、図表 2-2-8 に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、令和 2 (2020) 年度末で 56.0 兆円である。受給権者の年金総額の動向とおおむね同様の傾向となっている。なお、受給者ベースの年金総額において、一部が支給停止となっている年金については、支給停止前の年金額となっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、その全てが支給されているわけではないことに留意が必要である。

2-2-19 ここで、平成 27 (2015) 年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 2 (2020) 年度末の厚生年金の受給者の年金総額は、国共済 3,527 億円、地共済 12,707 億円、私学共済 909 億円である。

図表2-2-8 受給者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
22 (2010)	258,761	17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
27 (2015)	258,123	16,305	46,019	3,304	323,751	221,751	545,502
28 (2016)	257,008	15,839	45,016	3,335	321,198	227,156	548,354
29 (2017)	258,091	15,512	44,483	3,380	321,465	232,642	554,107
30 (2018)	256,643	15,263	44,197	3,422	319,524	236,380	555,904
元 (2019)	254,965	14,894	43,207	3,453	316,519	239,742	556,262
2 (2020)	255,715	14,697	42,959	3,495	316,866	243,212	560,079
対前年度増減率(%)							
22 (2010)	1.3	△0.3	0.9	2.6	1.2	2.7	1.7
27 (2015)	0.8	0.4	1.0	3.9	0.9	4.1	2.1
28 (2016)	△0.4	△2.9	△2.2	0.9	△0.8	2.4	0.5
29 (2017)	0.4	△2.1	△1.2	1.3	0.1	2.4	1.0
30 (2018)	△0.6	△1.6	△0.6	1.2	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△0.7	△2.4	△2.2	0.9	△0.9	1.4	0.1
2 (2020)	0.3	△1.3	△0.6	1.2	0.1	1.4	0.7

注1 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。

注2 令和2(2020)年度の対前年度増減率について、年金総額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:△0.9%、地共済:△0.1%、私学共済:1.7%、被用者年金計:0.2%、公的年金制度全体:0.7%となる。

(2) 年金総額の年金種別別構成

2-2-20 年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の構成比をみると、図表2-2-9に示すように、全ての制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金では7割前後であるのに対し、国民年金では9割と大きい。被用者年金で比較すると、私学共済の通老・通退相当の割合が19.9%と、他制度に比べて大きくなっている。

また、被用者年金では、遺族年金の割合が16～29%、障害年金の割合が2%未満であるのに対し、国民年金では、遺族年金の割合が0.7%、障害年金の割合が7.5%と、2-2-13で述べたのと同様の違いがみられる。

図表2-2-9 年金種別別にみた年金総額 —令和2(2020)年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	264,886	15,036	44,654	3,616	328,192	247,137	575,329
老齢・退職年金	老齢・退年相当	176,759	10,082	33,471	2,255	222,568	447,227
	通老・通退相当	26,186	491	916	719	28,313	30,482
障害年金	4,745	202	641	48	5,636	18,595	24,231
遺族年金	57,196	4,260	9,625	594	71,675	1,712	73,386
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	66.7	67.1	75.0	62.4	67.8	77.7
	通老・通退相当	9.9	3.3	2.1	19.9	8.6	5.3
障害年金	1.8	1.3	1.4	1.3	1.7	4.2	
遺族年金	21.6	28.3	21.6	16.4	21.8	12.8	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	255,715	14,697	42,959	3,495	316,866	243,212	560,079
老齢・退職年金	老齢・退年相当	172,010	9,935	32,753	2,197	216,894	439,423
	通老・通退相当	24,856	468	873	693	26,889	29,036
障害年金	3,221	144	359	34	3,758	17,613	21,371
遺族年金	55,629	4,149	8,975	572	69,324	923	70,247
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	67.3	67.6	76.2	62.8	68.4	78.5
	通老・通退相当	9.7	3.2	2.0	19.8	8.5	5.2
障害年金	1.3	1.0	0.8	1.0	1.2	3.8	
遺族年金	21.8	28.2	20.9	16.4	21.9	12.5	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給(権)者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給(権)者の年金総額の合計である。

4 老齢・退年相当の受給権者

2-2-21 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その受給権者数、男女構成、平均年齢、年齢分布、平均年金月額等の状況を見る。

なお、老齢・退年相当の受給権者とは、原則 25 年以上の被保険者期間を有する老齢・退職年金の受給権者であり、複数の被用者年金の老齢・退年相当の受給権を持つことは極めて限定的であることから、老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢については被用者年金計も表章している。

(1) 老齢・退年相当の受給権者数の推移

2-2-22 令和 2 (2020) 年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、**図表 2-2-10** に示すとおり、被用者年金計で 1,894 万人、国民年金で 3,328 万人である。被用者年金の内訳は、旧厚生年金 1,610 万人、国共済 64 万人、地共済 206 万人、私学共済 14 万人となっている。

2-2-23 老齢・退年相当の受給権者数の推移をみると、令和 2 (2020) 年度末は、被用者年金計では 0.6% の増加、国民年金では 0.9% の増加となっている。

なお、令和元 (2019) 年度末の被用者年金計で減少しているのは、令和元 (2019) 年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

同様に、平成 28 (2016) 年度末の被用者年金計の老齢・退年相当の受給権者数が前年度末に比べ減少しているのは、平成 28 (2016) 年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

図表2-2-10 老齢・退年相当の受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人					
平成 /令和 (西暦)				千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	9,064	11,400
12 (2000)	9,014		151	592	1,394	68	11,220	16,061
17 (2005)	11,523			633	1,578	89	13,823	20,929
22 (2010)	14,413			691	1,882	116	17,102	25,642
27 (2015)	15,684			692	2,054	133	18,562	30,964
28 (2016)	15,688			674	2,033	133	18,528	31,657
29 (2017)	15,900			666	2,053	135	18,754	32,247
30 (2018)	16,087			666	2,089	138	18,980	32,664
元 (2019)	15,987			649	2,055	137	18,829	32,992
2 (2020)	16,100			643	2,060	139	18,942	33,282
対前年度増減率(%)								
17 (2005)		3.2		0.6	1.7	3.9	2.9	5.1
22 (2010)		4.0		1.3	3.5	4.7	3.9	2.5
27 (2015)		1.7		0.1	2.1	2.9	1.7	3.0
28 (2016)		0.0		△ 2.6	△ 1.0	0.2	△ 0.2	2.2
29 (2017)		1.3		△ 1.1	1.0	1.6	1.2	1.9
30 (2018)		1.2		△ 0.0	1.8	1.7	1.2	1.3
元 (2019)		△ 0.6		△ 2.6	△ 1.6	△ 0.0	△ 0.8	1.0
2 (2020)		0.7		△ 0.9	0.3	1.1	0.6	0.9

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

(2) 老齢・退年相当の受給権者の男女構成及び平均年齢

2-2-24 老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、**図表 2-2-11** に示すとおり、被用者年金計で 33.3%、国民年金で 56.6%となっている。被用者年金では、国共済が 16.6%で女性の割合が小さく、その他の制度では 30%台である。

平均年齢は、被用者年金計で 75.1 歳、国民年金が 76.8 歳となっている。被用者年金では、男女ともに、国共済の受給権者の平均年齢が他の制度より高くなっている。

2-2-25 なお、図表中「公的年金制度全体 34,572 千人」とあるのは老齢基礎年金等受給権者数の人数³⁷である。

図表 2-2-11 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢 —令和 2 (2020) 年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数計	千人 16,100	千人 643	千人 2,060	千人 139	千人 18,942	千人 33,282	千人 34,572
男性	10,716	536	1,308	84	12,643	14,454	〔老齢基礎年金等受給権者数〕
女性	5,384	107	753	55	6,299	18,828	
女性割合 (%)	33.4	16.6	36.5	39.8	33.3	56.6	
平均年齢計	歳 75.0	歳 76.9	歳 75.2	歳 75.5	歳 75.1	歳 76.8	
男性	74.7	76.4	74.9	74.9	74.8	75.9	
女性	75.8	79.0	75.8	76.2	75.9	77.5	

注 1 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加えた数値である。

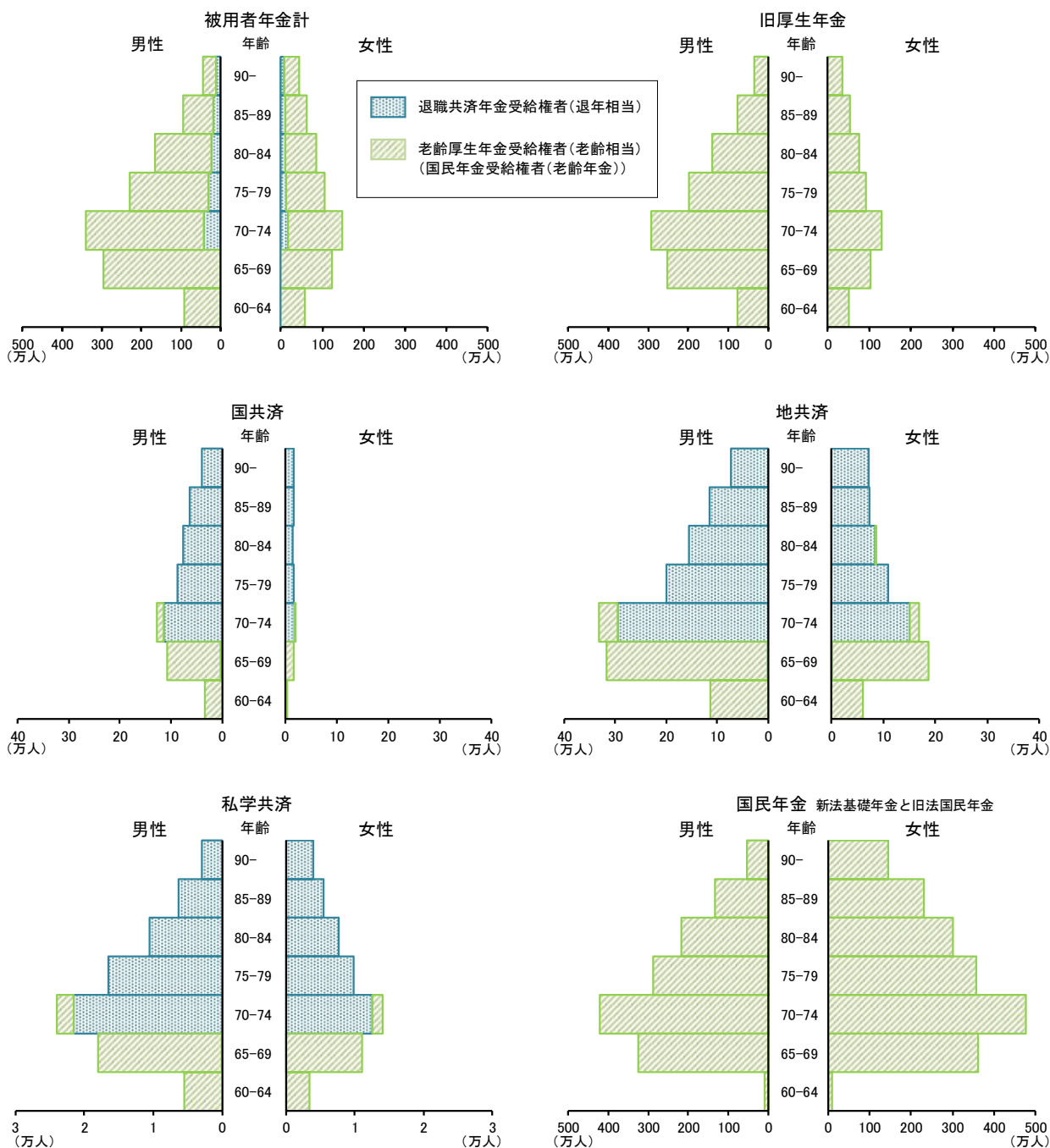
注 2 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計（平均）である。

³⁷ 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

(3) 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

2-2-26 図表 2-2-12 は、令和2(2020)年度末の老齢・退年相当の受給権者の年齢分布を図示したものである。地共済の女性を除き70～74歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。地共済の女性では65～69歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。国共済では女性の受給権者が少ないことと、女性においては、65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴的である。また、共済組合等において平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に裁定された老齢厚生年金の受給権者は、原則60～74歳の年齢階級にのみ存在する。

図表 2-2-12 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布 —令和2(2020)年度末—



2-2-27 図表 2-2-13 は、老齢・退年相当の受給権者の年齢分布について、この10年間の変化をみるために、令和2(2020)年度末の年齢階級別受給権者数を、10年前の平成22(2010)年度末及び5年前の平成27(2015)年度末の年齢階級別受給権者数と比較したものである。

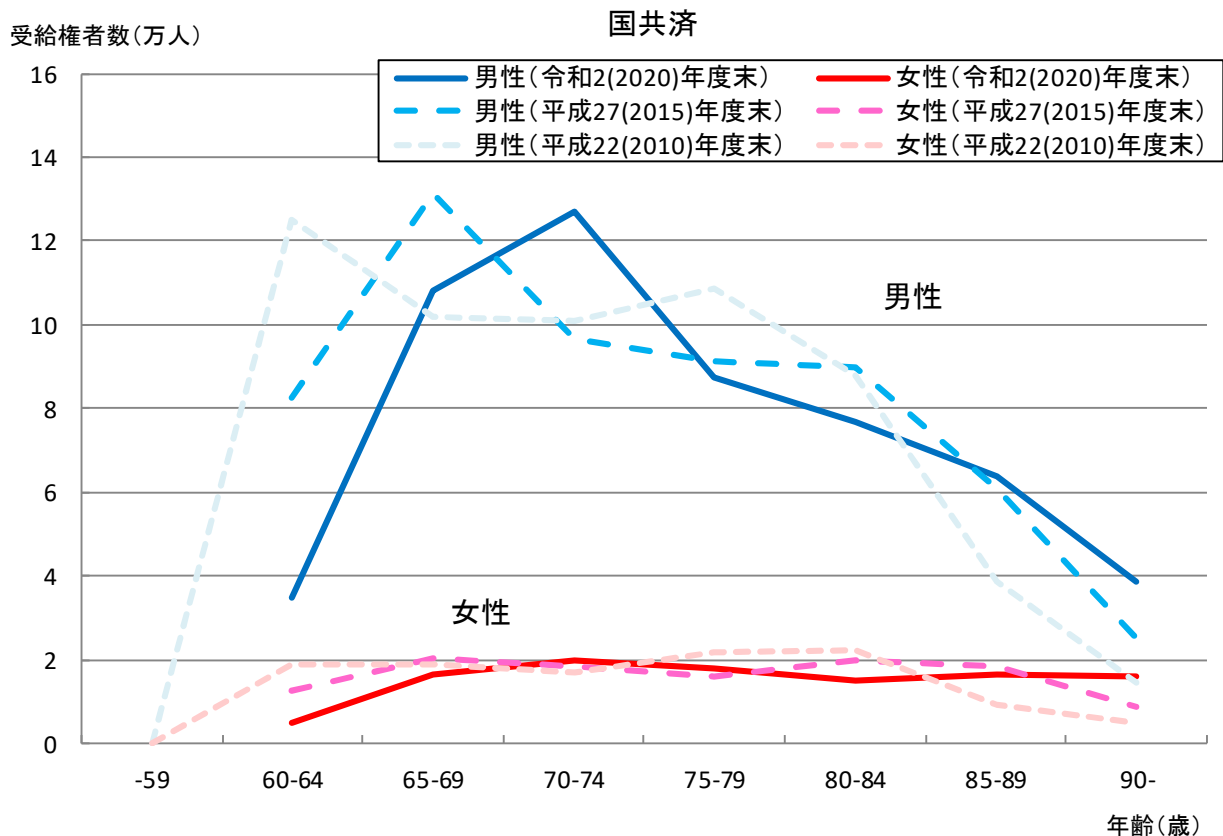
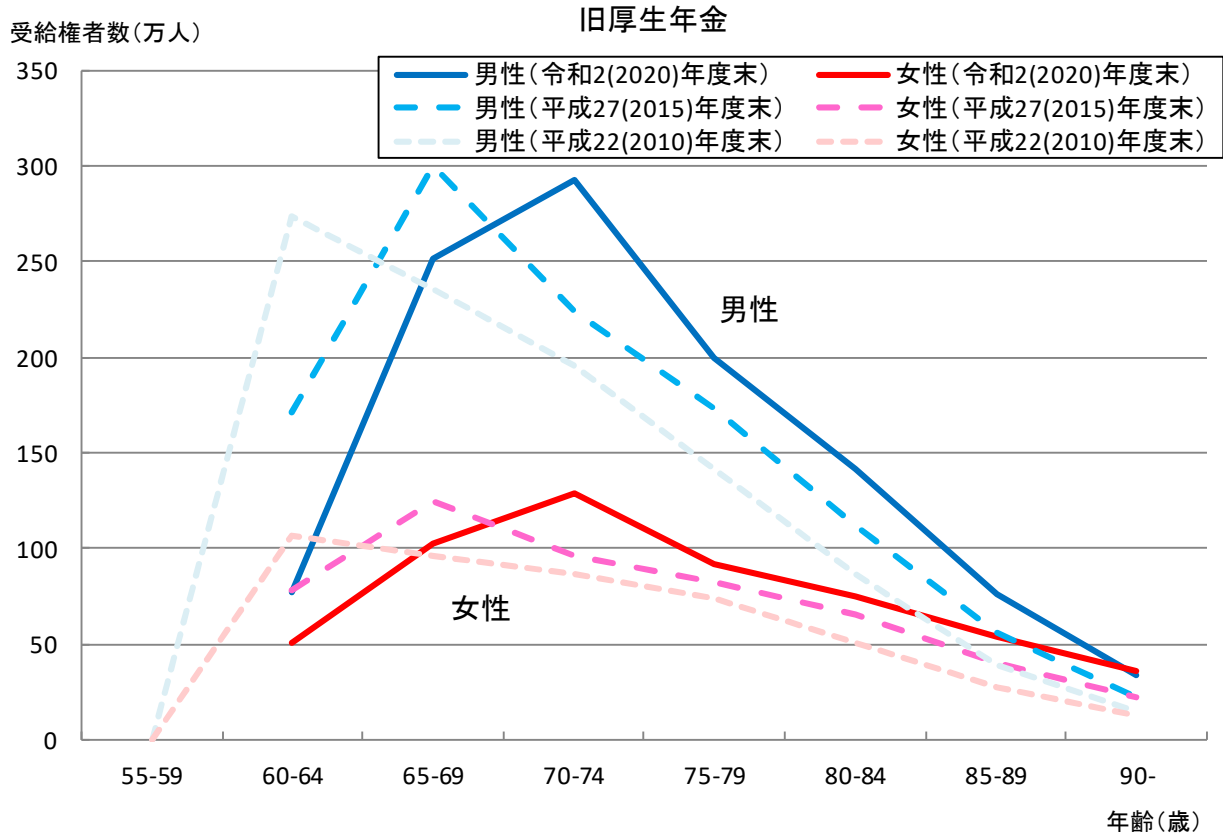
2-2-28 旧厚生年金では、10年前は60～64歳にピークがあり年齢ともに受給権者数が減少していたが、5年前は65～69歳にピークがシフトし、令和2(2020)年度末は70～74歳にシフトしている。これは、団塊世代を中心とした人口構造の変化の影響によるものであり、また、60～64歳の受給権者数の減少については支給開始年齢の引上げの影響も受けたものである。なお、10年前には存在した60歳未満の受給権者はいなくなっている³⁸。

2-2-29 国共済、地共済及び私学共済でも旧厚生年金と同じような変化をしているが、国共済は10年前の75～79歳に第二のピークがあり、これがシフトしてきているなどの違いがある。

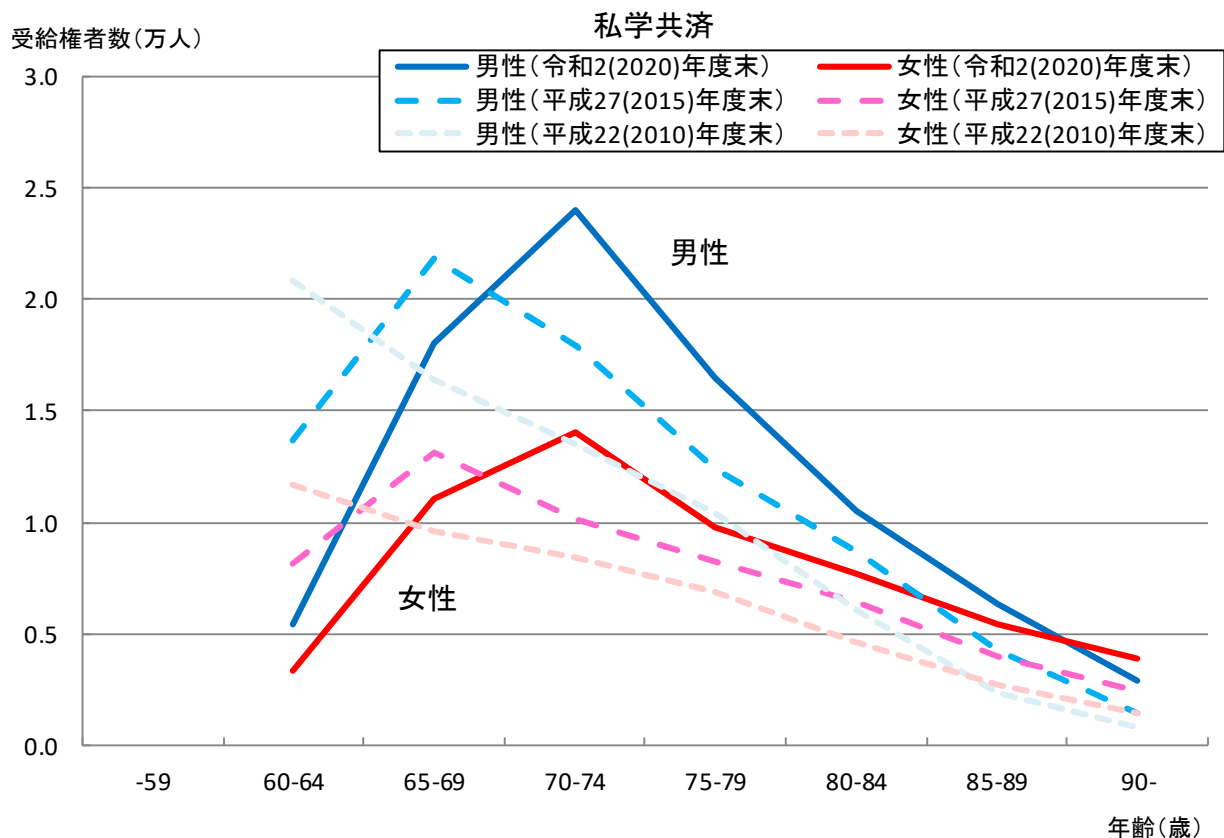
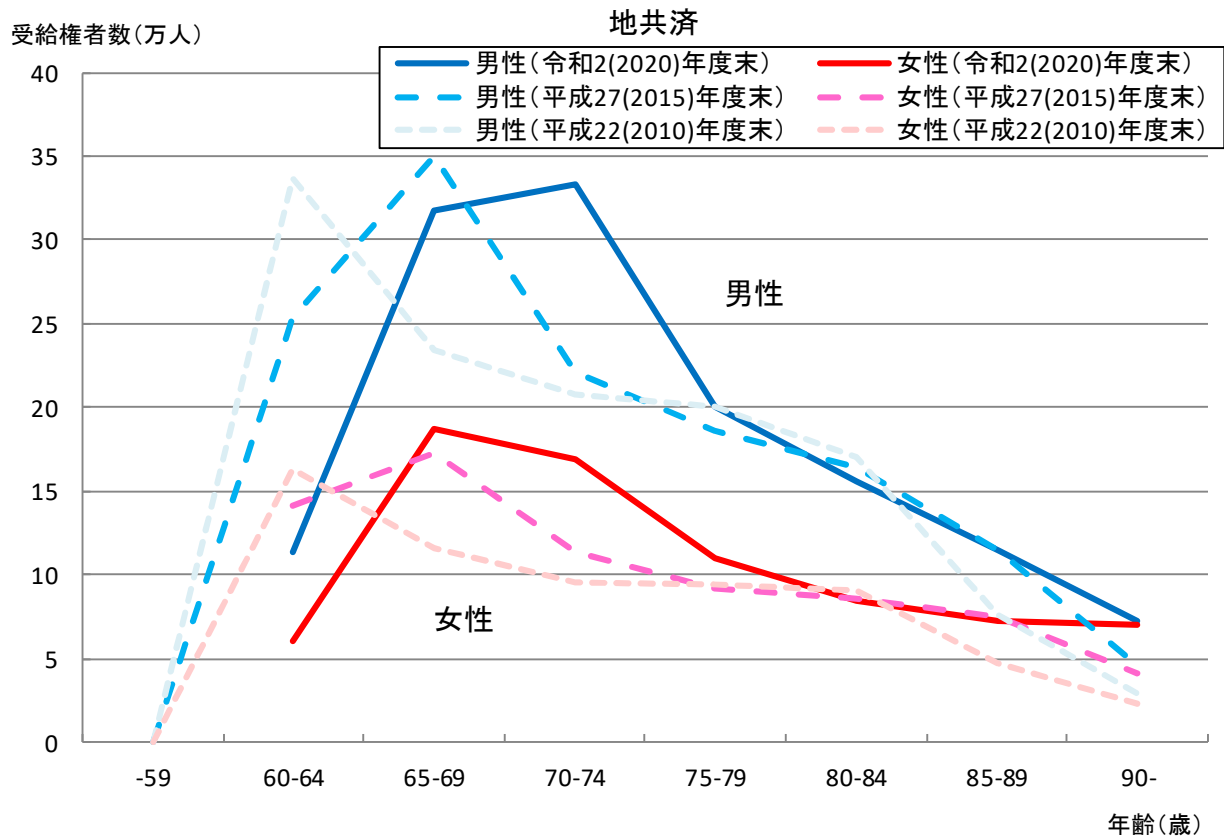
2-2-30 国民年金では、10年前及び5年前は65～69歳にピークがあったが、令和2(2020)年度末は70～74歳にシフトしている。なお、10年前の85歳以上の受給権者数が少ないことには、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法の厚生年金及び共済年金の受給権者は、基礎年金相当給付である1階部分の定額給付も各制度から給付されており、これらの老齢・退年相当の受給権者が旧法国民年金の老齢相当の受給権者でもあることは少ないことも影響している。

³⁸ 平成22(2010)年度の坑内員・船員の支給開始年齢は59歳であった。

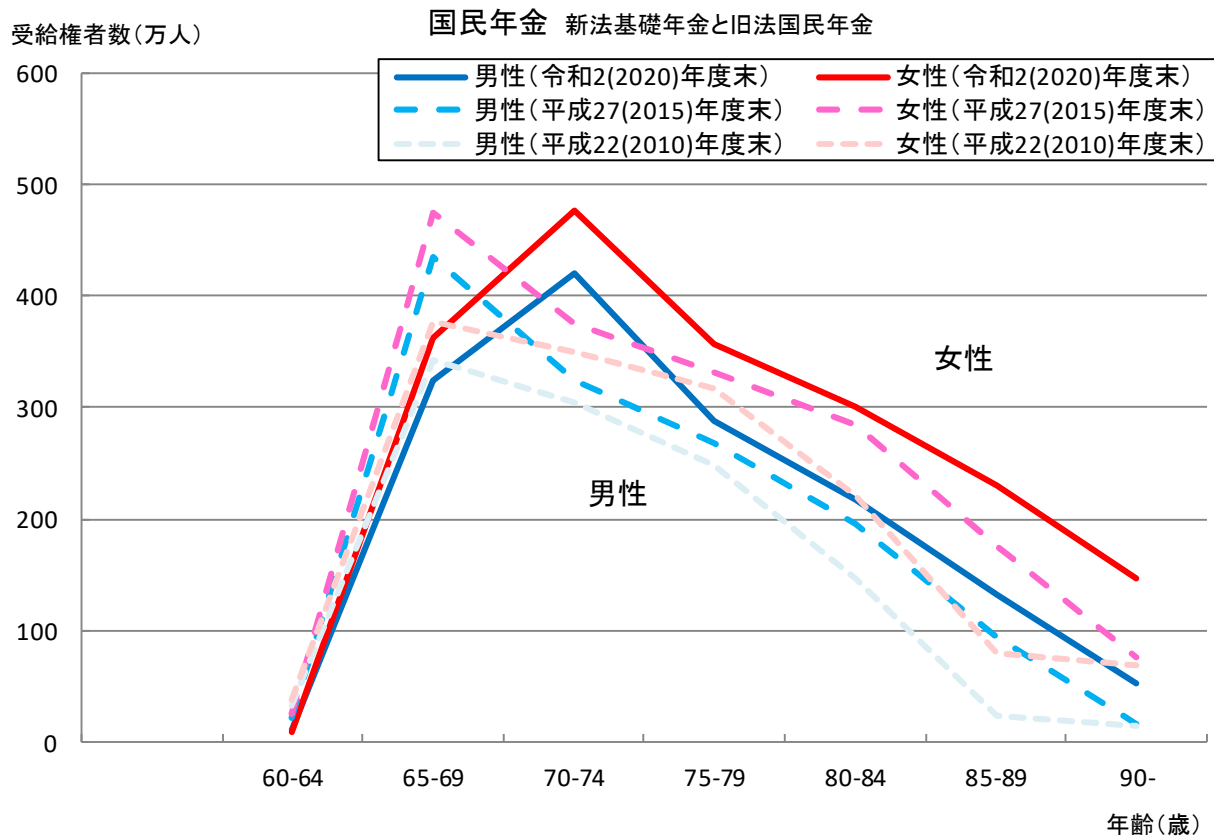
図表2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



(4) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-2-31 令和2(2020)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額³⁹(老齢基礎年金分を含む)

をみると、**図表 2-2-14**に示すとおり、被用者年金では、私学共済が最も高く19.0万円、次いで地共済18.9万円、国共済18.5万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)14.4万円となっている。また、国民年金では5.6万円である。

2-2-32 平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額または増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者⁴⁰

を除くと、地共済19.6万円、私学共済19.2万円、国共済19.2万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)15.0万円となる(**図表 2-2-14**の下段参照)。

2-2-33 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均年金月額は5.8万円である。

2-2-34 令和2(2020)年度末の女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると、旧厚生年金は10.4万円、男性16.5万円の63%程度の水準である。これに対し、国共済や地共済では88~90%程度となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や標準報酬額の男女間の差が小さいためと考えられる。

2-2-35 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和2(2020)年度末の老齢相当の老齢厚生年金の平均年金月額は、国共済16.3万円、地共済16.3万円、私学共済16.0万円である。

³⁹ 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項(404頁)を参照。

⁴⁰ 65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、**2-2-16**(122頁)で述べたとおり、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に、平成28(2016)年度から62歳に、令和元(2019)年度から63歳に、旧厚生年金の女性において、平成30(2018)年度から61歳に引き上げられている。なお、旧厚生年金については、特別支給の老齢年金を除いている。

図表2-2-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —令和2(2020)年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	144,366	185,491	188,741	189,648	56,252	
男性	164,742	189,206	196,175	207,337	59,040	
女性	103,808	166,848	175,830	162,884	54,112	
女(男=100)	63.0	88.2	89.6	78.6	91.7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	406	433	431	405	394	
男性	442	436	443	415	425	
女性	335	413	409	389	369	
繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	注2 老齢基礎 年金平均 年金月額 円
計	150,494	192,022	196,255	192,315	57,960	57,659

注1 繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
特別支給の老齢・退職年金について、定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く(旧厚生年金については、特別支給の老齢年金を除く。)

ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

注3 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(5) 老齢・退年相当の平均年金月額の分析

2-2-36 老齢・退年相当の平均年金月額について、共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれており、そのままでは厚生年金計の平均年金月額を算出できないことから、共済組合等について職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の年金額を推計した上で、旧厚生年金も合わせた厚生年金全体の平均年金月額を算出することとする。その際、職域加算部分の推計は、次により行っている。

- ① 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の退職年金については、年金額の110分の10を職域加算部分に相当する分とみなすこと
- ② 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入後の退職共済年金については、経過的加算や加給年金を考慮した上で、生年月日に応じた職域加算部分の給付乗率分とすること

2-2-37 共済組合等の職域加算部分を除いた厚生年金計の老齢・退年相当の平均年金月額を、こうした考え方で推計したものが**図表 2-2-15**であり、同平均年金月額は、14.9万円である。男女別では男性16.7万円、女性11.2万円となっており、男性を100とした女性の水準は67.2となっている。

2-2-38 共済組合等についてみると、職域加算部分を除いた平均年金月額は、国共済が17.3万円、地共済が17.7万円、私学共済が17.7万円となっており、**図表 2-2-14**でみた職域加算部分を含む平均年金月額と比べると、いずれの共済組合等においても約1割弱低い水準となっている。男女別にみても同様である。

2-2-39 また、実施機関別にみると、職域加算部分を除いても、共済組合等の平均年金月額は旧厚生年金より約2割高い水準となっている。

2-2-40 男性の平均年金月額は、旧厚生年金に比べ国共済では7%程度、地共済では11%程度、私学共済では17%程度高くなっている。平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、**図表 2-2-11**及び**図表 2-2-12**でみたように、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことから、平均年金月額に差が生じていると考えられる。受給権者の年齢と年金額との関係については、**2-2-53**で分析している。

2-2-41 一方、女性では、共済組合等の平均年金月額が旧厚生年金より5割前後高くなっている。これは、年金額の算定基礎となる標準報酬額に差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、また、国共済及び

私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことによって差が生じたと考えられる。

2-2-42 このように、平均年金月額、受給権者の年齢分布や男女構成、年金額の算定基礎となる標準報酬額、平均加入期間などにより差が生じることに留意しつつ比較を行う必要がある。

図表2-2-15 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金月額(推計)

－令和2(2020)年度末－

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	144,366	173,386	176,785	176,602	149,114
男性	164,742	176,839	183,587	192,529	167,388
女性	103,808	156,066	164,971	152,507	112,433
女(男=100)	63.0	88.3	89.9	79.2	67.2
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	406	433	431	405	410
男性	442	436	443	415	442
女性	335	413	409	389	346

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(6) 本来支給、特別支給の平均年金月額

2-2-43 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6(1994)年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、男性及び共済組合等の女性の場合、平成25(2013)年度に、旧厚生年金の女性についても、平成30(2018)年度に定額部分の支給はなくなった。報酬比例部分については、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に、平成28(2016)年度から62歳に、令和元(2019)年度から63歳に、旧厚生年金の女性において、平成30(2018)年度から61歳に引き上げられ、今後も段階的に引上げが続く。こうした状況⁴¹を示したものが図表2-2-16である。ここで、国共済、地共済及び私学共済の平均年金月額は、被用者年金一元化前に裁定された退年相当の退職共済年金の受給権者と被用者年金一元化後に裁定された老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。したがって、被用者年金一元化前に裁定された受給権者については職域加算を含み、被用者年金一元後に裁定された受給権者については経過職域加算を含まない。

2-2-44 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、令和2(2020)年度末で旧厚生年金15.0万円、国共済19.2万円、地共済19.6万円、私学共済が19.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-2-45 65歳未満の新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これには、平成13(2001)年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられ、令和2(2020)年度においては、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映されている。また、支給開始年齢未満の年齢において基礎年金額を加算した平均年金月額が支給開始年齢以上の年齢に比べて高くなっているのは、支給開始年齢到達前に報酬比例部分を繰り上げた場合、基礎年金も合わせて繰り上げることになるからである。

⁴¹ 用語解説参考図表4（414頁）を参照。

図表2-2-16 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） ー令和2（2020）年度末ー

（単位：円）

男女合計		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		91,489	130,704	135,375	135,211
〔基礎年金分を含む〕		〔144,366〕	〔185,491〕	〔188,741〕	〔189,648〕
新 法 支 給 部 分	特 別	60歳	65,174	71,812	63,335
		〔基礎年金分を含む〕	〔90,838〕	〔109,656〕	〔114,436〕
	61歳	72,889	108,966	68,946	
		〔基礎年金分を含む〕	〔59,575〕	〔118,503〕	〔116,316〕
	62歳	81,637	110,832	74,801	
		〔基礎年金分を含む〕	〔60,436〕	〔127,654〕	〔117,045〕
	63歳	106,160	109,750	101,937	
		〔基礎年金分を含む〕	〔78,770〕	〔107,948〕	〔110,842〕
	64歳	107,761	112,019	102,662	
		〔基礎年金分を含む〕	〔80,636〕	〔108,904〕	〔112,591〕
65歳以上本来支給分		91,964	128,653	134,006	137,179
〔基礎年金分を含む〕		〔150,484〕	〔191,682〕	〔195,830〕	〔196,767〕
旧法部分		141,221	173,308	203,347	155,443
			140,650	134,072	128,031

男性		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		109,386	133,561	141,127	152,041
〔基礎年金分を含む〕		〔164,742〕	〔189,206〕	〔196,175〕	〔207,337〕
新 法 支 給 部 分	特 別	60歳	65,224	71,965	70,216
		〔基礎年金分を含む〕	〔92,271〕	〔109,696〕	〔114,475〕
	61歳	72,902	110,575	71,824	
		〔基礎年金分を含む〕	〔104,007〕	〔118,527〕	〔116,100〕
	62歳	81,676	112,048	75,825	
		〔基礎年金分を含む〕	〔113,300〕	〔127,614〕	〔116,532〕
	63歳	107,891	112,512	110,592	
		〔基礎年金分を含む〕	〔90,544〕	〔109,821〕	〔113,660〕
	64歳	109,835	114,956	111,399	
		〔基礎年金分を含む〕	〔91,322〕	〔111,054〕	〔115,550〕
65歳以上本来支給分		109,995	132,007	141,759	154,821
〔基礎年金分を含む〕		〔170,059〕	〔195,218〕	〔203,971〕	〔214,520〕
旧法部分		197,924	181,325	217,651	184,617
			143,127	155,028	140,632

女性		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額		55,868	116,365	125,386	109,742
〔基礎年金分を含む〕		〔103,808〕	〔166,848〕	〔175,830〕	〔162,884〕
新 法 支 給 部 分	特 別	60歳	64,030	71,409	40,399
		〔基礎年金分を含む〕	〔82,547〕	〔108,744〕	〔114,342〕
	61歳	72,646	85,232	62,406	
		〔基礎年金分を含む〕	〔54,791〕	〔118,044〕	〔119,517〕
	62歳	80,929	90,384	72,010	
		〔基礎年金分を含む〕	〔54,887〕	〔128,417〕	〔125,703〕
	63歳	93,781	105,250	87,854	
		〔基礎年金分を含む〕	〔50,889〕	〔94,555〕	〔106,254〕
	64歳	94,082	106,997	88,723	
		〔基礎年金分を含む〕	〔49,926〕	〔94,703〕	〔107,533〕
65歳以上本来支給分		53,915	110,890	119,510	109,538
〔基礎年金分を含む〕		〔109,179〕	〔172,934〕	〔180,611〕	〔168,958〕
旧法部分		109,775	156,814	196,621	148,624
			87,009	116,491	119,822

注1 国共済、地共済及び私学共済は、退職相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注2 []内は基礎年金額(国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値)を加算した平均年金額である(60歳、61歳及び62歳については報酬比例部分を繰り上げた者について加算している。)

注3 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注4 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(7) 老齢・退年相当の平均年金月額推移

2-2-46 図表 2-2-17 は、老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を示したものである。令和2(2020)年度は全ての制度で増加している。

平均年金月額が近年低下傾向にある要因については、2-2-53 で分析している。

図表 2-2-17 平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円
7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
27 (2015)	145,305	187,220	192,075	189,549	55,157
28 (2016)	145,638	187,169	191,539	190,522	55,373
29 (2017)	144,903	186,200	189,695	189,639	55,518
30 (2018)	143,761	184,426	187,484	188,385	55,708
元 (2019)	144,268	185,330	188,357	189,436	55,946
2 (2020)	144,366	185,491	188,741	189,648	56,252
対前年度増減率(%)					
17 (2005)	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
22 (2010)	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
27 (2015)	0.3	0.6	0.4	0.8	1.4
28 (2016)	0.2	△0.0	△0.3	0.5	0.4
29 (2017)	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.3
30 (2018)	△0.8	△1.0	△1.2	△0.7	0.3
元 (2019)	0.4	0.5	0.5	0.6	0.4
2 (2020)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.5

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注3 令和2(2020)年度の対前年度増減率について、平均年金月額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:0.4%、地共済:0.5%、私学共済:0.4%となる(私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金額に加えて算出している。)

2-2-47 図表 2-2-18 は、被用者年金の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移を示したものである。令和2（2020）年度の対前年度増減率が、旧厚生年金で0.8%の減、国共済で1.0%の減、地共済で1.0%の減、私学共済で0.6%の減と、全ての制度で減少している。

図表 2-2-18 平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 7 (1995)	円 155,814	円 206,265	円 221,687	円 202,671
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442
28 (2016)	96,912	138,576	144,955	141,234
29 (2017)	95,210	136,030	141,688	139,077
30 (2018)	93,306	133,372	138,531	136,853
元 (2019)	92,259	132,059	136,692	136,071
2 (2020)	91,489	130,704	135,375	135,211
対前年度増減率(%)				
17 (2005)	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
22 (2010)	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
27 (2015)	△1.3	△0.4	△0.7	△0.1
28 (2016)	△1.7	△1.6	△2.0	△0.8
29 (2017)	△1.8	△1.8	△2.3	△1.5
30 (2018)	△2.0	△2.0	△2.2	△1.6
元 (2019)	△1.1	△1.0	△1.3	△0.6
2 (2020)	△0.8	△1.0	△1.0	△0.6

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注3 令和2(2020)年度の対前年度増減率について、平均年金月額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:△0.6%、地共済:△0.5%、私学共済:△0.2%となる(私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金額に加えて算出している。)

2-2-48 図表 2-2-19 は、新法 65 歳以上⁴²の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を男女別に示したものである。平均年金月額が近年低下傾向にある要因については、2-2-53 で分析している。

図表 2-2-19 新法 65 歳以上の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移

－老齢・退年相当－

年度末	旧厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円
12 (2000)	209,541	120,039	…	…	…	…	264,616	200,220
17 (2005)	198,489	114,598	227,452	196,295	241,181	200,777	252,136	190,555
22 (2010)	191,322	112,518	219,320	189,465	233,124	196,149	242,368	184,195
27 (2015)	178,049	109,214	203,893	178,142	214,877	186,374	226,268	174,481
28 (2016)	175,892	108,961	201,607	176,617	212,100	184,650	223,311	172,849
29 (2017)	173,893	108,757	199,364	175,210	209,439	183,028	220,335	171,423
30 (2018)	172,217	108,725	197,545	174,169	207,182	181,821	217,786	170,251
元 (2019)	170,882	108,777	196,159	173,383	205,358	180,994	215,931	169,435
2 (2020)	170,059	109,179	195,218	172,934	203,971	180,611	214,520	168,958
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	△0.9	△0.6	△0.9	△0.8	△0.8	△0.7	△0.7	△0.7
22 (2010)	△0.5	△0.1	△0.6	△0.5	△0.6	△0.2	△0.5	△0.4
27 (2015)	△0.2	0.7	△0.0	0.2	△0.2	0.3	△0.3	0.0
28 (2016)	△1.2	△0.2	△1.1	△0.9	△1.3	△0.9	△1.3	△0.9
29 (2017)	△1.1	△0.2	△1.1	△0.8	△1.3	△0.9	△1.3	△0.8
30 (2018)	△1.0	△0.0	△0.9	△0.6	△1.1	△0.7	△1.2	△0.7
元 (2019)	△0.8	0.0	△0.7	△0.5	△0.9	△0.5	△0.9	△0.5
2 (2020)	△0.5	0.4	△0.5	△0.3	△0.7	△0.2	△0.7	△0.3

注1 旧厚生年金の平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金は、65歳以上の老齢相当の新法厚生年金の受給権者の平均であり、国共済、地共済及び私学共済は、65歳以上の退年相当の(新法)退職共済年金の受給権者(みなし従前額保障を適用される者を除く)と65歳以上の老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

⁴² 給付体系の異なる旧法の受給権者、支給開始年齢の引上げにより報酬比例部分だけの年金になっている受給権者や年金を繰り上げた受給権者が大半を占める年齢の受給権者を除いた平均年金月額の推移となっている。

(8) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-2-49 平均年金月額の影響を与える平均加入期間の動向をみる。令和2(2020)年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、図表2-2-20のとおり、旧厚生年金406月、国共済433月、地共済431月、私学共済405月、国民年金394月となっており、全ての制度で前年度より長くなっている。

2-2-50 受給権者の平均加入期間の推移をみると、概ね年々長くなってきている。特に国民年金については、近年、年3~4月の増加となっており、令和2(2020)年度末は394月と、平成7(1995)年度末からの25年間で153月延びている。この要因としては、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間(いわゆる「カラ」期間)を有する者の割合が減少していることが考えられる。

図表2-2-20 受給権者の平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成(西暦) /令和	月	月	月	月	月
7(1995)	347	410	405	353	241
12(2000)	364	413	410	366	284
17(2005)	380	420	415	378	322
22(2010)	394	425	421	387	353
27(2015)	405	428	426	396	377
28(2016)	405	429	427	398	381
29(2017)	405	430	428	400	384
30(2018)	404	431	429	402	388
元(2019)	405	432	430	403	391
2(2020)	406	433	431	405	394
対前年度増減差					
17(2005)	3	1	1	2	8
22(2010)	2	1	1	2	5
27(2015)	2	1	1	1	4
28(2016)	△0	0	1	2	4
29(2017)	△0	2	1	2	3
30(2018)	△0	1	1	2	3
元(2019)	0	1	1	1	3
2(2020)	2	1	1	2	3

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(9) 老齢・退年相当の新規裁定者の平均年金月額及び平均加入期間

2-2-51 新規裁定者について平均年金額の推移をみたのが、**図表 2-2-21** である。

新規裁定者の平均年金額については、

- ・旧厚生年金及び国民年金については老齢基礎年金分を含み、国共済、地共済及び私学共済については老齢基礎年金分を含まない。
- ・旧厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない。
- ・国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない。

ことから、旧厚生年金の男性、国共済、地共済、私学共済の特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上がった平成 13(2001)年度に大きく減少している。旧厚生年金の女性については 5 年遅れの引上げスケジュール（国共済、地共済及び私学共済の女性は男性と同じスケジュール）を受けて、平成 18(2006)年度に大きく減少している。なお、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されていることから、平成 13(2001)年度（旧厚生年金の女性については平成 18(2006)年度）の数値には、この影響が現れていると考えられる。

また、平成 27(2015)年度の以降の国共済、地共済及び私学共済については、職域加算部分を含む退職共済年金の新規裁定者と職域加算部分がない老齢厚生年金の新規裁定者の平均となっていることから、平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけて新規裁定者の平均年金額が大きく減少している。

旧厚生年金の男性及び共済では、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度に 61 歳、平成 28(2016)年度に 62 歳、令和元(2019)年度に 63 歳へ引き上げられたため、旧厚生年金の女性では、平成 30(2018)年度に 61 歳へ引き上げられたため、これらの年度では新規裁定者数が大きく減少⁴³しており、この影響も平均年金月額に現れていると考えられる。

男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均年金額に大きな変化が生じている。男女をあわせた旧厚生年金の全体で平成 29(2017)年度に新規裁定者の平均年金額が大きく増加し

⁴³ 例えば、旧厚生年金（老齢年金・加入期間 20 年以上）の男性の新規裁定者数は、平成 24(2012)年度 544 千人、平成 25(2013)年度 176 千人、平成 26(2014)年度 402 千人、平成 27(2015)年度 467 千人、平成 28(2016)年度 147 千人、平成 29(2017)年度 373 千人、平成 30(2018)年度 436 千人、令和元(2019)年度 147 千人、令和 2(2020)年度 366 千人、女性の新規裁定者数は、平成 29(2017)年度 175 千人、平成 30(2018)年度 56 千人、令和元(2019)年度 164 千人、令和 2(2020)年度 193 千人となっている。

ているのは、前年度の平成 28(2016)年度に男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均年金額の高い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均年金額が低い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

また、平成 30(2018)年度に新規裁定者の平均年金額が大きく増加しているのは、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均年金額の低い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均年金額の高い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

さらに、令和元(2019)年度に新規裁定者の平均年金額が大きく減少しているのは、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均年金額の高い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均年金額が低い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

そして、令和 2(2020)年度に新規裁定者の平均年金額が大きく増加しているのは、前年度の令和元(2019)年度に男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均年金額の高い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均年金額が低い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

国民年金で平成 29(2017)年度に大きく減少したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ短いことに影響され、平成 30(2018)年度に大きく増加したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ長いことに影響されたと考えられる(2-2-52 及び図表 2-2-22 参照)。

図表2-2-21 新規裁定者の平均年金月額推移 —老齢・退年相当—

年度末 平成 /令和 (西暦)	老齢基礎年金分を含む			老齢基礎年金分を含まない			老齢基礎年金分 を含む
	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	円	円	円				
7 (1995)	184,342	206,561	118,858	…	229,342	216,170	50,325
8 (1996)	190,587	201,453	120,218	…	216,437	197,207	50,336
9 (1997)	185,232	198,859	115,496	…	220,231	192,030	50,565
10 (1998)	183,148	200,490	115,109	…	222,386	191,168	52,034
11 (1999)	188,914	199,074	116,654	215,628	224,121	191,398	53,090
12 (2000)	182,009	197,808	113,728	214,527	224,541	191,422	53,928
13 (2001)	138,342	146,025	113,422	163,330	178,279	163,638	53,527
14 (2002)	117,287	118,510	113,183	154,142	167,067	157,663	53,821
15 (2003)	112,400	112,342	112,592	148,006	163,775	157,724	52,615
16 (2004)	108,650	107,699	111,655	130,466	146,803	146,805	53,092
17 (2005)	105,783	104,468	110,035	129,379	146,977	150,048	54,103
18 (2006)	89,654	99,008	59,682	126,812	143,621	147,328	52,947
19 (2007)	89,384	103,004	50,288	124,651	135,798	142,253	48,602
20 (2008)	88,139	101,362	51,216	123,830	136,669	141,824	48,921
21 (2009)	86,770	99,950	50,121	123,900	135,826	140,209	49,170
22 (2010)	84,672	97,682	49,937	122,789	132,450	138,113	49,192
23 (2011)	84,473	97,130	50,783	123,437	132,770	136,241	50,011
24 (2012)	84,529	97,301	50,984	124,215	132,422	136,299	51,082
25 (2013)	75,886	103,670	50,941	128,188	136,160	139,204	51,493
26 (2014)	80,977	95,241	50,397	122,952	132,452	134,334	51,033
27 (2015)	82,630	95,491	50,610	120,838	125,311	129,619	51,859
28 (2016)	73,181	101,554	50,332	108,312	112,678	116,872	52,336
29 (2017)	81,175	95,909	49,774	105,772	110,201	113,235	49,896
30 (2018)	92,077	96,452	58,054	105,850	110,602	112,721	53,572
元 (2019)	76,621	106,359	49,874	109,851	113,467	119,126	53,914
2 (2020)	83,104	100,495	50,184	107,972	110,339	116,535	54,421
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	△2.6	△3.0	△1.5	△0.8	0.1	2.2	1.9
22 (2010)	△2.4	△2.3	△0.4	△0.9	△2.5	△1.5	0.0
27 (2015)	2.0	0.3	0.4	△1.7	△5.4	△3.5	1.6
28 (2016)	△11.4	6.3	△0.5	△10.4	△10.1	△9.8	0.9
29 (2017)	10.9	△5.6	△1.1	△2.3	△2.2	△3.1	△4.7
30 (2018)	13.4	0.6	16.6	0.1	0.4	△0.5	7.4
元 (2019)	△16.8	10.3	△14.1	3.8	2.6	5.7	0.6
2 (2020)	8.5	△5.5	0.6	△1.7	△2.8	△2.2	0.9

注1 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均年金額である。

注3 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない。

注4 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない。

注5 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

2-2-52 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、**図表 2-2-22** である。令和2(2020)年度の新規裁定者の平均加入期間は、旧厚生年金の男性の446月が最も長く、国共済の444月、地共済の442月、国民年金の420月、私学共済の419月、旧厚生年金の女性の366月の順となっている。

国民年金で平成29(2017)年度に16月の減少と大きく減少したのは、平成29(2017)年8月に施行された受給資格期間の短縮に伴い、短縮により受給権が発生するであろうと年金請求を行ったところ従前の短縮前の受給要件を満たしていることが判明した者が一定数存在し、このような新規裁定者の加入期間は比較的短いことが影響していると考えられる。こうした事情は、平成30(2018)年度には、平均加入期間の増加が24月と前年度の減少幅を上回っていたことから、ほぼ解消しているものと考えられる。

旧厚生年金については、支給開始年齢の引上げが行われた年度には当該年齢への到達に伴う新規裁定者が基本的には生じないこと、またその翌年度以降は支給開始年齢が引き上がったことで支給開始年齢時点での加入期間が伸びていると考えられ、平均加入期間にはこうした事情を反映したと思われる変化が見られる。

旧厚生年金の男性について見ると、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度及び令和元(2019)年度に支給開始年齢が引き上げられており、これらの年度の平均加入期間は前年度より減少し、その翌年度には前年度の減少を上回って増加している。

男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均加入期間に大きな変化が生じている。平成25(2013)年度、平成28(2016)年度及び令和元(2019)年度には、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均加入期間の長い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均加入期間が短い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に減少している。また平成30(2018)年度には、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均加入期間の短い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均加入期間が長い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に増加している。

図表2-2-22 新規裁定者の平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	男性	女性					
平成 /令和	月	月	月	月	月	月	月
7 (1995)	389	415	313	…	417	377	…
12 (2000)	409	427	331	430	424	384	336
17 (2005)	412	434	344	436	431	396	374
22 (2010)	407	427	352	427	430	399	387
23 (2011)	407	427	354	428	431	398	393
24 (2012)	407	426	355	430	431	400	395
25 (2013)	386	419	357	434	442	408	397
26 (2014)	407	430	358	435	437	407	400
27 (2015)	411	432	359	433	439	401	403
28 (2016)	388	423	360	435	441	400	405
29 (2017)	411	436	358	440	442	407	389
30 (2018)	431	440	359	443	441	413	414
元 (2019)	397	433	365	439	443	416	417
2 (2020)	419	446	366	444	442	419	420

対前年度増減差

17 (2005)	△1	0	1	0	0	3	6
22 (2010)	△1	△1	2	△2	1	0	3
23 (2011)	△0	△1	1	1	1	△1	6
24 (2012)	△0	△1	2	2	0	2	2
25 (2013)	△20	△7	1	4	11	8	1
26 (2014)	21	11	1	1	△5	△1	3
27 (2015)	4	2	1	△1	2	△6	3
28 (2016)	△24	△9	1	1	2	△0	2
29 (2017)	23	13	△2	5	0	7	△16
30 (2018)	20	4	1	3	△0	5	24
元 (2019)	△34	△7	6	△3	2	4	4
2 (2020)	22	14	1	5	△1	3	3

注1 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注3 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない(このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注4 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない(このため、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注5 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

(10) 被用者年金の平均年金月額の減少要因

2-2-53 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長する中で、減少傾向にある。その要因として以下のことが考えられる。なお、以下の要因は、その影響の大きさの順に掲げたものではない。

①報酬比例部分の給付乗率の引下げ

給付乗率の大きい年金の受給権者が年々減少していくこと。なお、給付乗率は、昭和2(1927)年4月1日以前生まれ(令和2(2020)年度末で94歳以上)の1000分の7.308から昭和21(1946)年4月2日以後生まれ(令和2(2020)年度末で74歳以下)の者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて逡減している。

②定額部分の定額単価の引下げ⁴⁴

定額単価の高い受給権者が年々減少していくこと。なお、定額単価は、生年月日の応じて異なる乗率(昭和2(1927)年4月1日以前生まれ(令和2(2020)年度末で94歳以上)の1.875から昭和21(1946)年4月2日以後生まれ(令和2(2020)年度末で74歳以下)の者の1.000まで、生年月日に応じて逡減)を乗じることにより算出される。また、経過的加算額⁴⁵についても、定額単価の引下げに合わせて引き下がっていくことになる。

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 男性及び共済組合等の女性では、平成13(2001)年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16(2004)年度に62歳、平成19(2007)年度に63歳、平成22(2010)年度に64歳に引き上げられ、平成25(2013)年度には定額部分がなくなったこと。
- ・ 旧厚生年金の女性では、平成18(2006)年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21(2009)年度に62歳、平成24(2012)年度に63歳、平成27(2015)年度に64歳に引き上げられ、平成30(2018)年度には定額部分がなくなったこと。

④加給年金の対象者の減少⁴⁶

男性の生涯未婚率の増加により単身者割合が増加するなど、配偶者に係る加給年金が加算される受給権者が減少していること。

⁴⁴ 世帯の年金額としてみた場合には、減少要因にならない場合もある。

⁴⁵ 経過的に生じる定額単価と老齢基礎年金の加入1年当たりの単価との差額分や昭和36(1961)年4月前の期間、20歳前の期間、60歳以後の期間に係る定額部分に相当する額の加算。

⁴⁶ 脚注44に同じ。

⑤物価スライド⁴⁷

平成 15(2003)、平成 16(2004)、平成 18(2006)、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度、平成 29(2017)年度については、年金の物価スライドがそれぞれ 0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%、0.1%の引下げであったこと。

⑥特例水準の解消

平成 25(2013)年 9 月分までの年金は、平成 12(2000)年度から平成 14(2002)年度にかけての物価下落の中でも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より 2.5%高い水準(特例水準)となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われたこと。具体的には、平成 25(2013)年 10 月に 1.0%、平成 26(2014)年 4 月に 1.0%、平成 27(2015)年 4 月に 0.5%解消され、特例水準は解消された。(第 1 章第 2 節 6(3)参照)。

⑦被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

国共済及び地共済については、平成 25(2013)年 8 月(同 10 月支給分)から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の 10%とし年間 230 万円以下の給付(共済年金全体)は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に 27%引き下げたこと。

⑧被用者年金一元化に伴う共済組合等の職域加算部分の廃止

共済組合等について、被用者年金の一元化に伴い職域加算部分が廃止されたこと。

2-2-54 図表 2-2-23～図表 2-2-26 は、旧厚生年金の老齢相当の受給権者について、令和 2(2020)年度、平成 27(2015)及び平成 22(2010)年度の年齢階級別の平均年金月額を示したものである。男性、女性ともに年齢階級が高くなるほど平均年金月額が高くなっている。これは、**2-2-53** で述べた報酬比例部分の給付乗率の引下げの影響が大きいと考えられる。ただし、年齢階級別に平均年金月額をみる場合には、平均年金月額に影響を与える平均加入期間に係る経過措置⁴⁸に留意する必要がある。

令和 2(2020)年度末と平成 27(2015)年度末を比較すると、男性は 90 歳以上を除き平均年金額が減少し、女性は 64 歳未満及び 75～89 歳で減少しているが、減少額は男

⁴⁷ マクロ経済スライドは、平成 27(2015)年度に発動され給付水準を抑制しているが、年金の名目額を引き下げないよう実施されるため、平均年金月額の減少要因とはならない。

⁴⁸ 老齢相当とは、加入期間が 25 年以上の老齢厚生年金のことであるが、経過的に期間短縮を受けているものを含む。経過的期間短縮とは、昭和 27(1952)年 4 月 1 日以前生まれ(令和 2(2020)年度末で 69 歳以上)の 20 年から昭和 30(1955)年 4 月 2 日以後昭和 31(1956)年 4 月 1 日以前生まれ(令和 2(2020)年度末で 65 歳)の者の 24 年まで(中高齢特例については、昭和 22(1947)年 4 月 1 日以前生まれ(令和 2(2020)年度末で 75 歳以上)の 15 年から昭和 25(1950)年 4 月 2 日以後昭和 26(1951)年 4 月 1 日以前生まれ(令和 2(2020)年度末で 70 歳)の者の 19 年まで)、生年月日に応じて短縮された資格期間のことである。

性に比べて小さい。昭和21(1946)年4月2日以後生まれ(令和2(2020)年度末で74歳以下)の者は給付乗率や定額単価が一定となるが、65～69歳の階級の男性で平均年金額が他の年齢階級と同程度減少しているのは、加給年金の対象者の減少による影響もあるからと考えられる。なお、男性において平成27(2015)年度末の65～69歳の平均年金月額(168,618円)よりも令和2(2020)年度末の70～74歳の平均年金月額(162,380円)が低くなっている理由は、配偶者に係る加給年金は配偶者が65歳に達すると加算されなくなることの影響もあると考えられる。

図表2-2-23 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
—令和2(2020)年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円
60～64歳	1,280	75,922	768	91,572	512	52,437
65～69歳	3,543	143,069	2,518	157,674	1,025	107,200
70～74歳	4,211	145,705	2,924	162,380	1,287	107,818
75～79歳	2,912	150,569	1,992	170,746	920	106,876
80～84歳	2,159	159,529	1,411	185,229	748	111,052
85～89歳	1,297	162,705	760	197,390	537	113,579
90歳～	698	161,506	343	209,101	355	115,548
計(平均)	16,100	144,366	10,716	164,742	5,384	103,808
65歳～ 計(平均)	14,820	150,277	9,948	170,391	4,872	109,205

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-24 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
—平成27(2015)年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円	受給権者数 千人	平均年金月額 円
60～64歳	2,493	88,353	1,714	99,868	779	63,010
65～69歳	4,245	150,118	2,997	168,618	1,248	105,695
70～74歳	3,207	151,656	2,243	171,059	964	106,514
75～79歳	2,551	159,968	1,728	183,487	822	110,543
80～84歳	1,774	164,689	1,116	195,047	659	113,263
85～89歳	961	170,959	557	209,522	404	117,804
90歳～	453	155,788	227	203,774	226	107,510
計(平均)	15,684	145,305	10,582	166,120	5,102	102,131
65歳～ 計(平均)	13,191	156,070	8,868	178,928	4,323	109,180

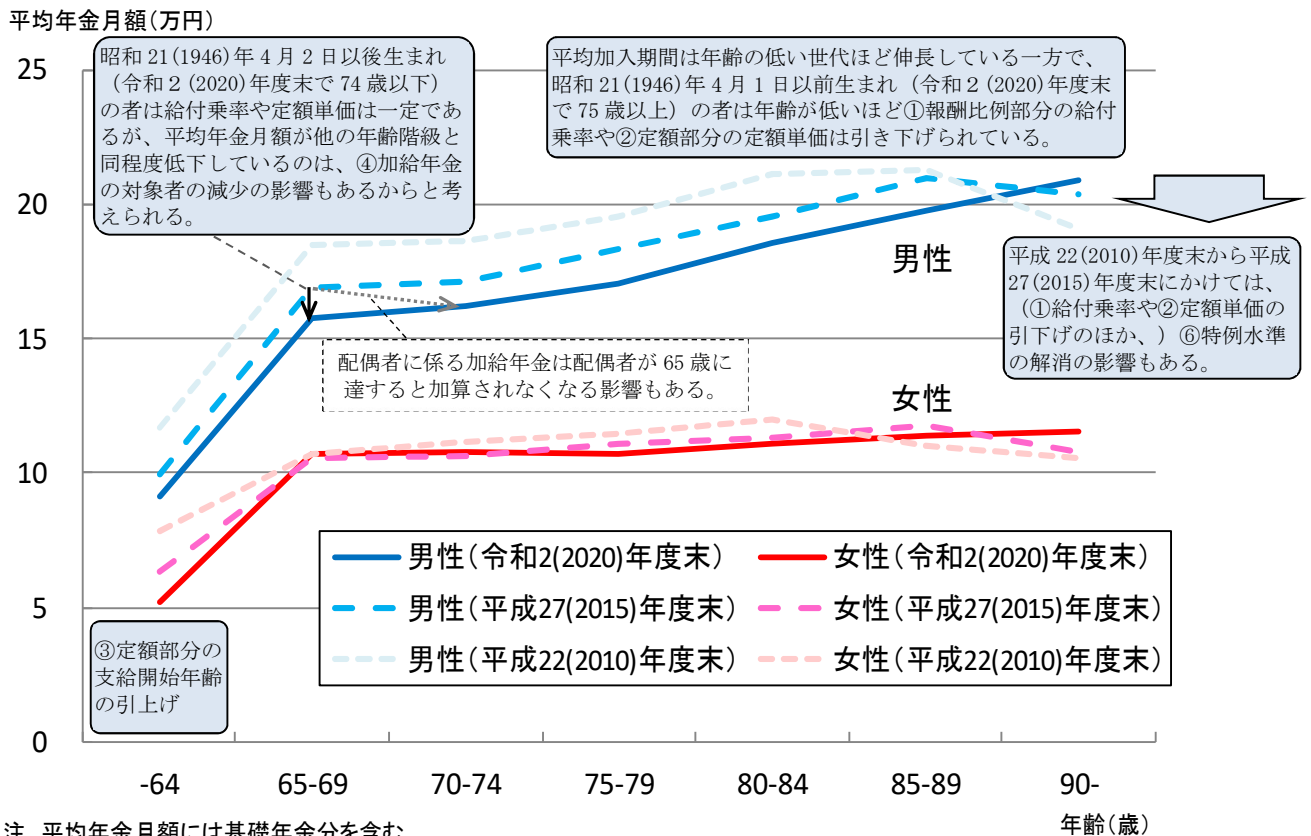
注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-25 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
 -平成22(2010)年度末-

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	円	千人	円	千人	円
～64歳	3,815	105,874	2,744	116,637	1,071	78,306
65～69歳	3,316	162,453	2,359	185,024	957	106,799
70～74歳	2,825	163,373	1,959	186,353	866	111,373
75～79歳	2,145	167,807	1,411	195,522	734	114,556
80～84歳	1,374	177,619	866	211,575	508	119,718
85～89歳	659	170,206	386	212,792	273	109,993
90歳～	280	151,088	149	191,194	131	105,308
計(平均)	14,413	150,034	9,874	171,291	4,539	103,797
65歳～ 計(平均)	10,598	165,930	7,130	192,323	3,468	111,670

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-26 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額



注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

5 老齢（退職）年金の年金月額別の受給権者数

2-2-55 図表 2-2-27 は、老齢（退職）年金の受給権者について、年金月額階級別の受給権者数を、老齢（退年）相当、通老（通退）相当別に示したものである⁴⁹。

なお、国共済、地共済及び私学共済では、被用者年金一元化前に受給権が発生した共済年金の受給権者と一元化後に受給権が発生した厚生年金の受給権者に分けて示している。国民年金については、「新法基礎年金と旧法国民年金」及び「基礎のみ共済なし・旧国年」⁵⁰を示している。

ここで、この統計を見る際の留意点に触れておきたい。第一に、旧厚生年金の年金月額には基礎年金分⁵¹を含み、国共済、地共済及び私学共済の年金月額には基礎年金分を含まないため、これらの中で比較することはできないことである。

第二に、年金の全額または一部が支給停止となる者を含むとともに、旧厚生年金と共済組合等の年金の両方を受給している場合には、それぞれの統計に人数が重複して計上され、年金月額はそれぞれの実施機関の被保険者期間にかかる額となっており、一人の受給権者に対して実際に支給されている年金額全てを合算し、その月額別に集計されたものではないことである。

第三に、老齢（退年）相当・通老（通退）相当を区分する際、被用者年金一元化後の平成 27(2015)年 10 月以降に受給権の発生した受給権者の被保険者期間は、国共済、地共済及び私学共済の統計ではそれぞれの実施機関の被保険者期間であるが、旧厚生年金の統計では共済組合等の被保険者期間も合算していることである⁵²。

2-2-56 これらの留意点に関して言えば、将来的には厚生年金（共済年金の厚生年金相当部分を含む）の年金月額の分布統計については全ての実施機関の被保険者期間を通算

⁴⁹ 本報告では、年度末における年金月額階級別の受給権者数を分析している。年金月額階級別の新規裁定者数については、事業年報（厚生労働省年金局）を参照。

⁵⁰ 基礎のみ共済なしは、老齢基礎年金受給権者のうち、老齢厚生年金（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む。）を有しない者について集計をしている。ここで旧共済組合とは、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金のことである。なお、共済組合等については用語解説（389 頁）を参照。

また、旧国年は、旧法国民年金（5 年年金除く）の受給権者について集計している。

⁵¹ 旧厚生年金の統計の年金月額には基礎年金も含まれているが、特別支給の者や基礎年金のみを繰り下げている者については、基礎年金が支給されていない。

⁵² この項で指摘する課題はあるものの、厚生年金保険令和元年度事業年報（厚生労働省年金局）により、年金月額階級別受給権者数について、被用者年金一元化後に裁定された受給権者の年金月額に共済組合員期間分を含めた統計とそれを含めない統計を比較した限りでは、年金月額の分布に大きな差異はなく、年金月額の分布の概略を把握する目的で利用する限りにおいては一定の情報を提供するものと考えられる。

するとともに基礎年金を含めた統計の整備が望まれる⁵³。それまでの間にあっても各実施機関で作成する統計の集計条件について統一化が図られるよう取り組むべきである。

2-2-57 旧厚生年金についてみると、基礎年金を含む額で、老齢相当で男性は16～20万円に、女性は8～11万円にピークがあるのに対し、通老相当では、男女ともに6～8万円にピークがある。

2-2-58 国共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は12～14万円に、女性は11～14万円にピークがあり、厚生年金の受給権者の男性は9～14万円に、女性は8～11万円にピークがある。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

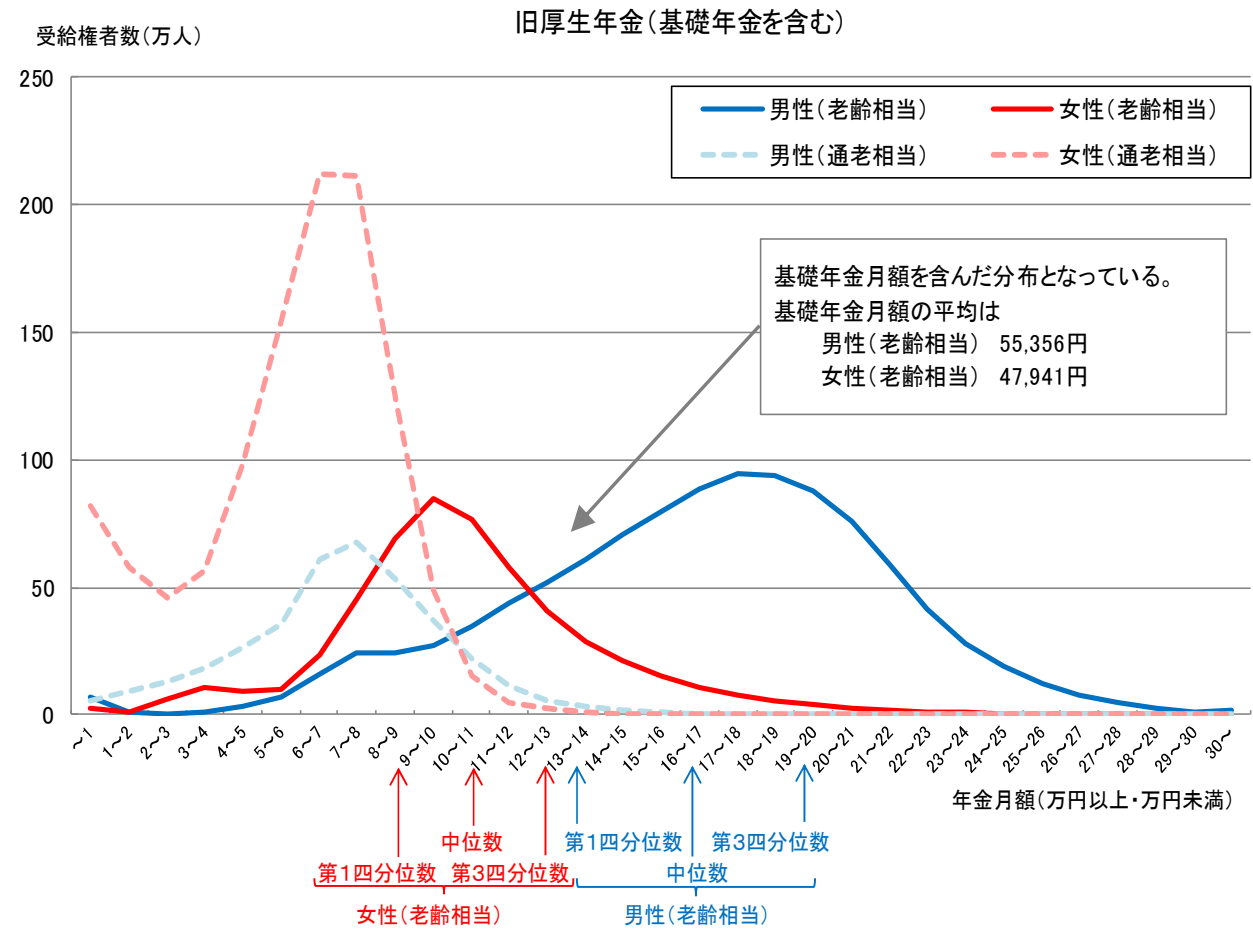
2-2-59 地共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は14～16万円に、女性は13～16万円にピークがあり、厚生年金の受給権者は男女ともに11～12万円にピークがある。厚生年金の男性では、14～16万円にもピークがあるが、これは、加給年金が加算されている影響と考えられる。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-60 私学共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は13～21万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は4～18万円に広く分布している。厚生年金の受給権者の男性は10～16万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は4～13万円に広く分布している。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-61 国民年金についてみると、新法基礎年金と旧法国民年金では、老齢相当で男女とも6～7万円にピークがあるのに対して、通老相当では1～2万円にピークがある。基礎のみ共済なし・旧国年では、老齢相当で男性は6～7万円にピークがあるが、女性は3～4万円と6～7万円にピークがある。通老相当では、男女ともに1～2万円にピークがある。

⁵³ 被用者年金一元化後に裁定された受給権者については、共済組合員期間分を含めた統計が作成されている。

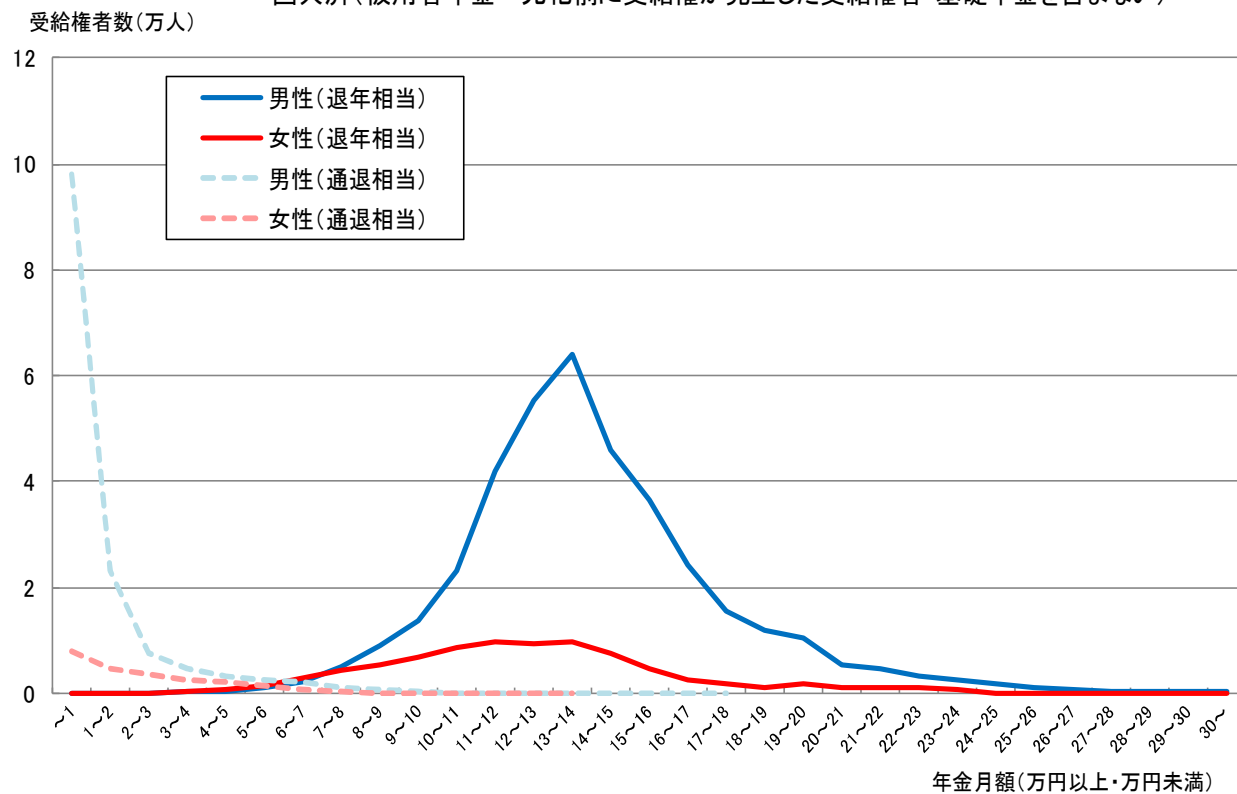
図表2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数—令和2（2020）年度末—



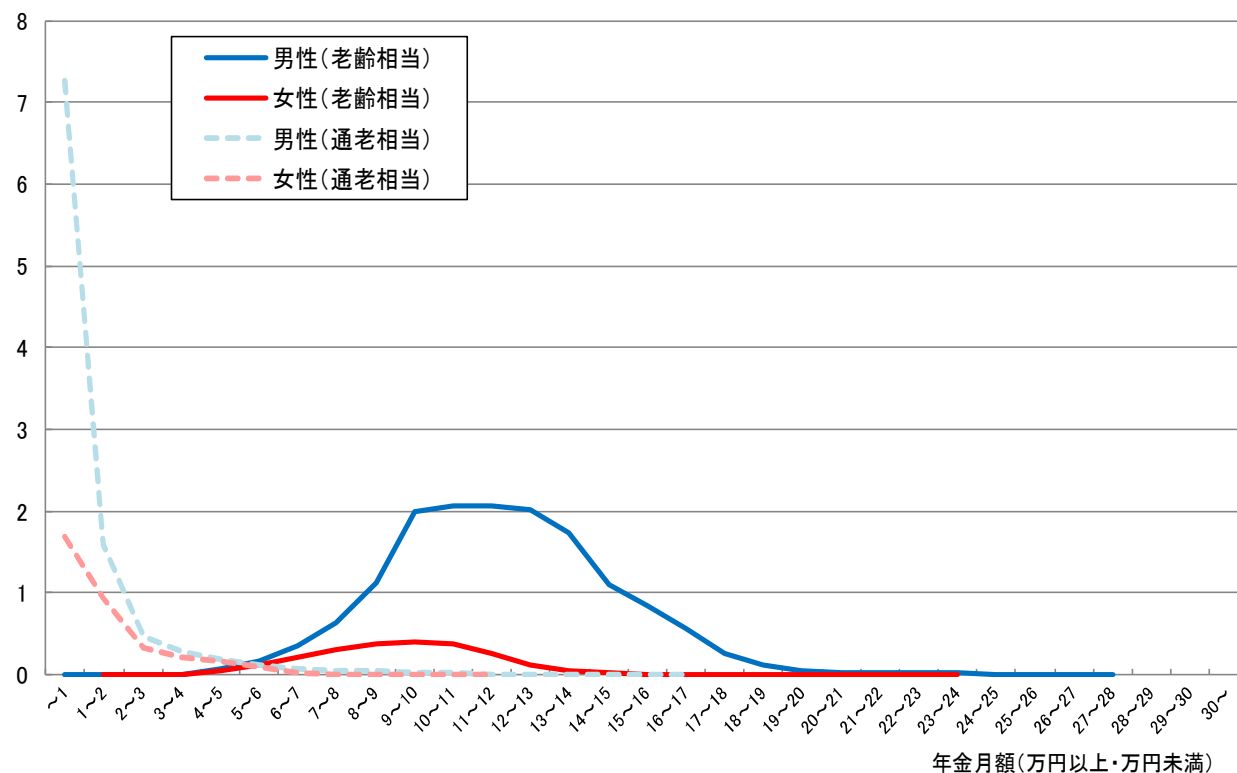
※ 第1四分位数、中位数、第3四分位数が含まれる階級を表示した。なお、国共済、地共済及び私学共済については、基礎年金を含まないこと、被用者年金一元化前に受給権が発生した受給権者と一元化後に受給権が発生した受給権者に分かれていることから、この表示を省略した。

図表 2-2-27 老齡（退職）年金月額階級別受給権者数—令和2（2020）年度末—（続き）

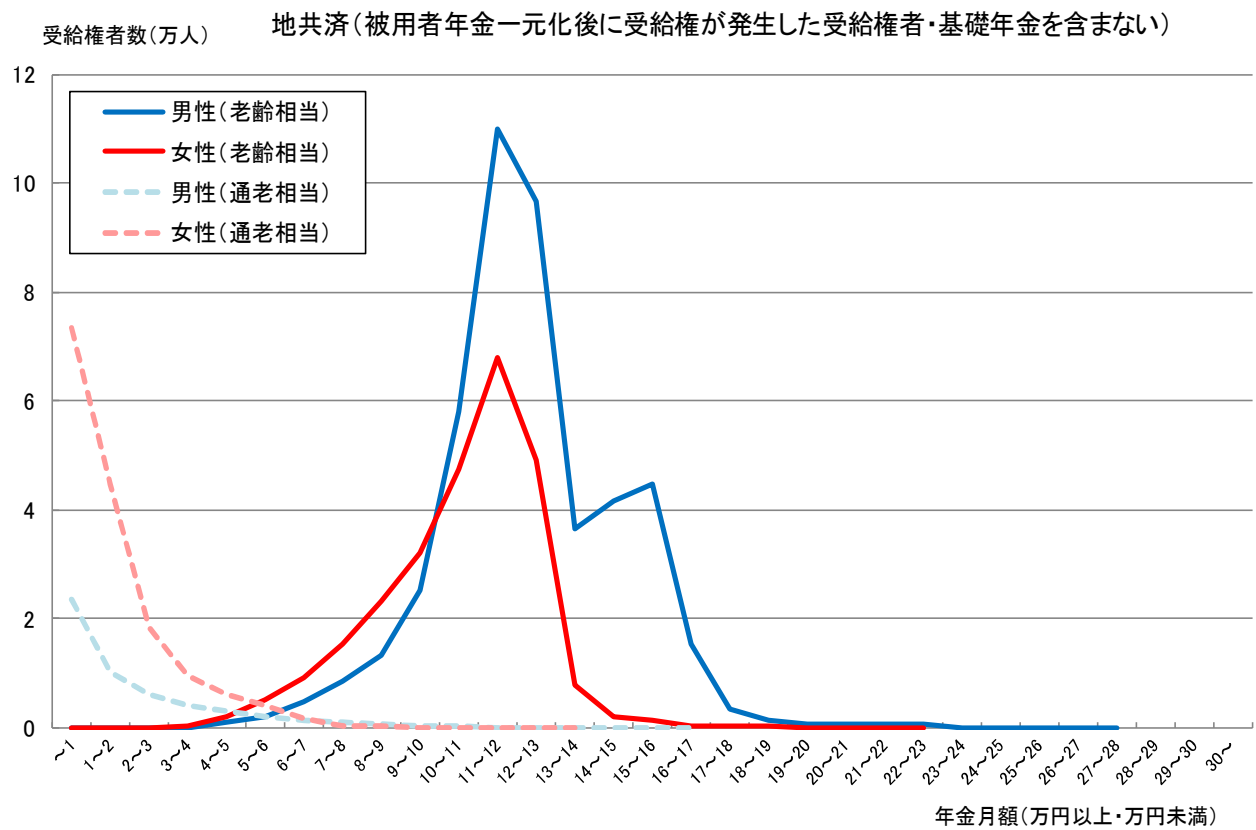
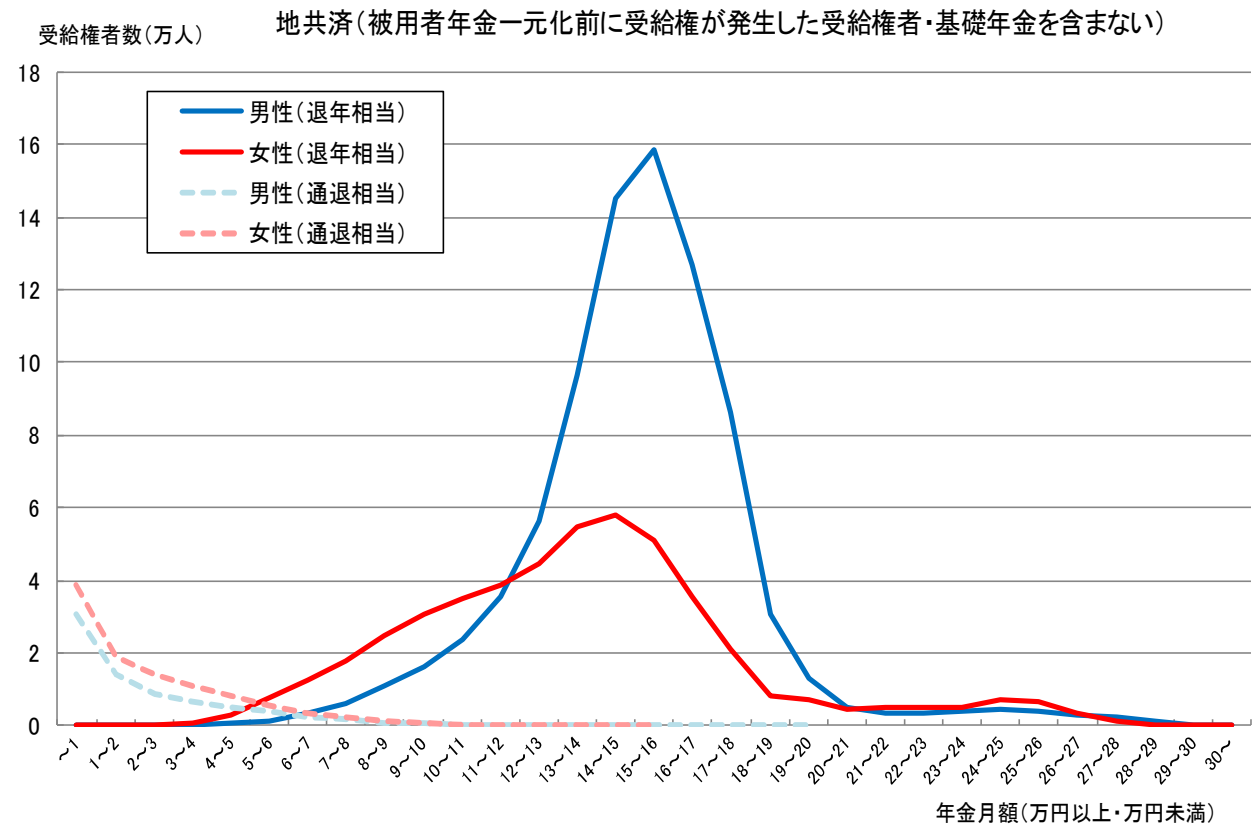
国共済（被用者年金一元化前に受給権が発生した受給権者・基礎年金を含まない）



受給権者数(万人) 国共済（被用者年金一元化後に受給権が発生した受給権者・基礎年金を含まない）

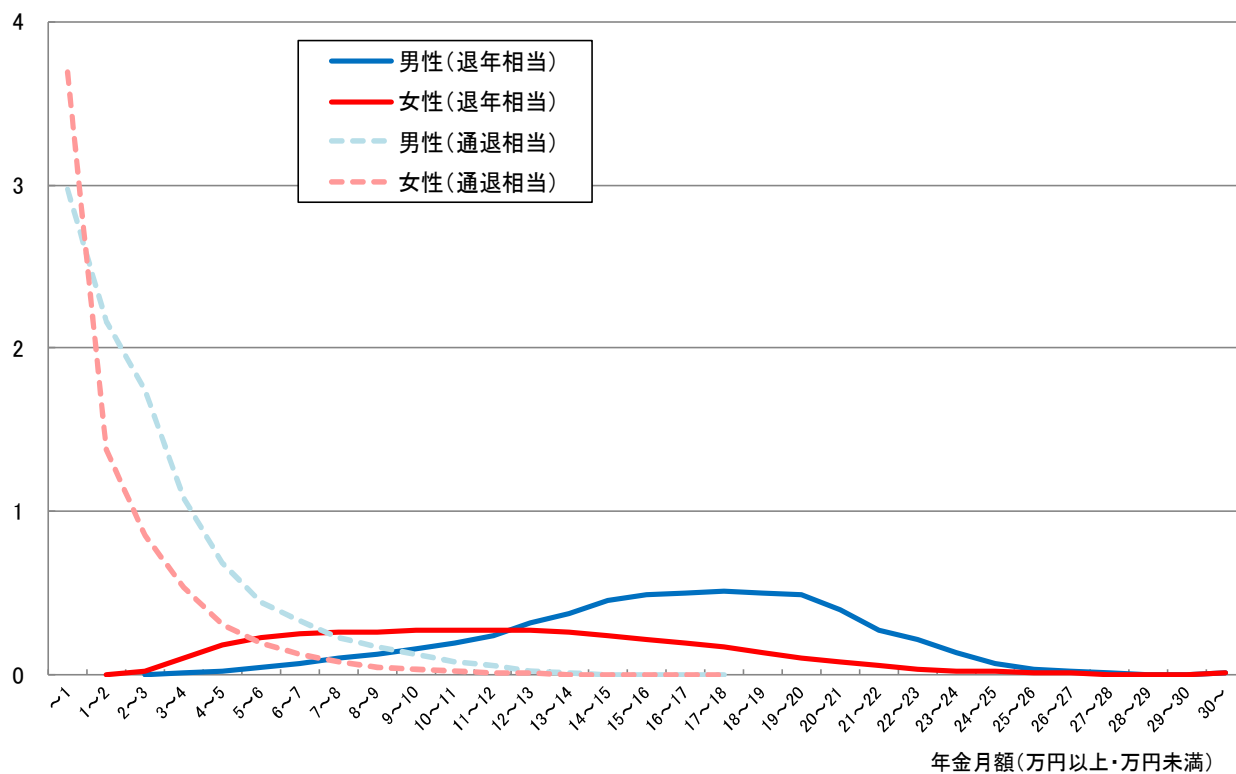


図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和2（2020）年度末－（続き）

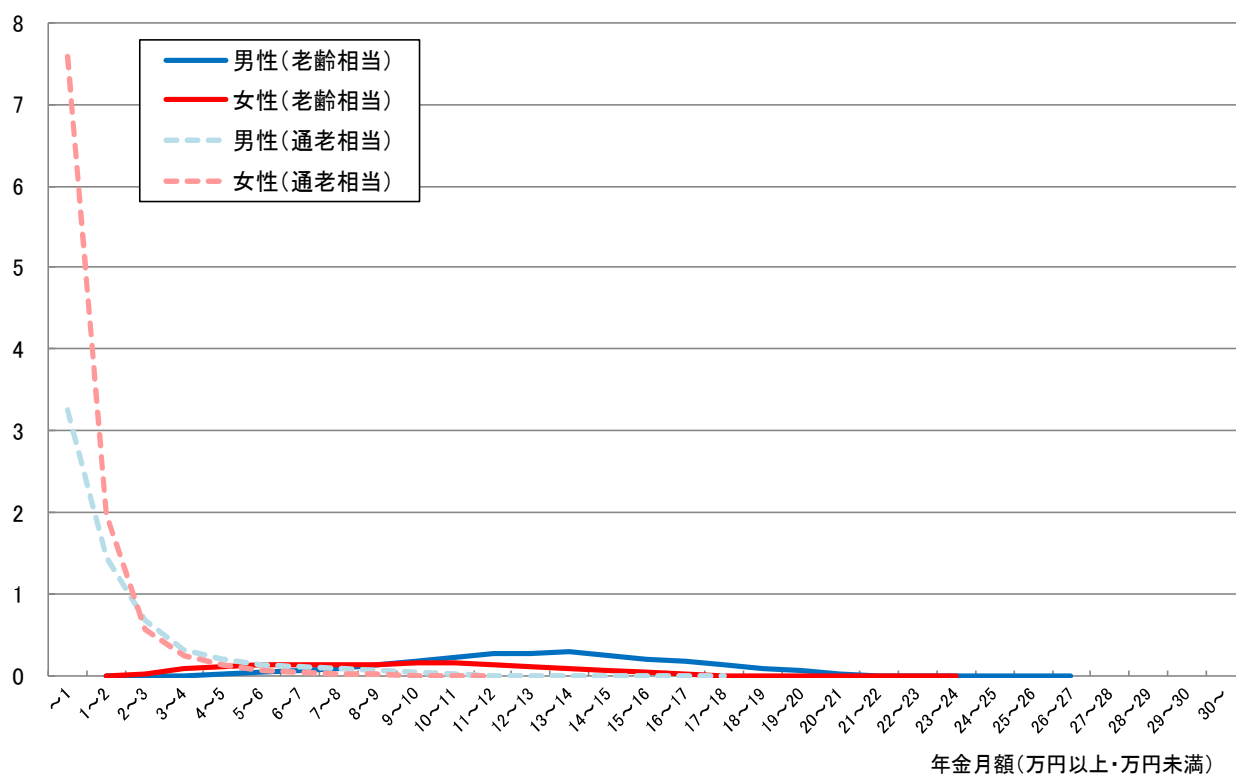


図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和2（2020）年度末－（続き）

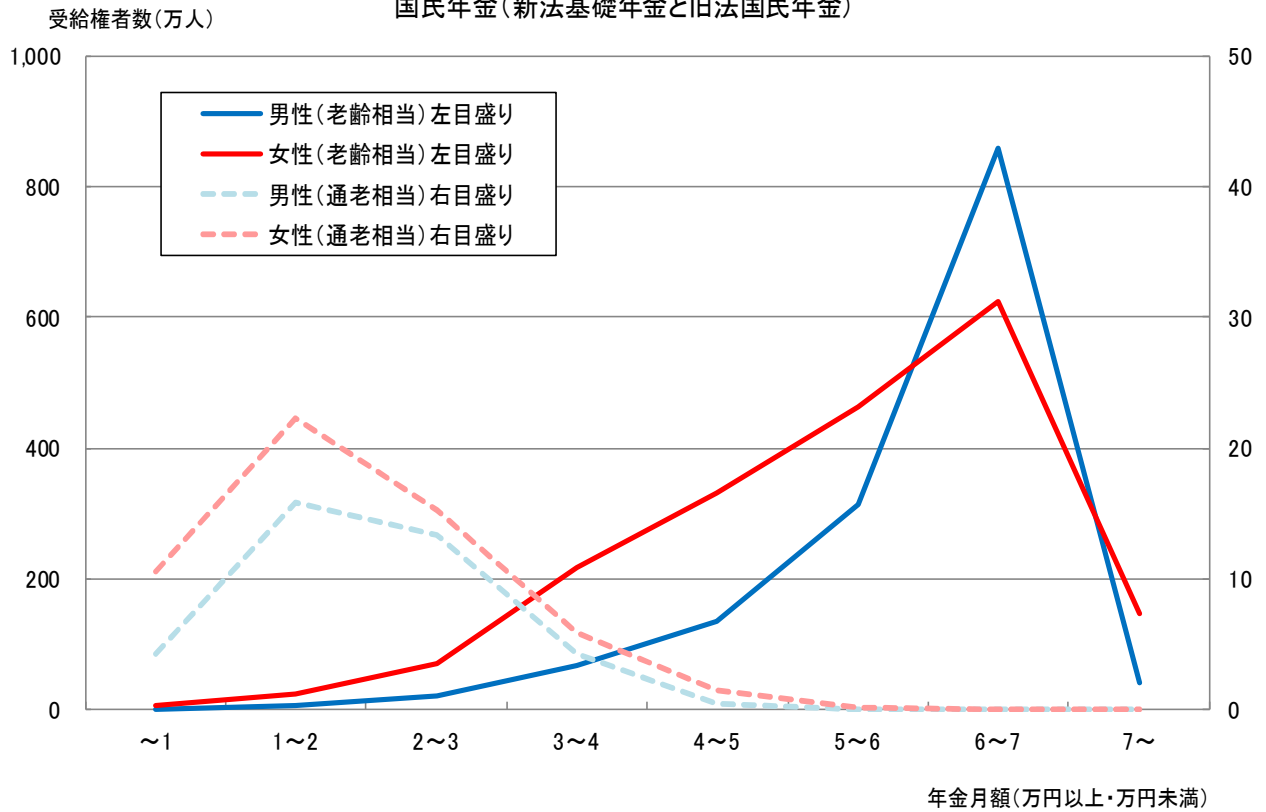
受給権者数(万人) 私学共済(被用者年金一元化前に受給権が発生した受給権者・基礎年金を含まない)



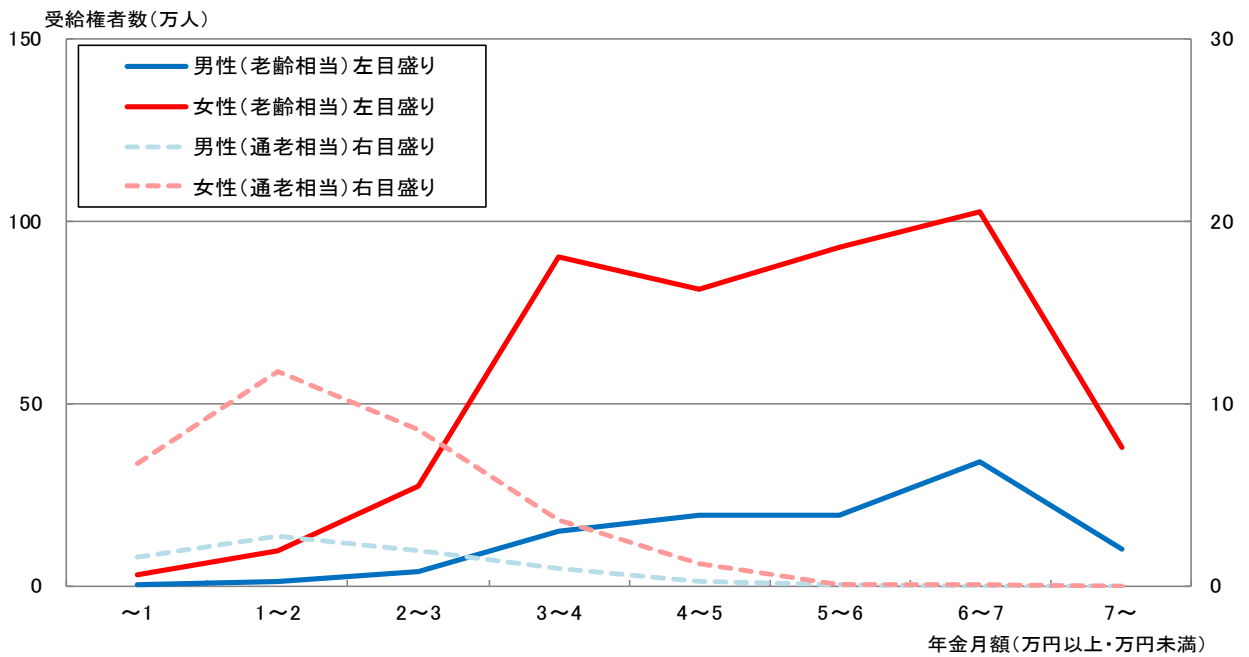
受給権者数(万人) 私学共済(被用者年金一元化後に受給権が発生した受給権者・基礎年金を含まない)



図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和2（2020）年度末－（続き）
国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）



国民年金（基礎のみ共済なし・旧国年）
 〔 老齢厚生年金（注）の受給権を有さず、かつ共済組合等に参加したことのない者にかかる新法基礎年金と、旧国民年金を集計したもの 〕



注 旧共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金）を除く。

6 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金受給権者数

2-2-62 図表 2-2-28 は、繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数の推移をみたものである。

なお、国共済、地共済及び私学共済については、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の減額支給の退職共済年金を含み、旧厚生年金については、旧三共済及び旧農林年金の減額支給を含まない。

国民年金についてみると、繰上げ支給の受給権者は減少し、繰下げ支給の受給権者は増加している。

図表 2-2-28 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数の推移

年度末	繰上げ（減額）支給					繰下げ（増額）支給					繰下げ支給 旧厚生年金
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成（西暦）	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	・	123	70	0.9	5,799					162	82
18 (2006)	・	120	69	0.9	5,726					189	103
19 (2007)	・	116	68	0.9	5,669					223	131
20 (2008)	・	113	67	0.9	5,605		0.1	0.1	0.3	252	157
21 (2009)	・	109	66	0.9	5,543		0.2	0.3	0.8	276	179
22 (2010)	・	106	64	0.9	5,463		0.3	0.6	1.8	310	204
23 (2011)	・	102	63	0.9	5,374		0.4	1.0	2.8	326	217
24 (2012)	・	98	61	0.8	5,277		0.7	1.5	4.4	339	227
25 (2013)	11	94	61	1.0	5,139		1.0	2.3	6.5	352	238
26 (2014)	22	90	61	1.3	4,992		1.3	3.0	8.6	364	249
27 (2015)	33	87	61	1.6	4,837		1.9	4.5	11.9	381	264
28 (2016)	46	82	61	2.1	4,663		2.3	5.3	13.1	401	279
29 (2017)	60	78	61	2.5	4,498	167	2.8	6.2	14.4	425	
30 (2018)	78	74	61	2.8	4,326	190	3.5	7.5	15.9	453	
元 (2019)	102	70	60	3.3	4,163	222	4.4	9.0	17.5	493	
2 (2020)	128	66	60	3.8	4,004	268	5.9	11.0	19.4	553	
対前年度増減率・増減差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	・	△ 2.4	△ 2.4	△ 0.7	△ 1.2					13.7	20.6
18 (2006)	・	△ 2.4	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.3					16.4	25.0
19 (2007)	・	△ 2.6	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.0					17.8	27.4
20 (2008)	・	△ 3.1	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.1					13.3	20.2
21 (2009)	・	△ 3.0	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.1		96.8	226.5	166.6	9.4	14.0
22 (2010)	・	△ 3.6	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4		67.6	98.1	124.4	12.2	13.5
23 (2011)	・	△ 3.7	△ 2.3	△ 1.8	△ 1.6		42.9	55.5	52.2	5.5	6.8
24 (2012)	・	△ 3.9	△ 2.3	△ 2.1	△ 1.8		55.1	56.8	58.3	3.7	4.5
25 (2013)	・	△ 3.6	△ 0.8	20.5	△ 2.6		42.8	47.6	46.1	3.8	4.8
26 (2014)	104.6	△ 4.0	0.4	31.4	△ 2.9		35.0	31.7	32.0	3.7	4.5
27 (2015)	49.6	△ 3.9	0.2	23.7	△ 3.1		44.1	48.6	39.3	4.6	6.0
28 (2016)	41.2	△ 5.2	0.3	29.0	△ 3.6		20.2	17.9	9.5	5.2	5.7
29 (2017)	29.3	△ 4.9	△ 0.5	19.2	△ 3.5		23.3	18.5	10.3	6.1	
30 (2018)	29.5	△ 5.7	△ 0.8	12.9	△ 3.8	13.9	25.2	19.5	10.1	6.6	
元 (2019)	32.2	△ 5.4	△ 0.5	17.6	△ 3.8	16.6	25.5	20.3	10.4	8.8	
2 (2020)	25.0	△ 6.0	△ 0.3	14.0	△ 3.8	20.7	32.8	22.9	10.8	12.3	

注1 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

注2 旧厚生年金の繰下げ支給については、平成29(2017)年度より本来と繰下げの分類を変更している。
 ・平成28(2016)年度までの本来と繰下げの分類は、平成19(2007)年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28(2016)年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
 ・平成29(2017)年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更した。
 このため、平成28(2016)年度以前については参考に掲げた。

注3 旧厚生年金の繰上げ（減額）支給には、旧三共済・旧農林年金の減額支給の受給権者数を含まない。

第3節 財政収支の現状及び推移

1 一元化後の財政収支状況

2-3-1 一元化後の財政収支状況をとりとまとめるに当たり、厚生年金財政と被用者年金の一元化との関係について述べる。

被用者年金の一元化においては、効率的な事務処理を行う観点から、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等について共済組合等を実施機関として活用することとされたため、厚生年金の財政は、厚生年金勘定⁵⁴及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれている。厚生年金勘定と共済組合等の厚生年金保険経理の間では、厚生年金拠出金・厚生年金交付金を通じて財政的に一元化されている。

2-3-2 ここで、被用者年金が一元化された平成27(2015)年10月以降、共済組合等における経理区分は、厚生年金相当部分（基礎年金拠出金等を含む）を継承した厚生年金保険経理と、その他職域加算部分等を継承した経過的長期経理に分割された（**図表2-3-1**参照）。

このように、厚生年金の財政が厚生年金勘定及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれているため、厚生年金全体の財政状況をとりとまとめるためには、厚生年金勘定と各共済組合等の厚生年金保険経理を合算することが必要となる。

また、時系列比較のため、共済組合等における経過的長期経理⁵⁵も合算した共済組合等の職域加算部分等⁵⁶を含む単年度収支状況についてもとりとまとめることとする。

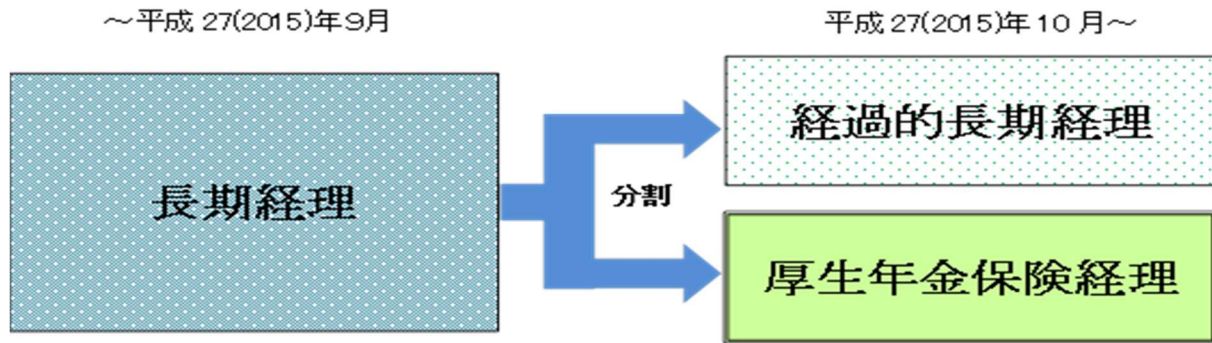
⁵⁴ 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分は含まれない。

⁵⁵ 共済組合等における経過的長期経理の財政の安定性は本報告での確認の対象外である。

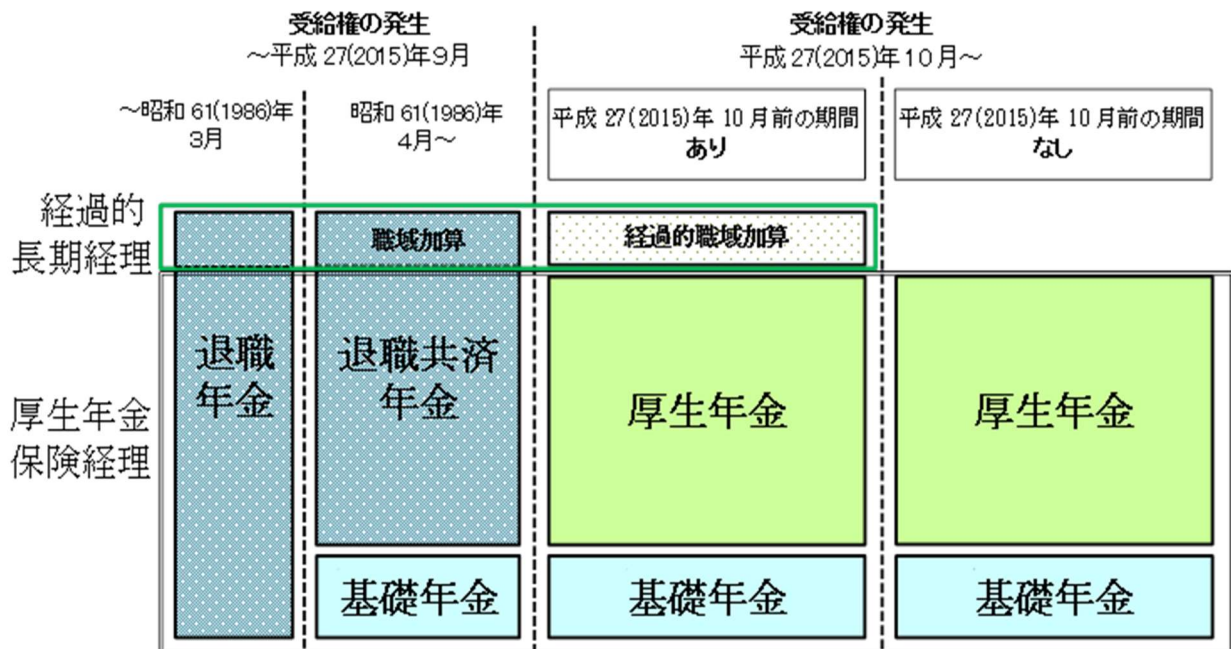
⁵⁶ 職域加算部分と経過的職域加算部分をまとめて職域加算部分等と呼ぶ。

図表2-3-1 被用者年金一元化に伴う共済組合等の年金経理

○ 共済組合等の年金経理



○ 平成 27(2015)年 10 月以降の共済組合等の年金給付のイメージと各経理の関係



2 令和2(2020)年度の単年度収支状況

2-3-3 図表 2-3-2 は、令和2(2020)年度における単年度収支状況をまとめたものである。この単年度収支状況は、公的年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析しているものであり、賦課方式を基本とする財政運営が行われていることを踏まえ、収支状況を「運用損益⁵⁷分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の2つに分けて分析している。

ここでは、

- ① 単年度の収入総額については、「運用損益」並びに国民年金（国民年金勘定）及び国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」⁵⁸1,707億円及び1兆3,862億円を除いて算出
- ② 単年度の支出総額については、国共済及び地共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③ 運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている⁵⁹。

⁵⁷ 決算等では「運用収入」であるが、本報告書では統一して「運用損益」を用いる。

⁵⁸ 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）では、平成16(2004)年改正以降、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上している。

また、国民年金（基礎年金勘定）の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、被用者年金一元化法により、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が改正され、平成24(2012)年度決算以降、収支残の一部または全部を積立金として積み立てている。国民年金（基礎年金勘定）における積立金からの受入は、当該年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われている。

⁵⁹ 平成26(2014)年度に国民年金（国民年金勘定）に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

図表2-3-2 公的年金の単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの）

—令和2(2020)年度—

区 分	厚生年金					国民年金		公的年金 制度全体	
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
前年度末積立金 (㉞) 時価ベース	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199	
収 入 (単 年 度)	総額	472,356	28,279	79,155	9,575	498,137 ^{注1}	34,090	249,757	525,271
	保険料収入	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	・	386,168
	国庫・公経済負担	101,335	2,945	7,684	1,340	113,305	18,308	・	131,613
	追加費用	・	1,545	3,259	・	4,804	・	・	4,804
	基礎年金交付金	3,633	349 ^{注4}	672 ^{注4}	26	4,680	2,370	・	④
	実施機関拠出金収入	44,667	・	・	・	①	・	・	①
	厚生年金交付金	・	10,562	32,437	3,033	②	・	・	②
	財政調整拠出金収入	・	-	531	・	③	・	・	③
	職域等費用納付金	647	・	・	・	647	・	・	647
	解散厚生年金基金等徴収金	550	・	・	・	550	・	・	550
	基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	249,663	⑤
	独立行政法人福祉医療機構納付金	712	・	・	・	712	39	・	751
その他	201	28	19	388	637	7	95	739	
支 出 (単 年 度)	総額	481,367	29,573	83,309	8,960	511,980 ^{注1}	36,604	245,106	536,977
	給付費	239,047	12,649 ^{注4}	37,454 ^{注4}	2,917	292,067	3,491	238,053	533,612
	基礎年金拠出金	194,257	5,750	15,085	2,642	217,735	31,928	・	⑤
	実施機関保険給付費等交付金	46,031	・	・	・	②	・	・	②
	厚生年金拠出金	・	10,601	30,694	3,371	①	・	・	①
	基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	・	・	・	・	・	・	7,050	④
	財政調整拠出金	・	531	-	・	③	・	・	③
その他	2,031	42	76	29	2,178	1,184	3	3,366	
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉟)	△9,011 ^{注2} <△9,561>	△1,294 ^{注2}	△4,154	616	△13,844 ^{注2} <△14,394>	△2,514	4,651	△11,706 ^{注2} <△12,257>	
運用損益 (㊱) 時価ベース	356,837	15,096	46,816	5,624	424,373	20,489	10	444,873	
その他 (㊲) ^{注3} 時価ベース	206	-	-	-	206	52	-	258	
年度末積立金 (㊳+㊴+㊵+㊶) 時価ベース	1,841,927	81,607	241,401	28,486	2,193,421	103,259	41,942	2,338,623	
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	348,031	13,802	42,662	6,240	410,735	18,028	4,661	433,424	

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間のやりとり（①～③）を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり（④、⑤）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 「その他 (㊲)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の収支に含めている。

2-3-4 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が38兆6,168億円、国庫・公経済負担が13兆1,613億円となっている。国共済及び地共済の収入項目にある追加費用⁶⁰は4,804億円、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金⁶¹は751億円、厚生年金勘定の収入項目にある職域等費用納付金は647億円、解散厚生年金基金等徴収金は550億円である。

2-3-5 この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(24兆9,663億円)、基礎年金交付金(7,050億円)、実施機関拠出金収入(4兆4,667億円)、厚生年金交付金(4兆6,031億円)、財政調整拠出金収入(531億円)があるが、これらは、本来、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、それぞれ対応する支出項目と財政的には相殺するものである。

具体的には、

- ①厚生年金勘定の収入項目である「実施機関拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「厚生年金拠出金」に
- ②国共済、地共済及び私学共済の収入項目である「厚生年金交付金」は、厚生年金勘定の支出項目である「実施機関保険給付費等交付金」に
- ③国共済又は地共済の収入項目である「財政調整拠出金収入」は、国共済又は地共済の支出項目である「財政調整拠出金」に
- ④基礎年金勘定以外の収入項目である「基礎年金交付金」は、基礎年金勘定の支出項目の「基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）」に
- ⑤基礎年金勘定の収入項目である「基礎年金拠出金収入」は、基礎年金勘定以外の支出項目である「基礎年金拠出金」に対応している。

⁶⁰ 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用（恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分）を、国または地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。（本節4(3)(182頁)も参照）。

⁶¹ 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに対応して、平成18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

2-3-6 したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある（図表 2-3-3 参照）。

2-3-7 公的年金の収入総額をこうした考え方に基づいて算出すると、令和 2（2020）年度の運用損益分を除いた公的年金制度全体の収入総額は 52 兆 5,271 億円となる。支出面では、公的年金制度全体の給付費⁶²が 53 兆 3,612 億円であり、同様に公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、53 兆 6,977 億円である。

2-3-8 これらの結果、公的年金制度全体の運用損益分を除いた単年度収支残は 1 兆 1,706 億円のマイナスとなっている。また、運用損益は、国内外の株価が大幅に上昇したこと⁶³から全制度でプラスとなっており、公的年金制度全体では時価ベースで 44 兆 4,873 億円のプラスとなっている。その結果、時価ベースの年度末積立金は、前年度末に比べ 43 兆 3,424 億円増加し、233 兆 8,623 億円となっている⁶⁴。

2-3-9 単年度収支状況を制度別にみると、私学共済及び国民年金（基礎年金勘定）を除き、運用損益分を除いた単年度収支残はマイナスとなっている。ここで、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、厚生年金勘定で 9,561 億円のマイナスとなり、公的年金制度全体では 1 兆 2,257 億円のマイナスとなる。

⁶² 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる 1 階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺するものである。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表 2-3-3（168 頁）参照）。

⁶³ 図表 2-3-4（169 頁）参照。

⁶⁴ 厚生年金勘定の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の合計に 206 億円一致しないのは、「業務勘定から積立金への繰入れ」のためである。国民年金（国民年金勘定）における 52 億円の不一致も同様の理由である。

図表2-3-3 公的年金の単年度収支状況 -令和2(2020)年度-

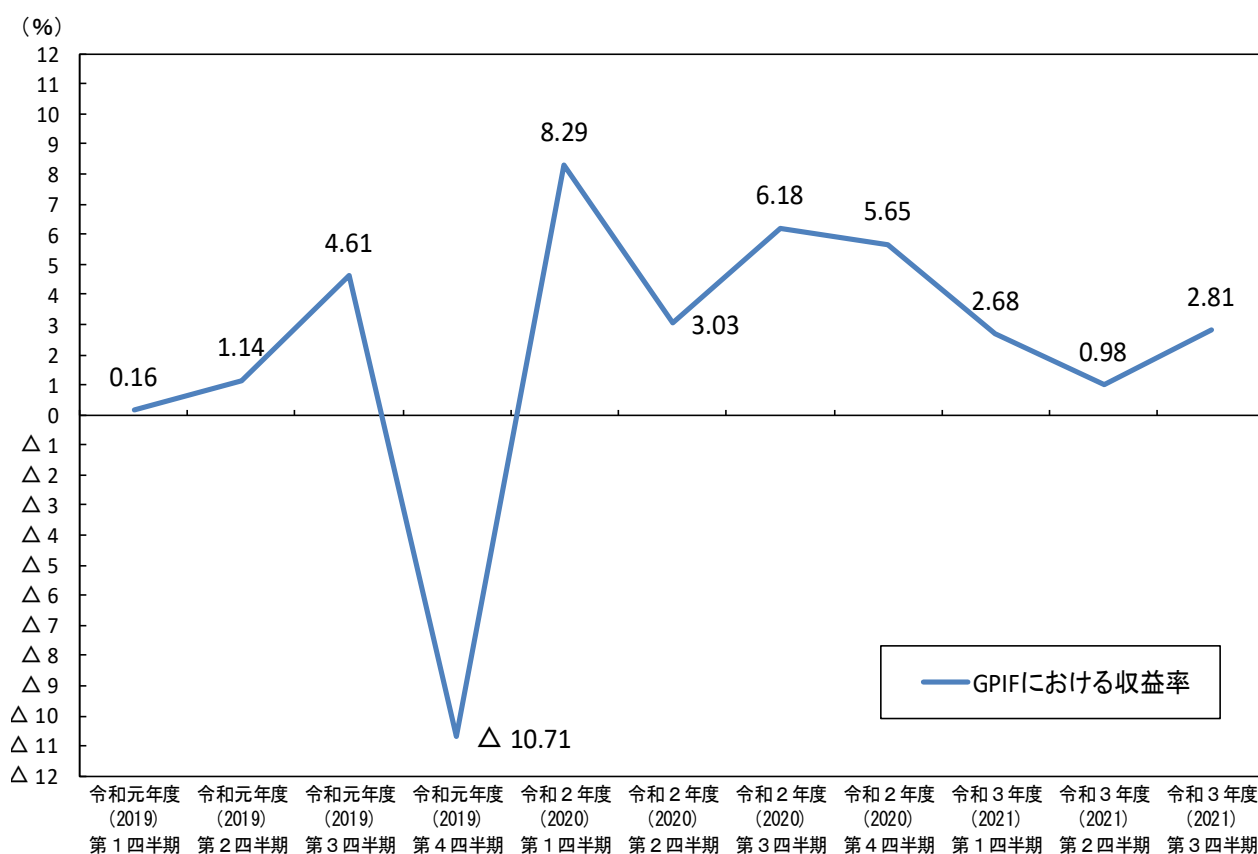
区 分		公的年金 制度全体
		億円
前年度末積立金 (㉗)		時価ベース 1,905,199
収 入 (単 年 度)	総額	525,271
	保険料収入	386,168
	国庫・公経済負担	131,613
	追加費用	4,804
	基礎年金交付金	④ 7,050
	実施機関拠出金収入	① 44,667
	厚生年金交付金	② 46,031
	財政調整拠出金収入	③ 531
	職域等費用納付金	647
	解散厚生年金基金等徴収金	550
	基礎年金拠出金収入	⑤ 249,663
	独立行政法人福祉医療機構納付金	751
	その他	739
支 出 (単 年 度)	総額	536,977
	給付費	533,612
	基礎年金拠出金	⑤ 249,663
	実施機関保険給付費等交付金	② 46,031
	厚生年金拠出金	① 44,667
	基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	④ 7,050
	財政調整拠出金	③ 531
その他	3,366	
運用損益分を除いた単年度収支残 (㉘)		△11,706 <△12,257>*
運用損益 (㉙)	時価ベース	444,873
その他 (㉚)	時価ベース	258
年度末積立金 (㉗+㉘+㉙+㉚)		時価ベース 2,338,623
年度末積立金の対前年度増減額		時価ベース 433,424

※ 解散厚生年金基金等徴収金を控除した額

①②③④⑤の項目は、通常、合計で見ると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ① 各実施機関から厚生年金勘定へ
- ② 厚生年金勘定から各実施機関へ
- ③ 国共済と地共済の両制度間における財政調整
- ④ 基礎年金勘定から各制度(実施機関)へ[基礎年金相当給付費に充てられる]
- ⑤ 各制度(実施機関)から基礎年金勘定へ

図表2-3-4 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）における収益率



3 令和2(2020)年度の共済組合等の経過的長期経理を含む単年度収支状況

2-3-10 図表2-3-5は、共済組合等の経過的長期経理も合算した、共済組合等の職域加算部分等を含む単年度収支状況である。

2-3-11 共済組合等の経過的長期経理を含む令和2(2020)年度の運用損益分を除いた収入総額は52兆5,716億円、支出総額は54兆4,832億円、運用損益分を除いた収支残は1兆9,115億円のマイナスとなっている。

2-3-12 運用損益は、国内外の株価が大幅に上昇したことから時価ベースで49兆6,274億円のプラスとなっており、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む時価ベースの年度末積立金は、前年度末に比べ47兆7,416億円増加し、260兆6,871億円となっている⁶⁵。

⁶⁵ 厚生年金勘定の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の合計に206億円一致しないのは、「業務勘定から積立金への繰入れ」のためである。国民年金(国民年金勘定)における52億円の不一致も同様の理由である。

図表2-3-5 共済組合等の職域加算部分等を含む単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの） - 令和2（2020）年度 -

区 分	被用者年金					国民年金		公的年金 制度全体	
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
前年度末積立金（㉞）	時価ベース								
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
前年度末積立金（㉞）	1,493,896	71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455	
収 入 （ 単 年 度 ）	総額	472,356	28,447	79,430	9,578	498,582 ^{注1}	34,090	249,757	525,716 ^{注1}
	保険料収入	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	・	386,168
	国庫・公経済負担	101,335	2,951	7,686	1,341	113,313	18,308	・	131,621
	追加費用	・	1,683	3,508	・	5,191	・	・	5,191
	基礎年金交付金	3,633	349	672	26	4,680	2,370	・	④
	実施機関拠出金収入	44,667	・	・	・	①	・	・	①
	厚生年金交付金	・	10,562	32,437	3,033	②	・	・	②
	財政調整拠出金収入	・	-	531	・	③	・	・	③
	職域等費用納付金	647	・	・	・	647	・	・	647
	解散厚生年金基金等徴収金	550	・	・	・	550	・	・	550
	基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	249,663	⑤
	独立行政法人福祉医療機構納付金	712	・	・	・	712	39	・	751
その他	201	53	43	389	687	7	95	788	
支 出 （ 単 年 度 ）	総額	481,367	31,230	88,786	9,681	519,835 ^{注1}	36,604	245,106	544,832 ^{注1}
	給付費	239,047	14,290	42,923	3,275	299,536	3,491	238,053	541,080
	基礎年金拠出金	194,257	5,750	15,085	2,642	217,735	31,928	・	⑤
	実施機関保険給付費等交付金	46,031	・	・	・	②	・	・	②
	厚生年金拠出金	・	10,601	30,694	3,371	①	・	・	①
	基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	・	・	・	・	・	・	7,050	④
	財政調整拠出金	・	531	-	・	③	・	・	③
その他	2,031	57	84	392	2,565	1,184	3	3,752	
運用損益分を除いた単年度収支残（㉟）	△9,011 <△9,561> ^{注2}	△2,782	△9,356	△103	△21,253 <△21,803> ^{注2}	△2,514	4,651	△19,115 <△19,666> ^{注2}	
運用損益（㊱）	時価ベース								
	356,837	15,172	95,466	8,300	475,775	20,489	10	496,274	
その他（㊲） ^{注3}	時価ベース								
	206	-	-	-	206	52	-	258	
年度末積立金（㉟）+㊱+㊲+㊳）	時価ベース								
	1,841,927	84,125	484,794	50,824	2,461,670	103,259	41,942	2,606,871	
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース								
	348,031	12,390	86,110	8,197	454,728	18,028	4,661	477,416	

注1 被用者年金計は、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり（①～③）を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり（④、⑤）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「その他（㊲）」に計上している額は、「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

4 収入の推移

(1) 保険料収入

2-3-13 図表 2-3-6 は、公的年金の保険料収入の推移を示したものである。令和 2 (2020) 年度の保険料収入は厚生年金計で 37 兆 2,802 億円、国民年金で 1 兆 3,365 億円であり、公的年金制度全体の保険料収入は、38 兆 6,168 億円である。

対前年度増減率をみると、厚生年金計では 1.2%の減、国民年金（国民年金勘定）では 0.7%の減、公的年金全体では 1.2%の減となっている。厚生年金の実施機関別では、厚生年金勘定は 1.7%の減、国共済は 0.4%の減、地共済は 2.3%の増、私学共済は 4.6%の増となっている。

これら保険料の増減要因については、厚生年金では 2-3-14 から 2-3-15 で、国民年金では 2-3-16 から 2-3-18 で、詳細に分析している。

図表 2-3-6 公的年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	278,362	11,055 (5,988)	29,646 (15,992)	3,864 (1,976)	322,926	15,139	338,065
28 (2016)	294,754	12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442	12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287	12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
元 (2019)	326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904
2 (2020)	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168
対前年度増減率 (%)							
28 (2016)	5.9	9.2	8.0	4.3	6.2	△0.5	5.9
29 (2017)	5.0	2.2	2.3	4.4	4.6	△7.3	4.1
30 (2018)	3.2	3.3	2.3	4.2	3.1	△0.4	3.0
元 (2019)	2.2	1.2	0.9	4.4	2.0	△3.2	1.9
2 (2020)	△1.7	△0.4	2.3	4.6	△1.2	△0.7	△1.2

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の保険料収入である。

2-3-14 図表 2-3-7 は、令和 2 (2020) 年度における厚生年金の保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。

まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{66} \times \text{1人当たり標準報酬額}^{67} \times \text{保険料率}^{68} \times \alpha^{69}$$

上記の分解式において、被保険者数、1人当たり標準報酬額、保険料率を各々「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 α の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

2-3-15 厚生年金勘定では、その他の寄与が $\Delta 1.6\%$ と大きく、次いで1人当たり標準報酬額の減少による寄与も $\Delta 0.6\%$ と大きい。その他は要因分析の残差であるが、これには新型コロナウイルス感染症への対応として実施した納付猶予特例制度の影響⁷⁰が含まれる。国共済では、1人当たり標準報酬額の減少による寄与が $\Delta 0.9\%$ と大きく、次いで被保険者数の増加による寄与が 0.8% と大きかった。地共済では、被保険者数

図表2-3-7 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析 -令和2(2020)年度-

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		$\Delta 1.7$	$\Delta 0.4$	2.3	4.6
要因別の寄与分	被保険者数	0.4	0.8	4.7	1.8
	1人当たり標準報酬額	$\Delta 0.6$	$\Delta 0.9$	$\Delta 2.2$	0.1
	保険料率	-	-	-	2.4
	その他	$\Delta 1.6$	$\Delta 0.3$	$\Delta 0.1$	0.4

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

⁶⁶ 年度間平均値を用いた。

⁶⁷ 標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値を用いた。

⁶⁸ 対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値を用いた。

⁶⁹ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

⁷⁰ 令和2(2020)年4月30日より、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2(2020)年2月以降に相当な収入の減少が生じた事業所について、令和2(2020)年1月分から12月分までの保険料の納付を申請により、1年間猶予することができるようになった（納付猶予特例許可金額（全国健康保険協会管掌健康保険料を含む。）：9,737億円、約9.8万事業所）。令和3(2021)年2月1日以降、順次猶予期間が満了し、令和3(2021)年11月末時点においては、猶予期間の満了金額（令和2(2020)年1月分から10月分までの保険料）が7,748億円となり、うち納付済が5,912億円、既存の法定猶予制度の適用が1,557億円となっている。

の増加による寄与が4.7%と大きく、次いで1人当たり標準報酬額の減少による寄与が△2.2%と大きかった。私学共済では令和2(2020)年度中に保険料率が引き上げられたこと⁷¹の寄与が2.4%と大きく、次いで被保険者数の増加の寄与が1.8%と大きかった。

図表2-3-8 公的年金の保険料(率)の推移

年度	厚生年金勘定				国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧日本鉄道	旧日本たばこ産業	旧農林年金	平成16(2004)年度価格				名目額	
平成(西暦)	%	%	%	%	%	%	%		円
15(2003)	13.58(4月)	15.69(4月)	15.55(4月)	15.22(10月)	14.38(9月)	12.96(4月)	10.46(4月)	13,300	13,300(平成10年4月~)
16(2004)	13.934(10月)	↓	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	13,300	↓
17(2005)	14.288(9月)	↓	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580	13,580(4月)
18(2006)	14.642(9月)	↓	↓	15.412(9月)	14.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860	13,860(4月)
19(2007)	14.996(9月)	↓	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.446(9月)	11.522(4月)	14,140	14,100(4月)
20(2008)	15.350(9月)	↓	↓	16.120(9月)	15.025(9月)	14.800(9月)	11.876(4月)	14,420	14,410(4月)
	↓	↓	↓	15.350(10月)	↓	↓	↓		↓
21(2009)	15.704(9月)				15.154(9月)		12.230(4月)	14,700	14,660(4月)
22(2010)	16.058(9月)				15.508(9月)		12.584(4月)	14,980	15,100(4月)
23(2011)	16.412(9月)				15.862(9月)		12.938(4月)	15,260	15,020(4月)
24(2012)	16.766(9月)				16.216(9月)		13.292(4月)	15,540	14,980(4月)
25(2013)	17.120(9月)				16.570(9月)		13.646(4月)	15,820	15,040(4月)
26(2014)	17.474(9月)				16.924(9月)		14.000(4月)	16,100	15,250(4月)
27(2015)	↓				<15.293 : 4~8月> <15.074 : 4~8月>		14.354(4月)	16,380	15,590(4月)
	17.828(9月)				17.278(9月)		<13.389 : 4~9月>		
	↓				<15.613 : 9月> <15.390 : 9月>		↓	↓	↓
	↓				17.278(10月)		[13.557(10月)]	↓	↓
28(2016)	18.182(9月)				17.632(9月)		14.708(4月) [13.911(9月)]	16,660	16,260(4月)
29(2017)	18.3(9月)				17.986(9月)		15.062(4月) [14.265(9月)]	16,900	16,490(4月)
30(2018)	↓				18.3(9月)		15.416(4月) [14.619(9月)]	↓	16,340(4月)
元(2019)	↓				↓		15.770(4月) [14.973(9月)]	17,000	16,410(4月)
2(2020)	↓				↓		16.124(4月) [15.327(9月)]	↓	16,540(4月)

注1 ()内は改定月である。

注2 被用者年金一元化前の共済年金等の保険料率は、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 平成27(2015)年度の内は、被用者年金一元化前の保険料率について、厚生年金相当部分を推計したものである。

注4 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっており、[]内は軽減後の保険料率である。平成27(2015)年10月から28(2016)年3月までの間は、14.354%から0.797ポイントを軽減した率、平成28(2016)年4月から28(2016)年8月までの間は、14.708%から1.151ポイントを軽減した率、平成28(2016)年9月から29(2017)年3月までの間は、14.708%から0.797ポイントを軽減した率、平成29(2017)年4月から29(2017)年8月までの間は、15.602%から1.151ポイントを軽減した率、平成29(2017)年9月から30(2018)年3月までの間は、15.602%から0.797ポイントを軽減した率、平成30(2018)年4月から30(2018)年8月までの間は、15.416%から1.151ポイントを軽減した率、平成30(2018)年9月から31(2019)年3月までの間は、15.416%から0.797ポイントを軽減した率、平成31(2019)年4月から令和元(2019)年8月までの間は、15.770%から1.151ポイントを軽減した率、令和元(2019)年9月から2年(2020)年3月までの間は、15.770%から0.797ポイントを軽減した率、令和2(2020)年4月から2(2020)年8月までの間は、16.124%から1.151ポイントを軽減した率、令和2(2020)年9月から3年(2021)年3月までの間は、16.124%から0.797ポイントを軽減した率となっている。

2-3-16 国民年金(国民年金勘定)の保険料収入の増減要因の分析に当たり、国民年金保険料収入を現年度保険料収入と過年度保険料収入に分解したのが図表2-3-9であり、国民年金の免除等の状況の推移を示したのが図表2-3-10である。令和2(2020)年度の保険料収入は減少したが、これは現年度の保険料収入、過年度の保険料収入ともに減少したためである。

⁷¹ 図表2-3-8参照。

第2章◆財政状況

ここで、国民年金保険料の納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

詳細な国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の増減要因の分析は、現年度保険料について行う。

図表2-3-9 国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の内訳と国民年金保険料の納付率の推移

年度	保険料収入			現年度納付率	最終納付率
	現年度保険料	過年度保険料			
平成 /令和	億円	億円	億円	%	%
17 (2005)	19,480	18,062	1,418	67.1	72.4
22 (2010)	16,717	15,828	888	59.3	64.5
27 (2015)	15,139	14,037	1,102	63.4	73.1
28 (2016)	15,069	14,280	790	65.0	74.6
29 (2017)	13,964	13,237	728	66.3	76.3
30 (2018)	13,904	13,153	751	68.1	77.2
元 (2019)	13,458	12,817	641	69.3	
2 (2020)	13,365	12,749	616	71.5	
対前年度増減率 (%)			対前年度増減差		
17 (2005)	0.6	1.1	△5.0	3.5	4.2
22 (2010)	△1.4	△1.4	△0.8	△0.7	△0.8
27 (2015)	△6.9	△6.4	△12.4	0.3	0.9
28 (2016)	△0.5	1.7	△28.3	1.7	1.5
29 (2017)	△7.3	△7.3	△7.9	1.3	1.7
30 (2018)	△0.4	△0.6	3.2	1.8	0.9
元 (2019)	△3.2	△2.6	△14.6	1.1	
2 (2020)	△0.7	△0.5	△3.9	2.2	

注1 納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

注3 現年度保険料には前納保険料（6ヵ月前納分、1年度分前納分、2年度分前納分のほかに、口座振替の早割（当月保険料を当月末引落とし）分による納付も含む。）を含んでいる。

図表2-3-10 国民年金の免除等の状況の推移

年度	法定免除者	申請全額免除者	申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者	産前産後免除者	学生納付特例者	納付猶予者
平成 /令和	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	1,126	2,156	・	533	・	・	1,760	341
22 (2010)	1,263	2,215	243	137	56	・	1,659	376
27 (2015)	1,346	2,296	253	147	72	・	1,723	397
28 (2016)	1,347	2,211	220	139	73	・	1,757	514
29 (2017)	1,343	2,107	207	132	70	・	1,760	534
30 (2018)	1,351	2,050	200	128	69	・	1,788	552
元 (2019)	1,361	2,120	204	131	71	12	1,796	551
2 (2020)	1,387	2,355	185	113	61	9	1,766	581
対前年度増減率 (%)								
17 (2005)	3.0	22.4	・	28.6	・	・	1.9	・
22 (2010)	5.0	3.2	△2.9	△12.3	△17.2	・	2.0	0.6
27 (2015)	0.2	△6.4	△19.6	△25.2	△30.1	・	△3.2	△10.5
28 (2016)	0.1	△3.7	△12.9	△5.4	1.5	・	2.0	29.3
29 (2017)	△0.3	△4.7	△5.9	△4.9	△4.7	・	0.2	3.9
30 (2018)	0.6	△2.7	△3.3	△2.9	△1.1	・	1.6	3.4
元 (2019)	0.8	3.4	1.8	2.2	2.9	・	0.4	△0.1
2 (2020)	1.9	11.1	△9.1	△13.3	△14.7	△21.5	△1.6	5.4

注 納付猶予者は、平成27(2015)年度までは30歳未満、平成28(2016)年度以降は50歳未満の者が対象である。

2-3-17 図表2-3-11は、平成28(2016)年度以降の国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{72} \times (1 - \text{保険料免除被保険者数割合}^{73}) \times \text{保険料額} \\ \times \text{現年度納付率} \times \alpha^{74}$$

⁷² 年度間平均値を用いた。

⁷³ 全額免除者、学生納付特例者及び納付猶予者を0、4分の3免除者を1/4、半額免除者を1/2、4分の1免除者を3/4とカウントした被保険者数（年度間平均値）の全被保険者数（年度間平均値）に対する割合。

⁷⁴ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$$\alpha = \text{保険料収入実績}$$

$$\div (\text{被保険者数} \times (1 - \text{保険料免除被保険者数割合}) \times \text{保険料額} \times \text{現年度納付率})$$

※ 実績の保険料収入は、前納保険料分、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

この分解式において、被保険者数、保険料免除被保険者数割合、保険料額、現年度納付率を各々「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 α の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

2-3-18 国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の減少には、新型コロナウイルス感染症への対応として実施した国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置の影響もあり申請全額免除者や納付猶予者の数が増加したことによる保険料免除被保険者数割合の上昇及び被保険者数の減少が寄与している。一方、国民年金の保険料額が名目額で上昇していること（図表 2-3-8 参照）や国民年金保険料の現年度納付率の上昇は保険料収入を増加させる方向に寄与している。

図表 2-3-11 国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の増減要因の分析

区分		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
現年度保険料の対前年度増減率		% 1.7	% △7.3	% △0.6	% △2.6	% △0.5
要因別の寄与分	被保険者数	△4.9	△5.5	△3.0	△2.0	△0.3
	保険料免除被保険者数割合	△1.8	△2.6	△0.4	△1.8	△3.3
	保険料額	4.1	1.6	△0.7	0.3	0.8
	現年度納付率	2.6	2.0	2.7	1.7	3.2
	その他	1.7	△2.9	0.8	△0.7	△1.0

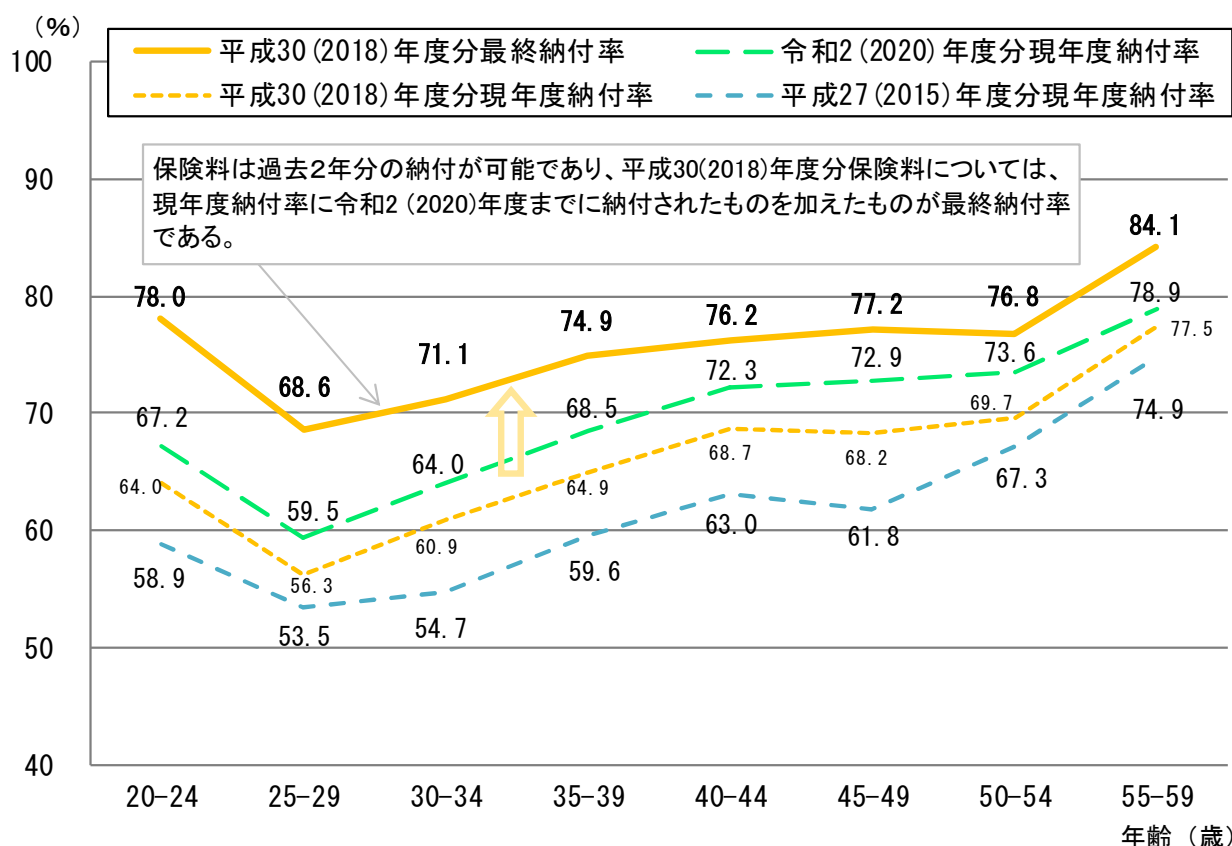
注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の現年度保険料に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料額は、収納月を考慮して加重平均している。

2-3-19 国民年金保険料の納付率について、年齢階級別にみたものが図表 2-3-12 である。最終的な納付状況を示す平成 30 (2018) 年度分最終納付率をみると、55～59 歳の年齢階級が最も高く、次いで 20～24 歳の年齢階級で高くなっている。また、納付状況の途中経過を示す令和 2 (2020) 年度分現年度納付率をみると、55～59 歳の年齢階級で最も高くなっている。

図表2-3-12 国民年金保険料の年齢階級別納付率



2-3-20 平成30(2018)年度分最終納付率と平成30(2018)年度分現年度納付率を比較すると、全ての年齢階級において上昇しており、特に若い年齢階級での上昇幅が大きい。現年度納付率について、令和2(2020)年度と平成27(2015)年度を比較すると、全ての年齢階級において納付率は上昇しており、特に30歳台から40代前半では上昇幅は9ポイント程度、40歳台後半では上昇幅は11ポイント程度となっている。納付率に影響を与える要因には、経済環境の変化、国民年金保険料に対する納付意識の変化、第1号被保険者集団の変化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど様々あり得るが、日本年金機構において国民年金の納付率向上の取組として、現年度納付率及び最終納付率に数値目標を設定し⁷⁵、未納者に対する納付督促や強制徴収を実施していることもその一つであると考えられる。

⁷⁵ 納付率の数値目標は、①令和2(2020)年度分保険料の現年度納付率については70%台を確保する。②令和元(2019)年度分保険料の令和2(2020)年度末における納付率については、令和元(2019)年度末から5.0ポイント程度以上の伸び幅を確保する。③平成30(2018)年度分保険料の最終納付率については、平成30(2018)年度の現年度納付率から8.0ポイント程度以上の伸び幅を確保する。とされた。

令和2(2020)年度分保険料の現年度納付率については前年度実績から+2.2ポイントの71.5%、令和元(2019)年度分保険料の令和2(2020)年度末における納付率は令和元(2019)年度末から+6.4ポイントの75.6%、平成30(2018)年度分保険料の最終納付率については、平成30(2018)年度の現年度納付率から+9.0ポイントの77.2%まで上昇し、いずれも目標を上回っている。

2-3-21 図表 2-3-13 は、共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移を示したものである。共済組合等の職域加算部分は一元化により廃止されたため、平成28(2016)年度以降の共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入は、図表 2-3-6 と同額である。

図表 2-3-13 共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17 (2005)	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
22 (2010)	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
27 (2015)	278,362			11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442
28 (2016)	294,754			12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442			12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287			12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
元 (2019)	326,197			12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904
2 (2020)	320,612			12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168

対前年度増減率 (%)

17 (2005)	3.1	0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
22 (2010)	2.2	△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
27 (2015)	5.8	2.9	1.2	1.5	5.1	△6.9	4.5
28 (2016)	5.9	4.1	2.2	0.1	5.4	△0.5	5.1
29 (2017)	5.0	2.2	2.3	4.4	4.6	△7.3	4.1
30 (2018)	3.2	3.3	2.3	4.2	3.1	△0.4	3.0
元 (2019)	2.2	1.2	0.9	4.4	2.0	△3.2	1.9
2 (2020)	△1.7	△0.4	2.3	4.6	△1.2	△0.7	△1.2

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済を含まず、平成12(2000)年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 平成27(2015)年度までの国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

(2) 国庫・公経済負担

2-3-22 図表 2-3-14 は、公的年金の国庫・公経済負担の推移を示したものである。令和2(2020)年度の公的年金制度全体の国庫・公経済負担は、13兆1,613億円である。

国庫・公経済負担の対前年度増減率を実施機関別にみると、国共済で減少している。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映した基礎年金拠出金の増加が、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。

ここで、国庫・公経済負担とは、基礎年金拠出金の2分の1⁷⁶に相当する額、国民年金が発足した昭和36(1961)年4月前の期間(恩給公務員期間等は除く)に係る給付に要する費用の一定割合⁷⁷に相当する額等について、国庫または地方公共団体等が負担している額⁷⁸のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に特別国庫負担がある。

図表 2-3-14 公的年金の国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	92,264	3,007 (1,429)	7,465 (3,778)	1,214 (594)	103,949	18,094	122,043
28 (2016)	92,458	3,136 [3,000]	7,013	1,239	103,845 [103,709]	19,966	123,811 [123,675]
29 (2017)	94,819	2,895 [2,781]	7,037	1,218	105,969 [105,855]	19,363	125,332 [125,218]
30 (2018)	97,988	2,817	7,106	1,268	109,178	18,207	127,385
元 (2019)	100,262	2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	129,703
2 (2020)	101,335	2,945	7,684	1,340	113,305	18,308	131,613
対前年度増減率(%)							
28 (2016)	0.2	4.3	△6.0	2.0	△0.1	10.3	1.4
29 (2017)	2.6	△7.7	0.3	△1.7	2.0	△3.0	1.2
30 (2018)	3.3	△2.7	1.0	4.1	3.0	△6.0	1.6
元 (2019)	2.3	5.3	4.9	5.6	2.6	△2.9	1.8
2 (2020)	1.1	△0.7	3.1	0.1	1.1	3.5	1.5

注1 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の国庫・公経済負担である。

注3 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)のうち国庫負担相当額(平成28(2016)年度136億円、平成29(2017)年度115億円)である。

⁷⁶ 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げについては、図表 2-3-16 (181 頁) 参照。

⁷⁷ 厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%。

⁷⁸ 用語解説参考図表 2 「国庫が負担する費用一覧(国民年金及び旧厚生年金の場合)」(410 頁) を参照。

2-3-23 図表 2-3-15 により共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の長期的推移をみると、国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成 16(2004)年度以降平成 21(2009)年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ（図表 2-3-16 参照）も増加要因となっていた。

なお、国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであることから、共済組合等の職域加算部分等を含むか否かでの差はごく僅かである。

2-3-24 ここで、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が算定され、その後、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組み⁷⁹となっている。基礎年金勘定に実際に拠出・交付される額は、当該年度の概算額と前々年度の精算額の合計である。また、確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額等のことである。

⁷⁹ (参考) 基礎年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度		概算額 ①	精算額 〔前々年度の③-①〕 -調整額 ②	決算額 ①+②	確定額 (確定値) ③	翌々年度に 精算 ③-①
平成(西暦) /令和		億円	億円	億円	億円	億円
29 (2017)	厚生年金勘定	187,493	△8,923	178,570	178,576	△8,917
	国共済	5,849	△443	5,628 [5,406]	5,670	△178
	地共済	14,737	△803	13,934	14,226	△510
	私学共済	2,545	△151	2,394	2,436	△109
	国民年金(国民年金勘定)	33,956	615	34,571	33,100	△855
	公的年金制度全体	244,579	△9,705	235,096 [234,874]	234,009	△10,570
30 (2018)	厚生年金勘定	194,788	△7,820	186,968	181,759	△13,030
	国共済	5,966	△485	5,480	5,666	△300
	地共済	14,950	△964	13,985	14,194	△756
	私学共済	2,670	△176	2,494	2,481	△190
	国民年金(国民年金勘定)	32,891	△788	32,103	33,036	145
	公的年金制度全体	251,265	△10,234	241,031	237,135	△14,130
元 (2019)	厚生年金勘定	200,848	△8,919	191,929	184,801	△16,046
	国共済	5,963	△178	5,785	5,670	△293
	地共済	15,051	△510	14,541	14,254	△797
	私学共済	2,747	△109	2,638	2,527	△220
	国民年金(国民年金勘定)	31,625	△856	30,769	32,593	968
	公的年金制度全体	256,233	△10,572	245,662	239,845	△16,389
2 (2020)	厚生年金勘定	207,288	△13,031	194,257	187,232	△20,057
	国共済	6,049	△300	5,750	5,736	△313
	地共済	15,842	△756	15,085	14,857	△984
	私学共済	2,832	△190	2,642	2,594	△238
	国民年金(国民年金勘定)	31,784	145	31,928	32,745	962
	公的年金制度全体	263,795	△14,132	249,663	243,164	△20,631

注1 平成29(2017)年度の[]内の額は、国共済が基礎年金勘定に拠出した額及びそれに基づく公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)である。

注2 精算額は、調整額(前々年度の拠出金の超過分から生じた運用収入を拠出金按分率で按分した額)を控除している。

図表2-3-15 共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12 (2000)	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17 (2005)	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
22 (2010)	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
27 (2015)	92,264			3,014	7,496	1,215	103,989	18,094	122,083
28 (2016)	92,458			3,142	7,013	1,240	103,852	19,966	123,818
				[3,006]			[103,717]		[123,682]
29 (2017)	94,819			2,902	7,037	1,219	105,977	19,363	125,340
				[2,787]			[105,862]		[125,225]
30 (2018)	97,988			2,823	7,106	1,269	109,186	18,207	127,393
元 (2019)	100,262			2,973	7,451	1,340	112,026	17,684	129,710
2 (2020)	101,335			2,951	7,686	1,341	113,313	18,308	131,621
対前年度増減率(%)									
17 (2005)	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
22 (2010)	8.1			9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
27 (2015)	5.2			5.9	4.9	6.6	5.2	△6.2	3.4
28 (2016)	0.2			4.2	△6.4	2.0	△0.1	10.3	1.4
29 (2017)	2.6			△7.6	0.3	△1.7	2.0	△3.0	1.2
30 (2018)	3.3			△2.7	1.0	4.1	3.0	△6.0	1.6
元 (2019)	2.3			5.3	4.9	5.6	2.6	△2.9	1.8
2 (2020)	1.1			△0.8	3.2	0.1	1.1	3.5	1.5

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注4 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)のうち国庫負担相当額(平成28(2016)年度136億円、平成29(2017)年度115億円)である。

図表2-3-16 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)		厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成(西暦)		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
16 (2004)	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17 (2005)	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18 (2006)	1/3 + 25/1000							
19 (2007)	1/3 + 32/1000							
20 (2008)	1/3 + 32/1000							
21(2009)~	1/2							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

2-3-25 平成 22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金（国民年金勘定）の納付率の変更⁸⁰により、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の構成比（**図表 2-3-31** 参照）が変化したことで、概算額が国民年金（国民年金勘定）で減少し、被用者年金で増加した。これに加え、平成 20(2008)年度に係る精算額も国民年金（国民年金勘定）でマイナス、被用者年金でプラスとなったため、平成 22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金（国民年金勘定）で大きく減少する一方、被用者年金で増加した。

（3）追加費用

2-3-26 **図表 2-3-17** は、国共済及び地共済に係る厚生年金相当部分の追加費用及び職域加算部分等を含む追加費用の推移を示したものである。令和 2(2020)年度の厚生年金相当部分の追加費用の額は、国共済 1,545 億円、地共済 3,259 億円となっている。この額の対前年度増減率をみると、国共済は 5.8%、地共済は 11.0%減少している。追加費用は共済制度発足前の期間にかかる給付であることから減少していくものであるが、追加費用についても翌々年度に精算が行われており、このことも増減に対して影響を与えている。平成 29(2017)年度の地共済で増加しているのも、平成 28(2016)年度にマイナスの精算があったためである。

なお、平成 28(2016)年度の地共済で増加しているのは、平成 27(2015)年度において、厚生年金保険経理からの給付に充てられる追加費用が本来受け入れるべき厚生年金保険経理に受け入れられなかったためである。この額 (2,246 億円)については、平成 29(2017)年度に、利子相当額を含め地共済の経過的長期経理から厚生年金保険経理に移管された。

2-3-27 職域加算部分等を含む追加費用の推移をみると、令和 2(2020)年度は、国共済 6.1%の減、地共済 12.6%の減となっている。

⁸⁰ 平成 21(2009)年度までの 80%から、平成 22(2010)年度は 62%に変更。

図表2-3-17 追加費用の推移

年度	厚生年金相当部分			職域加算部分等を含む		
	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)				6,060	15,559	21,619
12 (2000)				5,612	14,756	20,368
17 (2005)				4,702	11,896	16,599
22 (2010)				4,265	11,611	15,875
27 (2015)	2,228 (1,107)	2,326 (14)	4,554 (1,121)	2,394	5,125	7,519
28 (2016)	2,063	4,067	6,130	2,251	4,563	6,814
29 (2017)	1,945	4,551	6,496	2,135	5,132	7,267
30 (2018)	1,773	3,927	5,700	1,952	4,377	6,329
元 (2019)	1,640	3,661	5,302	1,792	4,012	5,804
2 (2020)	1,545	3,259	4,804	1,683	3,508	5,191
対前年度増減率 (%)						
17 (2005)				△4.4	△4.6	△4.5
22 (2010)				27.1	20.2	22.0
27 (2015)				△8.1	△20.8	△17.1
28 (2016)	△7.4	74.9	34.6	△6.0	△11.0	△9.4
29 (2017)	△5.7	11.9	6.0	△5.1	12.5	6.7
30 (2018)	△8.9	△13.7	△12.3	△8.6	△14.7	△12.9
元 (2019)	△7.5	△6.8	△7.0	△8.2	△8.3	△8.3
2 (2020)	△5.8	△11.0	△9.4	△6.1	△12.6	△10.6

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。また、()内の額は平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の追加費用である。

(4) 運用損益

2-3-28 図表 2-3-18 は、公的年金の運用損益（時価ベース）の推移である。令和 2（2020）年度は、国内外の株価が大幅に上昇したことから、厚生年金計の運用損益は 42 兆 4,373 億円のプラス⁸¹、公的年金制度全体では 44 兆 4,873 億円のプラスとなっている。

図表 2-3-18 公的年金の運用損益（時価ベース）の推移

年度末 平成 /令和 （西暦）	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
27 （2015）	△50,081	131 (1,320)	△3,602 (1,040)	△602 (△161)	△54,154 (△47,881)	△3,417	51	△57,520
28 （2016）	74,076	2,591	9,102	1,146	86,915	4,854	49	91,819
29 （2017）	94,401	3,626	13,744	1,405	113,176	5,892	15	119,084
30 （2018）	22,133	1,182	2,696	298	26,309	1,329	15	27,653
元 （2019）	△78,605	△3,307	△10,138	△1,066	△93,115	△4,595	15	△97,696
2 （2020）	356,837	15,096	46,816	5,624	424,373	20,489	10	444,873

- 注 1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注 2 厚生年金勘定の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。
 注 3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の運用損益（時価ベース）のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益（時価ベース）を加えたものである。また、（ ）内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益である。
 注 4 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。
 注 5 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

2-3-29 図表 2-3-19 は、共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用損益（時価ベース）の推移を示したものである。令和 2（2020）年度は、国内外の株価が大幅に上昇したことから、共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む公的年金制度全体で 49 兆 6,274 億円のプラスとなっている。

⁸¹ 詳細については、「令和 2 年度厚生年金保険法第 79 条の 9 第 1 項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書（令和 4 年 3 月厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省）」を参照。

図表2-3-19 共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用損益（時価ベース）の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18 (2006)	42,790	2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19 (2007)	△48,705	△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20 (2008)	△87,252	△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21 (2009)	86,258	4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22 (2010)	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23 (2011)	24,201	1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24 (2012)	104,707	3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25 (2013)	95,329	3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594
26 (2014)	142,762	5,483	37,908	3,413	189,566	9,865	95	199,526
27 (2015)	△50,081	235	△7,625	△872	△58,343	△3,417	51	△61,709
28 (2016)	74,076	2,793	19,323	1,884	98,076	4,854	49	102,980
29 (2017)	94,401	3,706	28,062	2,439	128,608	5,892	15	134,516
30 (2018)	22,133	1,254	5,175	541	29,104	1,329	15	30,448
元 (2019)	△78,605	△3,287	△20,567	△1,622	△104,082	△4,595	15	△108,662
2 (2020)	356,837	15,172	95,466	8,300	475,775	20,489	10	496,274

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の運用損益は、長期経理の運用損益であり、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用損益を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

注5 平成28(2016)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、経過的長期経理の運用損益を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

(5) 運用利回り

2-3-30 図表 2-3-20 は、公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移である。

令和 2 (2020) 年度の運用利回りは、国内外の株価が大幅に上昇したことから、厚生年金計では 23.90%、国民年金（国民年金勘定）では 24.39%となっている。

令和 2 (2020) 年度の運用利回りは、全ての制度で令和元(2019)年度を上回っている。

図表 2-3-20 公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%
27 (2015)	△3.63	0.18 (1.87)	△1.76 (0.53)	△2.83 (△0.79)	△3.23	△3.72
28 (2016)	5.47	3.71	4.75	5.76	5.30	5.63
29 (2017)	6.51	5.20	6.83	6.89	6.50	6.70
30 (2018)	1.43	1.65	1.27	1.35	1.42	1.46
元 (2019)	△5.00	△4.63	△4.81	△4.69	△4.96	△5.07
2 (2020)	23.96	22.62	23.81	25.27	23.90	24.39

注 1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注 2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、図表2-3-18の運用損益を運用元本平均残高の推計値（共済組合等の平成27年度の運用元本平均残高は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）と平成27年度末積立金の合計から図表2-3-18の運用損益を控除したものを2で除して得た額）で除することにより算出したものである。

注 3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の（ ）内の数値は、厚生年金保険経理の運用利回り（各々平成27(2015)年度下半期における半年間の率）である。

注 4 国共済の数値は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

注 5 平成28(2016)年度の私学共済及び厚生年金計の運用利回りは、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

2-3-31 図表 2-3-21 は、運用利回り（時価ベース）の推移を示したものである。

共済組合等の平成 27(2015)年度については、年度前半は長期経理、年度後半は厚生年金保険経理及び経過的長期経理と分かれているため、各々の運用利回り（半年間の率）を示している。平成 28(2016)年度以降についても、厚生年金保険経理と経過的長期経理の運用利回りを各々示している。令和 2(2020)年度の運用利回りは、国内外の株価が大幅に上昇したことから、全ての制度で令和元(2019)年度の運用利回りを上回っている。

図表 2-3-21 運用利回り（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	国共済		地共済		私学共済		国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 (西暦)	%	%		%		%		%
17 (2005)	6.82	5.36		8.44		5.78		6.88
18 (2006)	3.10	2.79		3.36		4.07		3.07
19 (2007)	△3.54	△0.53		△3.42		△2.81		△3.38
20 (2008)	△6.83	△3.89		△6.79		△7.62		△7.29
21 (2009)	7.54	5.52		6.73		8.27		7.48
22 (2010)	△0.26	1.21		△0.04		0.16		△0.25
23 (2011)	2.17	2.06		2.24		1.82		2.15
24 (2012)	9.57	5.10		8.90		9.17		9.52
25 (2013)	8.22	4.61		7.28		7.27		8.31
26 (2014)	11.61	7.45		9.62		8.96		11.79
27 (2015)	△3.63	△1.62		△2.26		△2.34		△3.72
		1.87	3.32	0.53	0.41	△0.79	0.79	
28 (2016)	5.47	3.71	2.96	4.75	4.93	5.76	3.63	5.63
29 (2017)	6.51	5.20	1.09	6.83	6.80	6.89	4.79	6.70
30 (2018)	1.43	1.65	1.15	1.27	1.14	1.35	1.11	1.46
元 (2019)	△5.00	△4.63	0.42	△4.81	△4.85	△4.69	△2.59	△5.07
2 (2020)	23.96	22.62	2.43	23.81	24.32	25.27	13.19	24.39

注 1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注 2 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は長期経理、下段左側は厚生年金保険経理の運用利回り（各々半年間の率）、下段右側は経過的長期経理の運用利回り（半年間の率）、平成28(2016)年度以降は、左側は厚生年金保険経理の運用利回り、右側は経過的長期経理の運用利回りである。

注 3 国共済の平成27(2015)年度以降の運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

注 4 平成28(2016)年度の私学共済の運用利回りは、厚生年金保険経理の数値は、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めたものであり、経過的長期経理の数値は当該評価損益を控除したものである。

5 支出の推移

2-3-32 図表 2-3-22 は、支出のほとんどを占める公的年金の給付費の推移である。令和2(2020)年度は53兆3,612億円、対前年度で0.8%の増加となっている。国共済、地共済及び国民年金(国民年金勘定)で減少したものの、その他の制度で増加したため、全体では増加している。

図表 2-3-22 公的年金の給付費の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成/令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	234,398	13,800 (6,877)	39,070 (19,555)	2,665 (1,340)	289,932	7,311	209,349	506,592
28 (2016)	234,814	13,611	39,101	2,723	290,248	6,400	216,833	513,481
29 (2017)	236,669	13,280	38,066	2,757	290,772	5,541	224,089	520,403
30 (2018)	238,045	13,097	38,149	2,818	292,108	4,770	229,047	525,925
元 (2019)	238,446	12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607
2 (2020)	239,047	12,649	37,454	2,917	292,067	3,491	238,053	533,612
対前年度増減率(%)								
28 (2016)	0.2	△1.4	0.1	2.2	0.1	△12.5	3.6	1.4
29 (2017)	0.8	△2.4	△2.6	1.3	0.2	△13.4	3.3	1.3
30 (2018)	0.6	△1.4	0.2	2.2	0.5	△13.9	2.2	1.1
元 (2019)	0.2	△1.6	△0.5	2.1	0.0	△14.4	1.9	0.7
2 (2020)	0.3	△1.9	△1.3	1.3	△0.0	△14.5	2.0	0.8

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 国共済、地共済、厚生年金計及び公的年金制度全体には、国共済及び地共済の経過的長期経理における基礎年金交付金を加えている。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の給付費は、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の給付費である。

注5 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の給付費に含めている。

2-3-33 図表 2-3-23 は共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移を示したものである。令和2(2020)年度の共済組合等の職域加算部分等を含む公的年金制度全体の給付費は、対前年度で0.7%の増加となっている。

2-3-34 被用者年金計では0.0%の減であり、その内訳は、厚生年金勘定0.3%の増加、国共済1.8%の減、地共済1.1%の減、私学共済1.5%の増となっている。

2-3-35 国民年金では、基礎年金勘定で給付費の増加が続いており、令和2(2020)年度は2.0%の増であった。一方、国民年金勘定では14.5%の減となっており、一貫して減少している。これは、国民年金勘定の給付が主に旧法国民年金の老齢年金の給付であり、受給者の年齢の上昇とともに受給者数が減少し、給付費も減少していく傾向にあるからである。

図表 2-3-23 共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定					基礎年金勘定		
平成/令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17 (2005)	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
22 (2010)	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
27 (2015)	234,398			15,422	44,049	2,963	296,832	7,311	209,349	513,492
28 (2016)	234,814			15,253	44,007	3,035	297,109	6,400	216,833	520,342
29 (2017)	236,669			14,909	43,370	3,080	298,027	5,541	224,089	527,658
30 (2018)	238,045			14,744	43,509	3,154	299,451	4,770	229,047	533,268
元 (2019)	238,446			14,555	43,421	3,227	299,649	4,082	233,352	537,083
2 (2020)	239,047			14,290	42,923	3,275	299,536	3,491	238,053	541,080
対前年度増減率(%)										
17 (2005)	2.1			△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
22 (2010)	0.7			0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3	1.4
27 (2015)	0.6			△0.2	1.2	3.5	0.7	△11.7	4.7	2.1
28 (2016)	0.2			△1.1	△0.1	2.4	0.1	△12.5	3.6	1.3
29 (2017)	0.8			△2.3	△1.4	1.5	0.3	△13.4	3.3	1.4
30 (2018)	0.6			△1.1	0.3	2.4	0.5	△13.9	2.2	1.1
元 (2019)	0.2			△1.3	△0.2	2.3	0.1	△14.4	1.9	0.7
2 (2020)	0.3			△1.8	△1.1	1.5	△0.0	△14.5	2.0	0.7

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

6 運用損益分を除いた単年度収支残

2-3-36 図表 2-3-24 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。

令和 2 (2020) 年度は、私学共済及び国民年金（基礎年金勘定）ではプラス、その他の制度ではマイナスとなっており、厚生年金計と公的年金制度全体はマイナスになっている。この不足分は運用益や積立金の取崩しにより賄っていることとなる。

2-3-37 なお、厚生年金勘定では、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと 9,561 億円のマイナスとなっているが、新型コロナウイルス感染症への対応として実施した保険料の納付猶予特例制度の影響によりマイナスの程度を大きくしていることに留意する必要がある。

2-3-38 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営はおおむね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用益や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証・財政再計算による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

図表 2-3-24 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 /令和 (西暦)		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	22,633 <△24,015>	△3,229 (△884)	△11,947 (△5,889)	△91 (94)	7,365 <△39,282>	△1,593	238	6,010 <△40,637>
28 (2016)	30,955 <△12,889>	△2,401	△6,922	128	21,761 <△22,083>	△3,064	△305	18,392 <△25,452>
29 (2017)	10,078 <△6,075>	△2,084	△644	251	7,600 <△8,553>	△3,414	△1,074	3,113 <△13,041>
30 (2018)	1,961 <△5,340>	△1,160	△3,466	362	△2,303 <△9,604>	△2,100	2,473	△1,931 <△9,231>
元 (2019)	△986 <△1,944>	△1,596	△3,931	433	△6,079 <△7,038>	△1,790	3,911	△3,959 <△4,917>
2 (2020)	△9,011 <△9,561>	△1,294	△4,154	616	△13,844 <△14,394>	△2,514	4,651	△11,706 <△12,257>

注 1 決算の収入から「運用損益」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注 2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注 4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の額は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残である。

注 5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

2-3-39 図表 2-3-25 は、共済組合等の経過的長期経理を含む収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。2-3-37 同様、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、長期的には被用者年金全制度でマイナスの状況が続いている。国共済、地共済及び私学共済の経過的長期経理は積立金から得られる財源を中心に財政運営されていることから、これを含めた場合には、国共済、地共済、私学共済でマイナスの程度が大きくなる。ただし、保険料収入が増加してきている影響もあり、これはマイナスの程度を小さくさせている。国民年金(国民年金勘定)は、平成 22(2010)年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23(2011)年度以降は再びマイナスとなっている。

図表 2-3-25 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定					基礎年金勘定		
平成/令和	億円	億円		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	22,839	3,606	285	26,730
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	△22,845	698	136	△22,010
17 (2005)	△71,123	<△105,690>		△1,521	△6,082	△252	△78,978 <△113,545>	△6,967	△1,430	△87,375 <△121,942>
22 (2010)	△63,044	<△63,137>		△3,266	△9,660	△282	△76,252 <△76,345>	2,388	5,553	△68,311 <△68,403>
27 (2015)	22,633	<△24,015>		△4,045	△12,283	△326	5,979 <△40,669>	△1,593	238	4,624 <△42,023>
28 (2016)	30,955	<△12,889>		△2,244	△12,837	△481	15,393 <△28,451>	△3,064	△305	12,024 <△31,820>
29 (2017)	10,078	<△6,075>		△2,754	△8,546	△368	△1,589 <△17,743>	△3,414	△1,074	△6,077 <△22,231>
30 (2018)	1,961	<△5,340>		△2,880	△8,362	△273	△9,554 <△16,854>	△2,100	2,473	△9,182 <△16,482>
元 (2019)	△986	<△1,944>		△3,091	△9,027	△221	△13,324 <△14,283>	△1,790	3,911	△11,204 <△12,162>
2 (2020)	△9,011	<△9,561>		△2,782	△9,356	△103	△21,253 <△21,803>	△2,514	4,651	△19,115 <△19,666>

注1 決算の収入から「運用損益」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

注7 平成28(2016)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

注8 平成28(2016)年度の国共済、被用者年金計及び公的年金制度全体は、国共済の経過的長期経理に計上されている被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る利子相当額を収入から除いて算出したものである。

7 積立金

2-3-40 図表 2-3-26 は、公的年金の積立金⁸²（共済組合等については厚生年金保険経理の積立金であり、経過的長期経理の積立金を含まない）（時価ベース）の推移である。令和2（2020）年度末において、厚生年金全体では219兆円、公的年金制度全体では234兆円であり、国内外の株価が大幅に上昇したことから、前年度末に比べ、厚生年金全体では23.0%、公的年金全体では22.7%の増加となった。

厚生年金の実施機関別に対前年度増減率をみると、全ての実施機関で増加している。なお、平成28（2016）年度の国共済と私学共済で前年度末より積立金が減少しているが、これは、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管された⁸³ことが影響している。

図表 2-3-26 公的年金の積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 /令和（西暦）	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
27（2015）	1,339,311	71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161
28（2016）	1,444,462	71,145	200,478	20,562	1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
29（2017）	1,549,035	72,687	213,577	22,219	1,857,518	92,210	30,867	1,980,595
30（2018）	1,573,302	72,709	212,807	22,878	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
元（2019）	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199
2（2020）	1,841,927	81,607	241,401	28,486	2,193,421	103,259	41,942	2,338,623
対前年度増減率（%）								
28（2016）	7.9	△0.6	2.4	△0.4	6.7	2.2	△0.8	6.4
29（2017）	7.2	2.2	6.5	8.1	7.0	2.8	△3.3	6.6
30（2018）	1.6	0.0	△0.4	3.0	1.3	△0.7	8.1	1.3
元（2019）	△5.0	△6.7	△6.6	△2.8	△5.3	△6.9	11.8	△5.1
2（2020）	23.3	20.4	21.5	28.0	23.0	21.2	12.5	22.7

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用損益に含める時価ベースで評価したものである。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61（1986）年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24（2012）年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注4 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

⁸² 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

⁸³ 地共済については、平成28（2016）年度に、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

2-3-41 図表 2-3-27 は、共済組合等の職域加算部分等の積立金も含んだ年度末積立金（時価ベース）の推移を示したものである。令和 2（2020）年度末の積立金は、国内外の株価が大幅に上昇したことから、全ての制度で増加しており、共済組合等の職域加算部分等の積立金も含んだ公的年金制度全体の積立金は 261 兆円である。

ここでの積立金には、共済組合等の職域加算部分等の積立金、すなわち共済組合等の経過的長期経理の積立金も含むため、2-3-40 では減少していた平成 28（2016）年度末の国共済や私学共済についても、その年度末積立金（時価ベース）は増加している。

図表 2-3-27 共済組合等の職域加算部分等の積立金を含む積立金（時価ベース）の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
17 (2005)	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
22 (2010)	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
27 (2015)	1,339,311	78,239	405,464	40,727	1,863,740	87,768	32,181	1,983,689
28 (2016)	1,444,462	78,787	411,949	42,130	1,977,329	89,668	31,926	2,098,923
29 (2017)	1,549,035	79,740	431,465	44,202	2,104,441	92,210	30,867	2,227,518
30 (2018)	1,573,302	78,114	428,278	44,470	2,124,164	91,543	33,355	2,249,062
元 (2019)	1,493,896	71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455
2 (2020)	1,841,927	84,125	484,794	50,824	2,461,670	103,259	41,942	2,606,871
対前年度増減率 (%)								
17 (2005)	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	-	2.6
22 (2010)	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	-	△4.3
27 (2015)	△2.0	0.3	△4.5	△2.9	△2.5	△5.3	0.9	△2.6
28 (2016)	7.9	0.7	1.6	3.4	6.1	2.2	△0.8	5.8
29 (2017)	7.2	1.2	4.7	4.9	6.4	2.8	△3.3	6.1
30 (2018)	1.6	△2.0	△0.7	0.6	0.9	△0.7	8.1	1.0
元 (2019)	△5.0	△8.2	△6.9	△4.1	△5.5	△6.9	11.8	△5.3
2 (2020)	23.3	17.3	21.6	19.2	22.7	21.2	12.5	22.4

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用損益に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注4 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

2-3-42 図表 2-3-28 は、令和2(2020)年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を示したものである。

図表 2-3-28 積立金の資産構成 ー令和2(2020)年度末ー

区 分	厚生年金勘定		国民年金 (国民年金勘定)	
	時価ベース	%	時価ベース	%
預託金	4.4	%	3.3	%
市場運用分	95.6		96.7	
〈市場運用分計〉	〈 100.00 〉		〈 100.00 〉	
(1,761,232)	(1,761,232)		(99,862)	
国内債券	〈 23.54 〉		〈 23.54 〉	
国内株式	〈 25.37 〉		〈 25.37 〉	
外国債券	〈 25.40 〉		〈 25.40 〉	
外国株式	〈 25.69 〉		〈 25.69 〉	
年度末積立金	100.0		100.0	
(1,841,927)	(1,841,927)		(103,259)	

区 分	国共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	9.6	%
現金・預金	4.0	%
未収収益・未収金等	5.6	%
固定資産	95.8	%
預託金	28.5	%
有価証券等	67.3	%
包括信託	67.3	%
不動産	—	%
貸付金	—	%
流動負債等	△5.4	%
年度末積立金	100.0	%
(64,256)	(64,256)	(81,607)

区 分	地共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	10.1	%
現金・預金	4.9	%
未収収益・未収金等	5.2	%
固定資産	89.9	%
預託金	—	%
有価証券等	89.9	%
包括信託	89.9	%
有価証券	—	%
生命保険等	—	%
不動産	—	%
貸付金	—	%
流動負債等	0.0	%
年度末積立金	100.0	%
(196,315)	(196,315)	(241,401)

区 分	私学共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	10.4	%
現金・預金	8.6	%
未収収益・未収金等	1.8	%
固定資産	89.7	%
預託金	—	%
有価証券等	85.5	%
包括信託	85.5	%
有価証券	—	%
生命保険等	—	%
不動産	—	%
貸付金	4.1	%
流動負債等	△0.0	%
年度末積立金	100.0	%
(22,833)	(22,833)	(28,486)

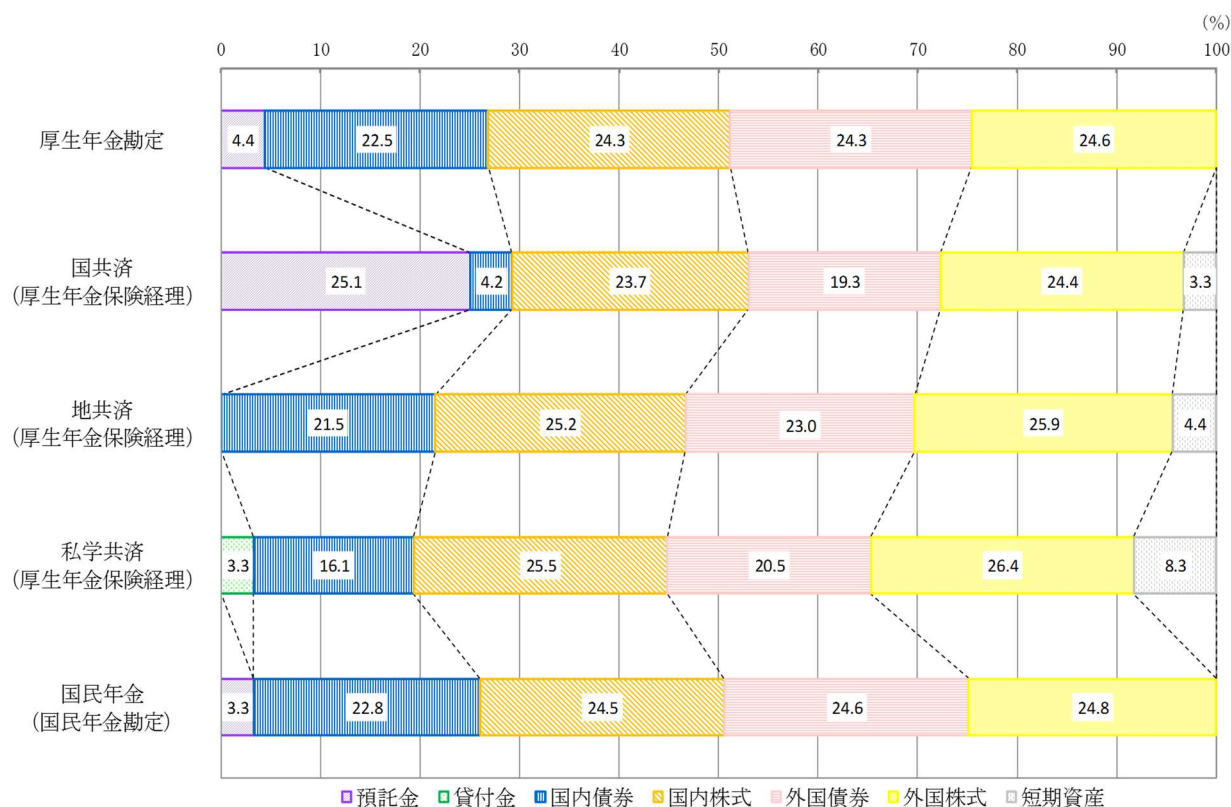
注1 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 ()内は実額(単位:億円)である。

2-3-43 図表 2-3-29 は、令和 2 (2020) 年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を图示したものである。また、図表 2-3-30 は、平成 27(2015) 年度末から令和 2 (2020) 年度末までの各制度の積立金の推移を資産構成とともに图示したものである。ここでは、図表 2-3-28 における厚生年金勘定及び国民年金勘定の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-3-44 令和 2 (2020) 年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済では預託金が大きな割合を占める等、制度により違いが見られるとともに、被用者年金一元化後のこの 5 年間でも国内債券又は預託金の構成割合が減少傾向にあり、国内株式、外国債券及び外国株式が増加傾向にあるといった変化が見られる⁸⁴。このような資産構成が年金財政に与える影響についても注視していく必要がある。

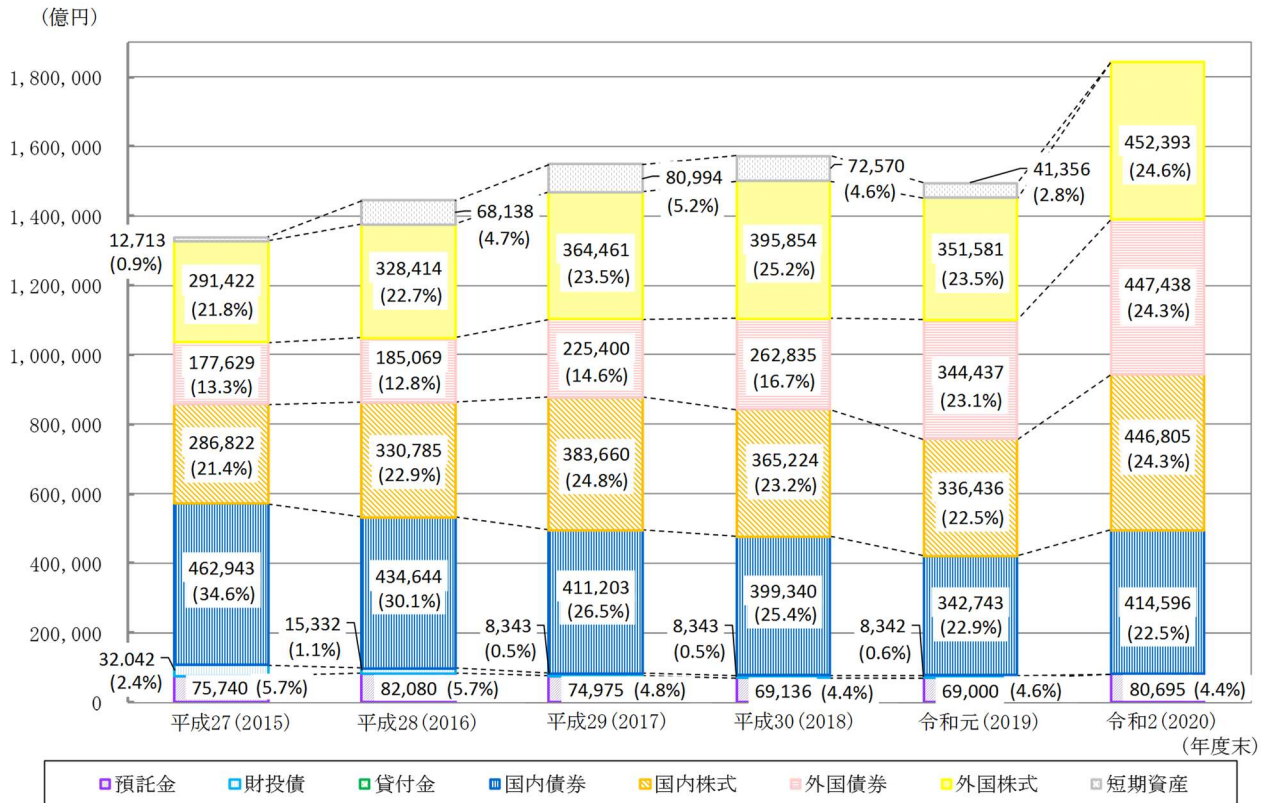
図表 2-3-29 積立金の資産構成（時価ベース） —令和 2 (2020) 年度末—



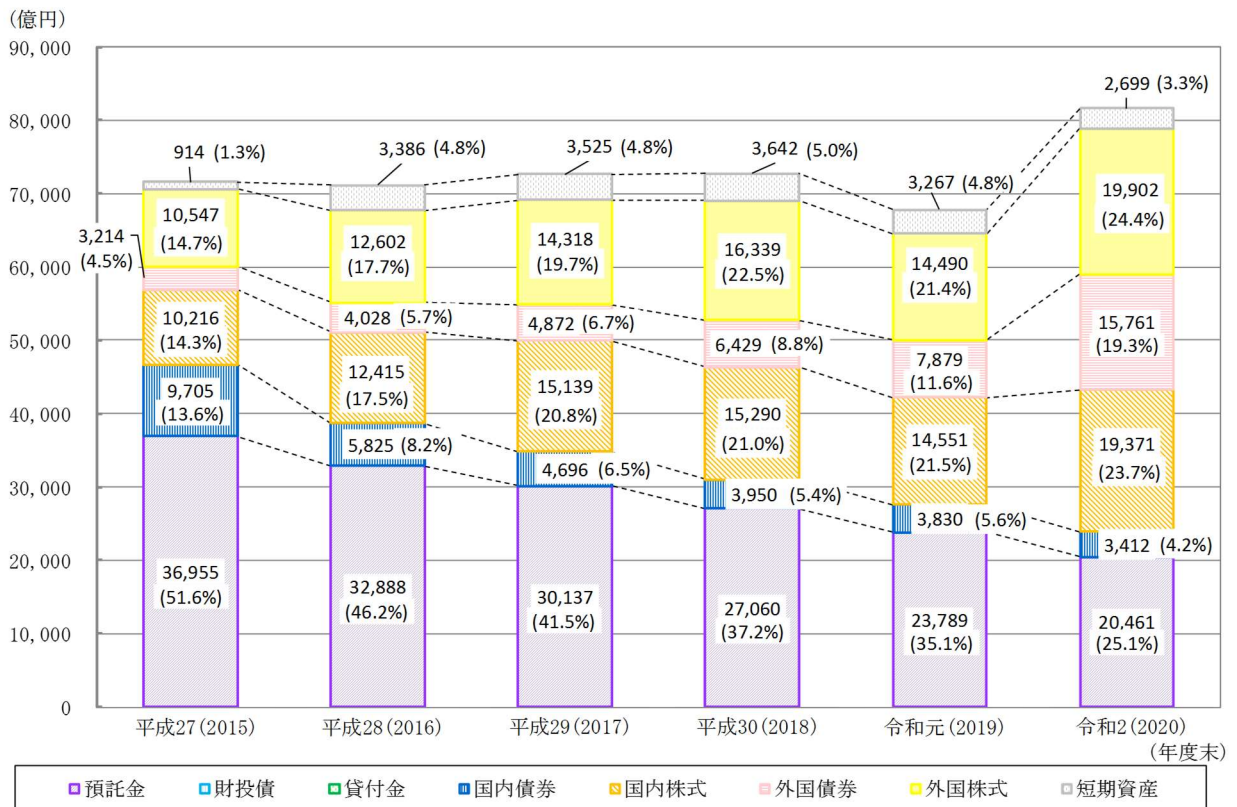
⁸⁴ 共済組合等における平成 27(2015) 年 10 月 1 日の被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分け時点の資産構成は、第 1 章「参考」被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果 (79 頁) 参照。

図表2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移

厚生年金勘定

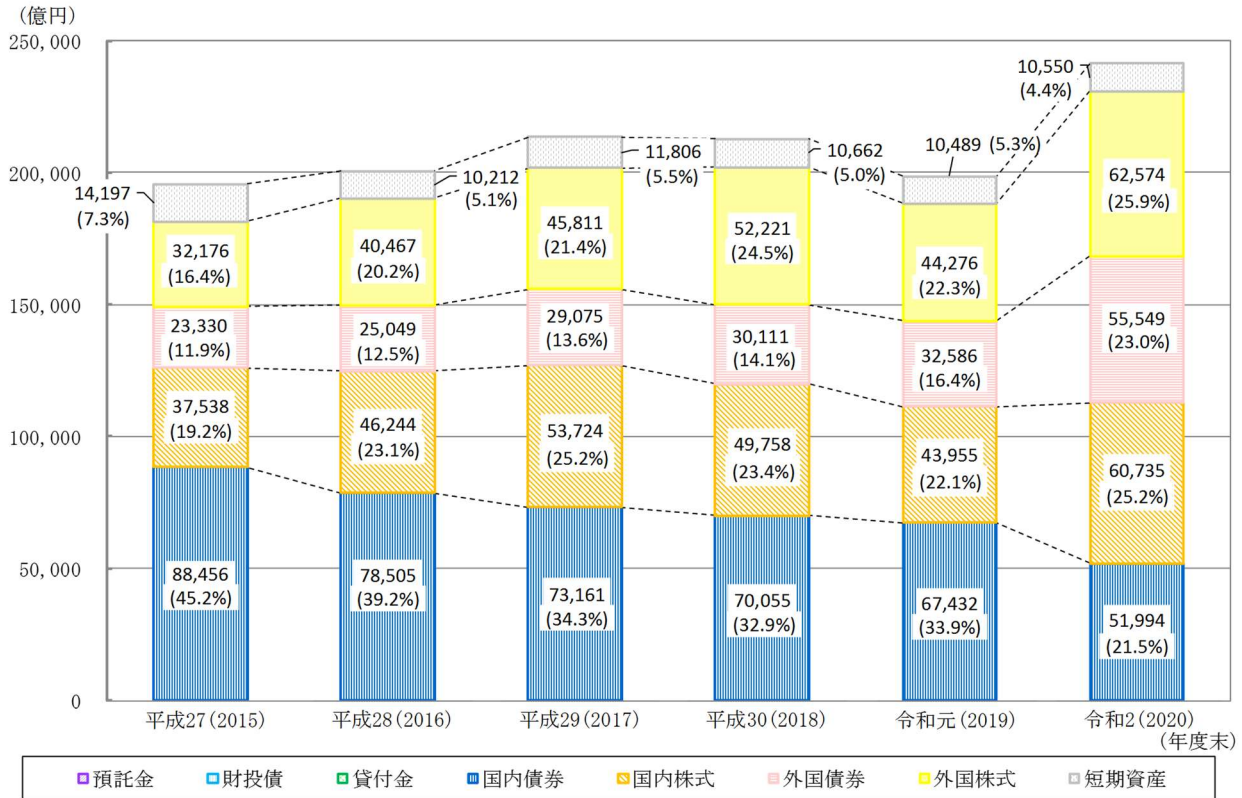


国共済（厚生年金保険経理）

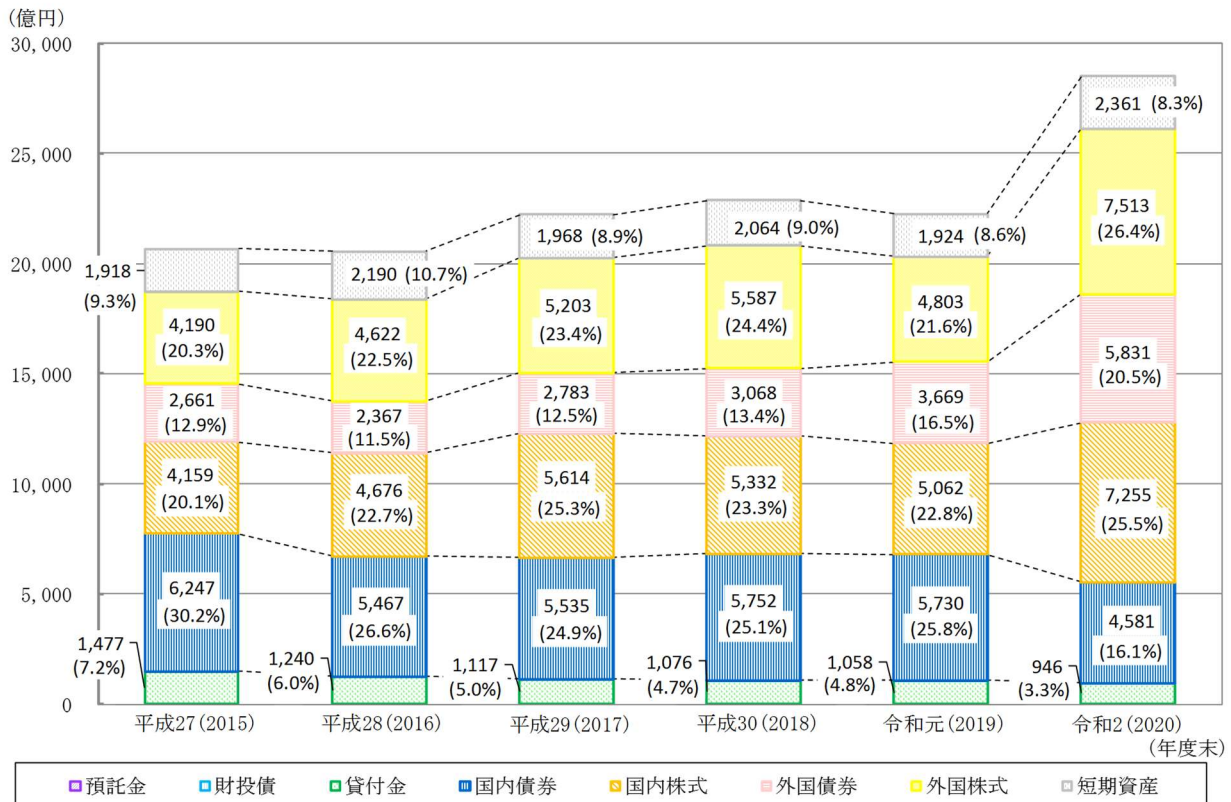


図表 2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）

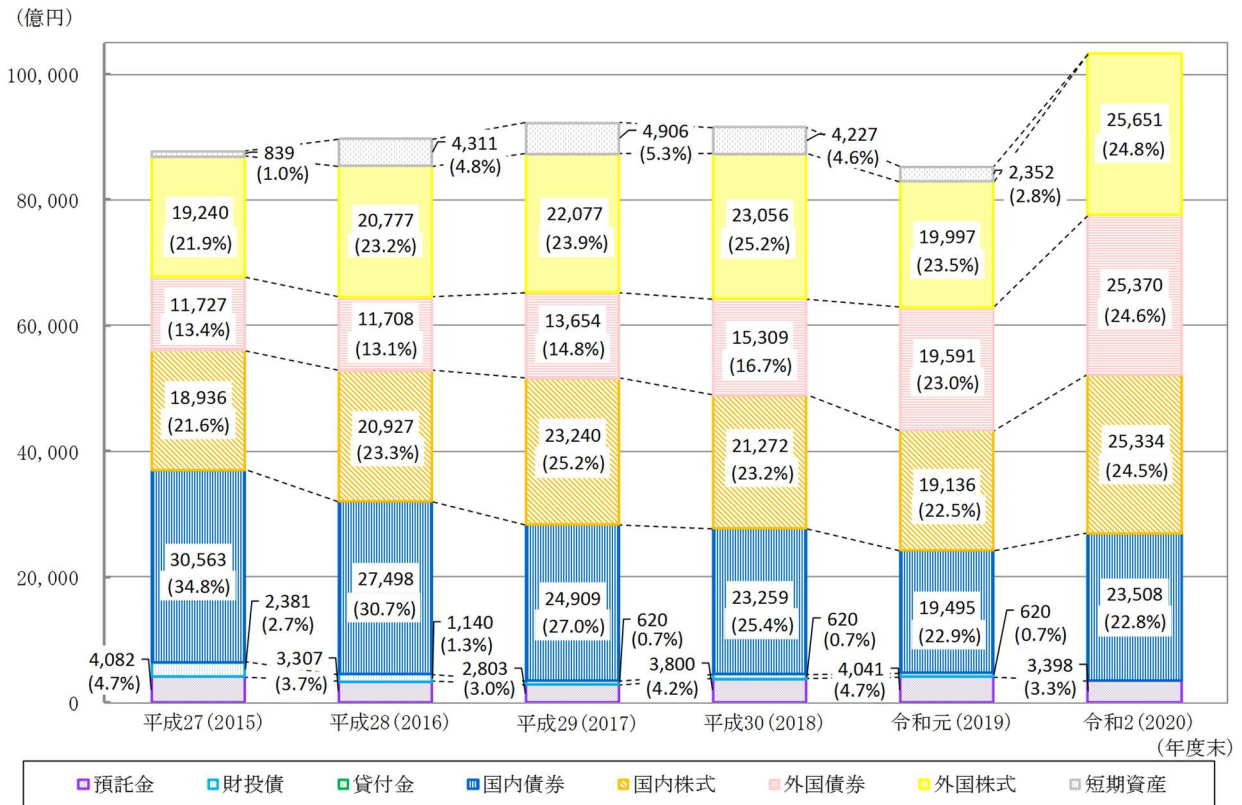
地共済（厚生年金保険経理）



私学共済（厚生年金保険経理）



図表 2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）
国民年金（国民年金勘定）



8 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-45 図表 2-3-31 は、基礎年金等給付費、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、基礎年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

2-3-46 保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加している。平成 24(2012)年度から平成 29(2017)年度までの増加率は 2～3%台となっていたが、平成 30(2018)年度は 1.3%の増加、令和元(2019)年度は 1.1%の増加、令和 2(2020)年度は 1.4%の増加と伸びが鈍化している。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-3-47 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成 17(2005)年度に国民年金第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成 24(2012)年度に同年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度⁸⁵による影響等で増加したほかは、減少傾向にあったものが、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度までは増加に転じていたが、令和 2(2020)年度は 0.4%減少している。

2-3-48 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び基礎年金拠出金算定対象者数の動向を反映し、令和 2(2020)年度は 1.7%増加し、36,822 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、18,411 円である⁸⁶。

ここで、基礎年金勘定の積立金（昭和 61(1986)年 4 月前に国民年金に任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用益）については、平成 27(2015)年度から平成 36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。この軽減後の拠出金単価は、国民年金で 36,703 円、被用者年金で 36,567 円である。

⁸⁵ 平成 24(2012)年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた、時効になった保険料を過去 10 年分遡って納めることができる制度。平成 27(2015)年 10 月からは 3 年間の時限措置として 5 年分に短縮された。

⁸⁶ 令和 2(2020)年度の国民年金の保険料は 16,540 円であり、この額を下回っているが、積立金またはその運用収益を充当することにより、国民年金（国民年金勘定）の財政均衡が確保されている（令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）第 2 章第 2 節（3）（100 頁）参照）。

図表2-3-31 基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金拠出金単価 ①-②/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計 ③	厚生年金勘定		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	
						旧三共済	旧農林年金					
平成/令和 (西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141
27 (2015)	225,320	3,353	221,967	34,198	54,089	40,747			1,362	3,424	560	7,996
28 (2016)	230,370	3,414	226,956	34,870	54,239	41,471			1,353	3,394	568	7,453
29 (2017)	235,566	3,574	231,993	35,509	54,445	42,213			1,340	3,363	576	6,953
30 (2018)	238,692	3,721	234,971	35,805	54,688	42,606			1,328	3,327	581	6,846
元 (2019)	241,402	3,799	237,602	36,194	54,706	42,849			1,315	3,305	586	6,651
2 (2020)	244,721	3,906	240,815	36,822	54,500	42,668			1,307	3,386	591	6,548

対前年度増減率 (%)												
年度	①	②	①-②	④	③	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金勘定
17 (2005)	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△0.0
22 (2010)	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6			△0.9	△1.6	0.7	△4.1
27 (2015)	3.2	2.1	3.2	3.2	0.1	1.2			△0.5	△0.8	1.5	△5.2
28 (2016)	2.2	1.8	2.2	2.0	0.3	1.8			△0.6	△0.9	1.5	△6.8
29 (2017)	2.3	4.7	2.2	1.8	0.4	1.8			△0.9	△0.9	1.3	△6.7
30 (2018)	1.3	4.1	1.3	0.8	0.4	0.9			△0.9	△1.1	1.0	△1.5
元 (2019)	1.1	2.1	1.1	1.1	0.0	0.6			△1.0	△0.7	0.8	△2.8
2 (2020)	1.4	2.8	1.4	1.7	△0.4	△0.4			△0.6	2.4	0.9	△1.6

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金勘定		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	
		旧三共済	旧農林年金					
平成/令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%	%	
7 (1995)	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
12 (2000)	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
17 (2005)	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63
22 (2010)	100.00	73.14			2.56	6.61	0.96	16.73
27 (2015)	100.00	75.33			2.52	6.33	1.04	14.78
28 (2016)	100.00	76.46			2.49	6.26	1.05	13.74
29 (2017)	100.00	77.53			2.46	6.18	1.06	12.77
30 (2018)	100.00	77.91			2.43	6.08	1.06	12.52
元 (2019)	100.00	78.33			2.40	6.04	1.07	12.16
2 (2020)	100.00	78.29			2.40	6.21	1.08	12.01

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-3-49 図表 2-3-32 は、令和 2 (2020) 年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の国民年金第 2 号被保険者数に対する国民年金第 3 号被保険者数の比率は 0.20 であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い。

図表 2-3-32 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 —令和 2 (2020) 年度確定値ベース—

区分	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	合計
拠出金算定対象者数	千人 42,668	千人 1,307	千人 3,386	千人 591	千人 6,548	千人 54,500
国民年金第1号 ①					6,548	6,548
国民年金第2号 ②	35,542	1,022	2,840	514		39,919
国民年金第3号 ③	7,126	285	545	77		8,034
国民年金第2号に対する 国民年金第3号の比率 ③/②	0.20	0.28	0.19	0.15		0.20

2-3-50 図表 2-3-33 は、確定値ベースの基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

厚生年金計では、基礎年金等給付費の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、基礎年金拠出金は増加が続いている。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者数の全体に占める割合が減少していることから、基礎年金拠出金は平成 26 (2014) 年度以降減少していたが、保険料・拠出金算定対象額の増加の影響が拠出金算定対象者数の全体に占める割合の減少の影響を上回り令和 2 (2020) 年度は 0.2% 増加した。

なお、2-3-48 で述べた令和 2 (2020) 年度における基礎年金勘定の積立金による基礎年金拠出金の軽減額は 1,557 億円であり、その内訳は、厚生年金勘定 1,302 億円、国共済 40 億円、地共済 103 億円、私学共済 18 億円、国民年金（国民年金勘定）94 億円である。

図表2-3-33 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12 (2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17 (2005)	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
22 (2010)	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
27 (2015)	165,914			5,544	13,943	2,281	187,682	32,695	220,377
	<167,216> (1,302)			<5,587> (44)	<14,053> (109)	<2,299> (18)	<189,155> (1,473)	<32,813> (118)	<221,967> (1,591)
28 (2016)	172,215			5,617	14,093	2,361	194,287	31,078	225,365
	<173,529> (1,313)			<5,660> (43)	<14,201> (107)	<2,379> (18)	<195,769> (1,482)	<31,188> (109)	<226,956> (1,591)
29 (2017)	178,576			5,670	14,226	2,436	200,909	29,526	230,435
	<179,872> (1,296)			<5,712> (41)	<14,330> (103)	<2,454> (18)	<202,367> (1,458)	<29,626> (99)	<231,993> (1,557)
30 (2018)	181,759			5,666	14,194	2,481	204,099	29,315	233,414
	<183,059> (1,300)			<5,707> (41)	<14,295> (102)	<2,498> (18)	<205,559> (1,460)	<29,413> (97)	<234,971> (1,557)
元 (2019)	184,801			5,670	14,254	2,527	207,252	28,794	236,045
	<186,105> (1,304)			<5,710> (40)	<14,354> (101)	<2,545> (18)	<208,714> (1,462)	<28,888> (95)	<237,602> (1,557)
2 (2020)	187,232			5,736	14,857	2,594	210,418	28,840	239,258
	<188,534> (1,302)			<5,776> (40)	<14,960> (103)	<2,612> (18)	<211,882> (1,463)	<28,933> (94)	<240,815> (1,557)
対前年度増減率(%)									
17 (2005)	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
22 (2010)	1.9			1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7	1.2
27 (2015)	3.6			1.9	1.5	3.9	3.4	△2.5	2.5
28 (2016)	3.8			1.3	1.1	3.5	3.5	△4.9	2.3
29 (2017)	3.7			0.9	0.9	3.2	3.4	△5.0	2.2
30 (2018)	1.8			△0.1	△0.2	1.8	1.6	△0.7	1.3
元 (2019)	1.7			0.1	0.4	1.9	1.5	△1.8	1.1
2 (2020)	1.3			1.2	4.2	2.7	1.5	0.2	1.4

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用益)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、()内の額は軽減額である。

2-3-51 図表 2-3-34 は、確定値ベースの基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少を続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費に充てられるものだからである。

図表 2-3-34 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

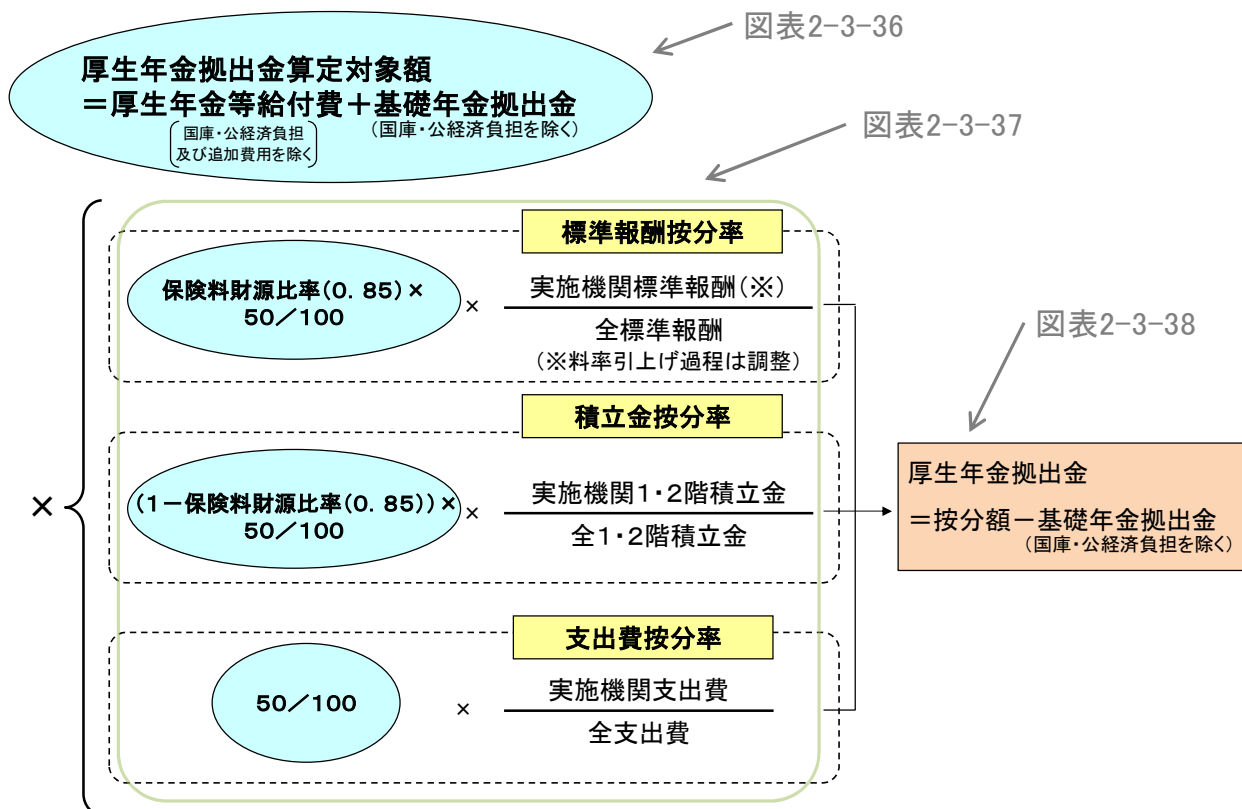
年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17 (2005)		18,923		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
22 (2010)		13,864		1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
27 (2015)		7,513		678	1,464	58	9,713	6,286	15,999
28 (2016)		6,235		605	1,287	50	8,177	5,384	13,561
29 (2017)		5,280		526	1,114	44	6,964	4,537	11,501
30 (2018)		4,477		454	956	37	5,924	3,778	9,702
元 (2019)		3,771		390	814	31	5,006	3,106	8,112
2 (2020)		3,163		332	690	25	4,210	2,532	6,742
対前年度増減率(%)									
17 (2005)		△6.1		△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
22 (2010)		△9.1		△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
27 (2015)		△14.1		△10.4	△11.2	△12.7	△13.4	△13.2	△13.3
28 (2016)		△17.0		△10.8	△12.1	△13.9	△15.8	△14.3	△15.2
29 (2017)		△15.3		△13.0	△13.4	△13.4	△14.8	△15.7	△15.2
30 (2018)		△15.2		△13.6	△14.2	△14.6	△14.9	△16.7	△15.6
元 (2019)		△15.8		△14.2	△14.9	△16.3	△15.5	△17.8	△16.4
2 (2020)		△16.1		△14.7	△15.2	△19.8	△15.9	△18.5	△16.9

注 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

9 厚生年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-52 厚生年金制度は、各実施機関に分かれて運営されているが、厚生年金拠出金・交付金を通じて財政的に一元化されている。ここで、決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計（初年度である平成 27(2015)年度及び2年目である平成 28(2016)年度は当年度の概算額）であることから、厚生年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である⁸⁷。

図表 2-3-35 厚生年金拠出金計算のイメージ（当分の間の激変緩和措置中のもの）



⁸⁷ (参考) 厚生年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度				概算額	精算額 前々年度の ③-①	決算額	確定額 (確定値)	翌々年度に 精算する額
				①	②	①+②	③	③-①
平成 (西暦) /令和	国	共	済	億円	億円	億円	億円	億円
29 (2017)	国	共	済	11,035	△285	10,750	10,646	△389
	地	共	済	31,707	△376	31,331	30,751	△956
	私	学	共	3,344	△116	3,228	3,092	△253
30 (2018)	国	共	済	10,984	△223	10,761	10,675	△309
	地	共	済	32,098	△1,202	30,896	31,026	△1,073
	私	学	共	3,376	△242	3,134	3,153	△223
元 (2019)	国	共	済	10,986	△391	10,595	10,643	△344
	地	共	済	31,560	△1,024	30,537	31,108	△453
	私	学	共	3,422	△253	3,169	3,237	△185
2 (2020)	国	共	済	10,910	△309	10,601	10,598	△312
	地	共	済	31,766	△1,073	30,694	31,255	△511
	私	学	共	3,594	△223	3,371	3,384	△211

注 令和元(2019)年度の精算額には、過年度拠出に係る算定額を修正した影響を含めている。

2-3-53 図表 2-3-36 は、確定値ベースの厚生年金拠出金算定対象額の推移である。厚生年金拠出金算定対象額は厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）を加えたものであり、令和2（2020）年度は38.9兆円である。

図表 2-3-36 厚生年金拠出金算定対象額の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金等給付費 〔国庫・公経済負担 及び追加費用を除く〕	基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く)	厚生年金拠出金 算定対象額
	①	②	①+②
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円
27 (2015)	141,111	47,325	188,435
28 (2016)	281,052	97,909	378,961
29 (2017)	280,999	101,198	382,197
30 (2018)	282,595	102,792	385,387
元 (2019)	282,513	104,370	386,883
2 (2020)	282,572	105,951	388,523

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

2-3-54 図表 2-3-37 は、確定値ベースの厚生年金拠出金按分率の推移である。厚生年金拠出金は標準報酬按分及び積立金按分を原則としつつ、当分の間は激変緩和措置として支出費按分も行われている。

図表 2-3-37 厚生年金拠出金按分率《確定値ベース》の推移

年度	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 (西暦)												
27 (2015)	0.355	0.015	0.040	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.054	0.005
28 (2016)	0.356	0.015	0.039	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
29 (2017)	0.357	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
30 (2018)	0.358	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
元 (2019)	0.358	0.014	0.037	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
2 (2020)	0.366	0.014	0.039	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005

注 ここでは、小数第4位を四捨五入して表示しているが、実際には、厚生年金拠出金の金額に誤差が生じないよう、十分な桁数をもって計算が行われている。

2-3-55 図表 2-3-38 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金拠出金の推移である。

図表 2-3-38 厚生年金拠出金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793
28 (2016)	10,757	30,870	3,096	44,723
29 (2017)	10,646	30,751	3,092	44,488
30 (2018)	10,675	31,026	3,153	44,854
元 (2019)	10,643	31,108	3,237	44,987
2 (2020)	10,598	31,255	3,384	45,238

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

2-3-56 図表 2-3-39 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等に対する厚生年金交付金の推移である。

図表 2-3-39 厚生年金交付金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	5,397	16,952	1,303	23,653
28 (2016)	10,875	32,746	2,658	46,278
29 (2017)	10,780	32,698	2,700	46,178
30 (2018)	10,815	33,148	2,768	46,731
元 (2019)	10,820	33,465	2,836	47,121
2 (2020)	10,772	33,425	2,882	47,079

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

第4節 財政指標の現状及び推移

2-4-1 第3節では財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要がある。

2-4-2 年金数理部会では、従来、財政状況の把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を、平成20(2008)年度からは総合費用を同年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを表す「保険料比率」も作成し、分析を行ってきた。

2-4-3 平成27(2015)年度の被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金に相当する部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止された。これを踏まえ、平成27(2015)年度以降、従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」を「総合費用率」と、従来の「厚生年金相当部分に係る独自給付費率」を「独自給付費率」と再定義することとした。

また、財政的に一元化された以上、必ずしも全ての財政指標を実施機関別に把握する必要はないため、厚生年金計と国民年金の財政指標を基本とすることとした。ただし、この被用者年金の一元化が統合という形をとっていないことから、「年金扶養比率」と「積立比率」については、引き続き、実施機関別にもみていくこととする。

2-4-4 なお、財政指標の作成にあたっては、厚生年金全体の状況を把握するため、旧厚生年金に厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値を用いている。また、基礎年金拠出金及び国庫・公経済負担について、令和元(2019)年度までは決算額を用いているが、令和2(2020)年度からは確定値を用いている。

2-4-5 ここでは、財政状況を長期的に把握する観点から同一の財政指標を用いて分析してきているが、平成16(2004)年改正による財政フレームが確立した現在の年金制度の下で、それ以前から用いている財政指標が引き続き適切な指標となっているかについては、今後とも検討すべき課題である。

1 年金扶養比率

2-4-6 年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給(権)者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金(老齢・退年相当)受給(権)者数}}$$

2-4-7 年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者を支える被保険者数が多いことを意味する。一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の老齢・退職年金受給（権）者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給（権）者が相対的に増えてくるからである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

2-4-8 ここで、厚生年金計の年金扶養比率は、各実施機関の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者数の単純合計を用いて作成している。

2-4-9 令和2（2020）年度末の受給権者ベースの年金扶養比率は、**図表 2-4-1** に示すとおり、厚生年金計では2.38、基礎年金では1.87となっている。厚生年金の実施機関別では、私学共済が4.17で最も高く、国共済及び地共済が各々1.69、1.46と低くなっている。また、受給者ベースでは、厚生年金計では2.46、基礎年金では1.89となり、受給権者ベースより少し高くなる。

年金扶養比率の高い私学共済は成熟が進んでおらず、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいるといえる。

図表 2-4-1 年金扶養比率 -令和2（2020）年度末-

区分	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
被保険者数	千人 45,134	千人 40,472	千人 1,084	千人 2,998	千人 580	千人 64,783
老齢・退年相当の受給権者数	千人 18,942	千人 16,100	千人 643	千人 2,060	千人 139	千人 34,572
年金扶養比率 (受給権者ベース)	2.38	2.51	1.69	1.46	4.17	1.87
老齢・退年相当の受給者数	千人 18,315	千人 15,530	千人 632	千人 2,019	千人 135	千人 34,195
年金扶養比率 (受給者ベース)	2.46	2.61	1.71	1.49	4.31	1.89

注1 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給（権）者数は、退年相当の退職共済年金受給（権）者と老齢相当の老齢厚生年金受給（権）者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給（権）者数として算出した。

2-4-10 受給権者ベースの年金扶養比率の推移をみると、図表 2-4-2 及び図表 2-4-3 に示すとおり、令和 2 (2020) 年度末は、厚生年金計では 0.00 ポイントの低下、基礎年金では 0.02 ポイントの低下となっている。厚生年金の実施機関別では、旧厚生年金で低下する一方、国共済、地共済及び私学共済で上昇している。

図表 2-4-2 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移

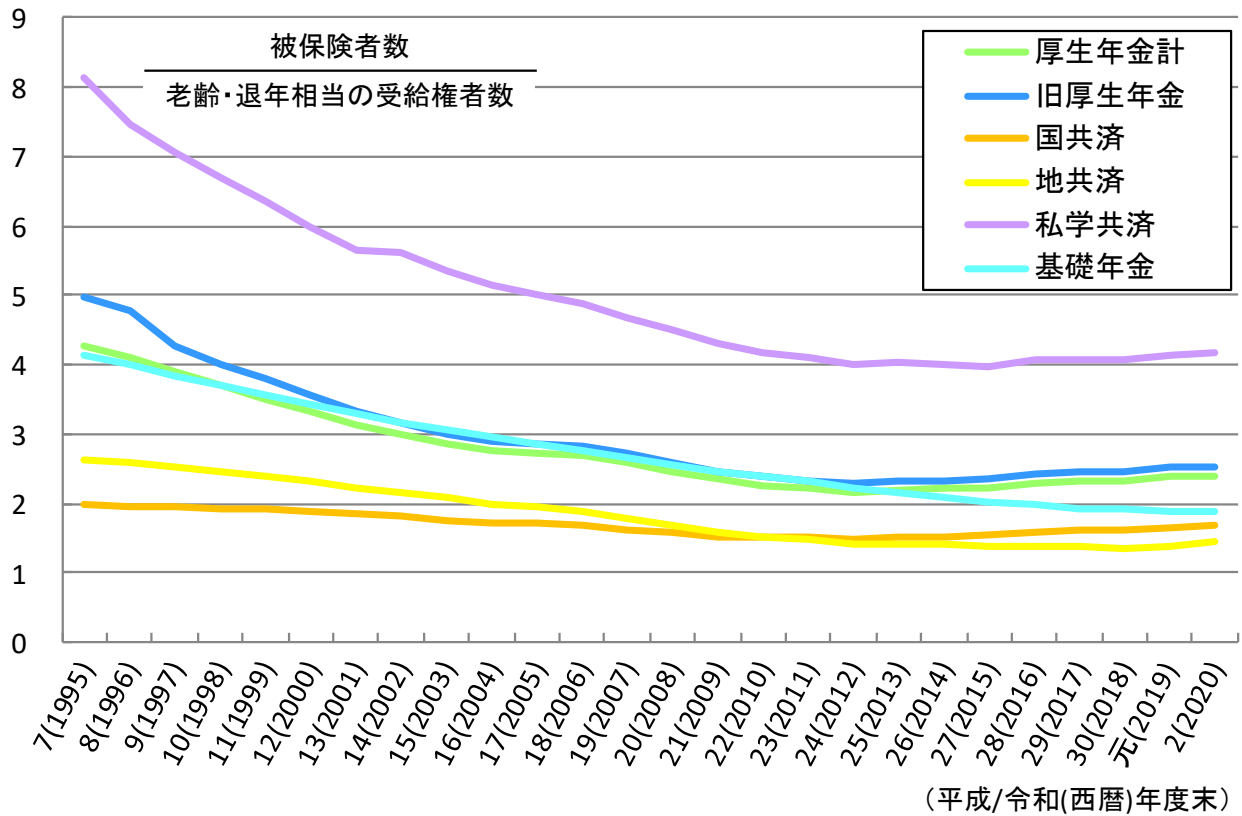
年度末	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)						
7 (1995)	4.26	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12 (2000)	3.34	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17 (2005)	2.72	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
22 (2010)	2.27	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
27 (2015)	2.22	2.35	1.54	1.38	3.98	2.02
28 (2016)	2.30	2.44	1.58	1.40	4.07	1.99
29 (2017)	2.32	2.46	1.61	1.39	4.08	1.93
30 (2018)	2.33	2.47	1.61	1.36	4.08	1.91
元 (2019)	2.38	2.53	1.66	1.39	4.15	1.89
2 (2020)	2.38	2.51	1.69	1.46	4.17	1.87
対前年度増減差						
17 (2005)	△0.04	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
22 (2010)	△0.08	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
27 (2015)	0.01	0.02	0.00	△0.03	△0.03	△0.05
28 (2016)	0.08	0.09	0.04	0.02	0.09	△0.03
29 (2017)	0.02	0.02	0.03	△0.01	0.01	△0.06
30 (2018)	0.01	0.01	0.00	△0.02	△0.00	△0.02
元 (2019)	0.05	0.05	0.05	0.03	0.07	△0.02
2 (2020)	△0.00	△0.01	0.03	0.07	0.02	△0.02

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度には旧三共済及び旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度には旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者数は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計である。

注3 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移



2-4-11 図表 2-4-4 は年度末の受給者ベースの年金扶養比率の推移であり、図表 2-4-5 は年度⁸⁸の受給者ベースの年金扶養比率の推移を示したものである。これらとともに、年度末の受給権者ベースと同様の傾向を示している。

⁸⁸ 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を 12 で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

図表2-4-4 受給者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移

年度末	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)						
17 (2005)	2.88	3.04	1.75	1.99	5.86	2.88
22 (2010)	2.43	2.57	1.57	1.59	4.84	2.42
27 (2015)	2.34	2.48	1.56	1.41	4.30	2.04
28 (2016)	2.40	2.55	1.61	1.42	4.33	2.01
29 (2017)	2.42	2.57	1.64	1.42	4.30	1.95
30 (2018)	2.43	2.58	1.65	1.40	4.28	1.93
元 (2019)	2.47	2.62	1.69	1.42	4.30	1.91
2 (2020)	2.46	2.61	1.71	1.49	4.31	1.89
対前年度増減差						
17 (2005)		△0.05	△0.02	△0.07	△0.29	△0.09
22 (2010)	△0.08	△0.09	△0.00	△0.07	△0.17	△0.05
27 (2015)	0.01	0.02	△0.00	△0.02	△0.05	△0.05
28 (2016)	0.07	0.07	0.04	0.02	0.03	△0.03
29 (2017)	0.02	0.02	0.03	△0.01	△0.03	△0.06
30 (2018)	0.01	0.01	0.01	△0.02	△0.02	△0.02
元 (2019)	0.04	0.04	0.05	0.03	0.02	△0.02
2 (2020)	△0.01	△0.02	0.02	0.06	0.00	△0.02

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給者数として算出した。

図表2-4-5 受給者ベースの年金扶養比率（年度）の推移

年度	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)						
27 (2015)	2.35	2.50	1.56	1.42	4.39	2.07
28 (2016)	2.39	2.54	1.59	1.42	4.37	2.03
29 (2017)	2.44	2.59	1.62	1.42	4.37	1.98
30 (2018)	2.45	2.60	1.64	1.41	4.34	1.94
元 (2019)	2.47	2.63	1.67	1.41	4.34	1.92
2 (2020)	2.49	2.63	1.71	1.49	4.36	1.91
対前年度増減差						
28 (2016)	0.03	0.04	0.02	△0.00	△0.01	△0.04
29 (2017)	0.05	0.06	0.04	0.00	△0.00	△0.05
30 (2018)	0.01	0.01	0.02	△0.02	△0.03	△0.04
元 (2019)	0.03	0.03	0.03	0.01	△0.00	△0.02
2 (2020)	0.02	0.01	0.04	0.07	0.02	△0.02

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給者数として算出した。

注3 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を12で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

2 厚生年金計の総合費用率⁸⁹とその分解

2-4-12 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出⁹⁰－国庫・公経済負担」（以下、「総合費用」という）の標準報酬総額に対する比率であり、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}}$$

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給（権）者数を総合費用に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える。ただし、年金扶養比率とは逆に、総合費用率は制度の成熟とともに上昇する。なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬の概念がないことから総合費用率は作成できない。

2-4-13 総合費用率の計算式における分子の総合費用を、基礎年金以外に関する支出（以下、「独自給付費用」という）と基礎年金に関する支出（以下、「基礎年金費用」という）に分解する。

$$\text{独自給付費用} = \text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{91}$$

$$\text{基礎年金費用} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}$$

独自給付費用率は独自給付費用の標準報酬総額に対する比率、基礎年金費用率は基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率であり、独自給付費用率と基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

⁸⁹ 被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金相当部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止されたことから、平成 27(2015)年度報告書から、従来「厚生年金相当部分に係る総合費用率」としていたものを「総合費用率」と、従来「厚生年金相当部分に係る独自給付費用率」としていたものを「独自給付費用率」と再定義している。

⁹⁰ 実質的な支出には追加費用を含まない（用語解説「実質的な支出」の項（396頁）を参照）。

⁹¹ 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

2-4-14 厚生年金計の総合費用率とその分解は図表 2-4-6 のとおりである。令和 2 (2020) 年度の総合費用率は 18.5%、うち独自給付費用率は 13.4%、基礎年金費用率は 5.1% である。令和元 (2019) 年度と比べると、総合費用率は 0.1 ポイント低下しており、その内訳は、独自給付費用率が 0.1 ポイントの低下、基礎年金費用率が 0.0 ポイントの低下となっている。

図表 2-4-6 厚生年金計の総合費用率⁹²の推移とその分解

年度	総合費用率	独自給付費用率	基礎年金費用率
平成 /令和 (西暦)	%	%	%
17 (2005)	18.0	13.3	4.7
22 (2010)	20.3	15.2	5.2
27 (2015)	19.8	14.8	5.0
28 (2016)	19.4	14.4	5.0
29 (2017)	18.9	14.0	5.0
30 (2018)	18.8	13.8	5.1
元 (2019)	18.6	13.5	5.1
2 (2020)	18.5	13.4	5.1
対前年度増減差			
22 (2010)	0.6	0.2	0.4
27 (2015)	△0.2	△0.3	0.1
28 (2016)	△0.4	△0.4	△0.0
29 (2017)	△0.5	△0.4	△0.0
30 (2018)	△0.1	△0.2	0.1
元 (2019)	△0.3	△0.3	0.0
2 (2020)	△0.1	△0.1	△0.0

注 1 総合費用率及び独自給付費用率は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注 2 平成27(2015)年度までの国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 3 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

⁹² 従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」

3 保険料比率及び収支比率

(1) 保険料比率

2-4-15 保険料比率は、保険料収入の総合費用に対する比率であり、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(総合費用)について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

保険料比率が100%以上ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用益等、他の収入も用いなければならない状況にある。

2-4-16 令和2(2020)年度の保険料比率は、**図表 2-4-7**のとおり、厚生年金計で96.4%、国民年金(国民年金勘定)で85.2%となっている。いずれも、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない分が保険料収入より多くなっており、運用益や積立金の取崩し等により財源を補わなければならない状況となっている。

2-4-17 国民年金(国民年金勘定)の保険料比率は、74.1%まで低下していた平成20(2008)年度までの状況から一転し、平成21(2009)、22(2010)年度は大幅に上昇し、平成22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成20(2008)年度に係るマイナスの精算額の影響を受けた平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少⁹³も大きく影響しており(2-3-25参照)、平成22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。平成24(2012)年度は、精算額が小さくなり、決算ベースの基礎年金拠出金が大きく増加⁹⁴したこと等から、保険料比率は25.9ポイントの大幅な低下となった。平成25(2013)年度以降は、再び上昇に転じ、平成28(2016)、29(2017)年度は低下したが、令和元(2019)年度は上昇している。

なお、令和2(2020)年度については、算出にあたり、確定値を用いるとともに保険料収入から過誤納の払戻しを控除したこともあり、9.6ポイント低下している⁹⁵。

⁹³ 平成22(2010)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で22.0%減少した(長期時系列表(4)の8(1)(378頁)を参照)。

⁹⁴ 平成24(2012)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で24.3%増加した(長期時系列表(4)の8(1)(376頁)を参照)。

⁹⁵ 決算ベースで算出した場合の保険料比率は90.7%であり、前年度に比べて4.1ポイント低下している。

(2) 収支比率

2-4-18 収支比率は、総合費用の「保険料収入＋運用損益」に対する比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

$$= \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

収支比率が100%以下ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。

2-4-19 令和2(2020)年度の収支比率(時価ベース)は、**図表 2-4-7**のとおり、厚生年金計で47.7%、国民年金(国民年金勘定)で45.3%あり、いずれも100%を下回っていることから、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄うことができている状況にある。厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに令和元(2019)年度の100%を上回る水準から大きく低下しているが、これは、令和2(2020)年度の運用損益が前年度より増加しプラスとなった影響が大きい。

図表2-4-7 保険料比率及び収支比率の推移

年度	保険料比率			収支比率		
	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 17 (2005)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	・	75.5	85.7	・	88.5	87.6
18 (2006)	・	77.7	79.1	・	104.1	109.8
19 (2007)	・	79.2	78.1	・	148.5	153.5
20 (2008)	・	79.1	74.1	・	196.7	204.2
21 (2009)	・	76.4	93.8	・	98.7	81.3
22 (2010)	・	76.3	125.8	・	137.5	80.4
23 (2011)	・	80.1	106.5	・	108.2	85.0
24 (2012)	・	82.2	80.6	・	85.6	85.5
25 (2013)	・	84.0	85.9	・	84.8	82.6
26 (2014)	・	86.5	96.8	・	71.0	64.3
27 (2015)	87.0	・	98.1	141.5	・	131.6
28 (2016)	91.2	・	89.8	86.0	・	84.2
29 (2017)	94.8	・	87.2	79.1	・	80.7
30 (2018)	95.8	・	93.7	97.1	・	97.4
元 (2019)	97.3	・	94.8	138.3	・	160.2
2 (2020)	96.4	・	85.2	47.7	・	45.3

対前年度増減差

18 (2006)	・	2.1	△6.7	・	15.5	22.2
19 (2007)	・	1.5	△1.0	・	44.4	43.7
20 (2008)	・	△0.0	△4.0	・	48.2	50.7
21 (2009)	・	△2.7	19.7	・	△98.0	△123.0
22 (2010)	・	△0.1	32.1	・	38.8	△0.9
23 (2011)	・	3.8	△19.4	・	△29.3	4.6
24 (2012)	・	2.0	△25.9	・	△22.7	0.5
25 (2013)	・	1.9	5.3	・	△0.8	△2.8
26 (2014)	・	2.5	10.9	・	△13.8	△18.3
27 (2015)	・	・	1.3	・	・	67.3
28 (2016)	4.2	・	△8.3	△55.5	・	△47.4
29 (2017)	3.6	・	△2.7	△6.9	・	△3.5
30 (2018)	1.0	・	6.5	18.0	・	16.8
元 (2019)	1.4	・	1.1	41.2	・	62.7
2 (2020)	△0.8	・	△9.6	△90.7	・	△114.9

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の保険料収入は、厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の運用損益は、長期経理の運用損益を被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分けを用いて按分した推計値である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成28(2016)年度の私学共済の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注7 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

4 積立比率

2-4-20 積立比率は、前年度末積立金の当該年度の総合費用に対する比率であり、前年度末の積立金が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものであり、当年度の運用実績は反映されないことに留意する必要がある。例えば令和2(2020)年度の積立比率は、令和元(2019)年度末積立金を基に算出され、令和2(2020)年度中の運用実績は反映されない。

2-4-21 図表2-4-8は積立比率(時価ベース)の推移を示したものであり、図表2-4-9は積立比率(時価ベース)の推移を図示したものである。

令和2(2020)年度の積立比率(時価ベース)は、厚生年金計では4.9、国民年金(国民年金勘定)では7.1となっている。厚生年金の実施機関別では、地共済が5.2とやや高くなっている他は4.8~4.9で同程度となっている。

なお、国共済及び私学共済の平成29(2017)年度の積立比率(時価ベース)が平成28(2016)年度に比べて低下しているのは、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、平成28(2016)年度に厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管された⁹⁶こともあり、平成28(2016)年度末積立金の額が減少した影響が大きい。

⁹⁶ 地共済については、平成28(2016)年度に、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

図表2-4-8 積立比率（時価ベース）の推移

年度	厚生年金計				国民年金 (国民年金勘定)
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 (西暦)					
17 (2005)	・	6.2	・	・	5.2
22 (2010)	・	4.8	・	・	7.3
27 (2015)	5.2	5.1	5.2	5.4	7.5
28 (2016)	4.9	4.8	4.9	5.0	6.6
29 (2017)	5.0	4.9	4.9	5.6	7.1
30 (2018)	5.1	5.1	5.1	5.8	7.8
元 (2019)	5.1	5.1	5.0	5.7	8.1
2 (2020)	4.9	4.9	4.9	5.2	7.1
対前年度増減差					
22 (2010)	・	△0.0	・	・	2.1
27 (2015)	・	0.3	・	・	1.1
28 (2016)	△0.3	△0.3	△0.3	△0.4	△0.9
29 (2017)	0.1	0.1	△0.0	0.6	0.4
30 (2018)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7
元 (2019)	0.0	0.0	△0.1	△0.1	0.3
2 (2020)	△0.2	△0.2	△0.2	△0.4	△1.1

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含めた推計値である。

注2 国民年金(国民年金勘定)は、国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

注3 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

図表2-4-9 積立比率（時価ベース）の推移

